

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第65号
2015.12

目次

巻頭言

国際協力部について思うこと

国際協力部長 阪井 光平 …… 1

寄稿

イスラームと立憲主義をめぐる問題の諸相：歴史的コンテクストから考える（1）

福山市立大学都市経営学部都市経営学科准教授 桑原 尚子 …… 8

国際研修

ラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）

「法曹養成」本邦研修

国際協力部教官 堤 正明 …… 14

第7回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修

国際協力部教官 内山 淳 …… 25

第16回日韓パートナーシップ共同研究

国際協力部教官 渡部 吉俊 …… 34

国際研究

東ティモール共同法制研究

国際協力部教官 渡部 吉俊 …… 41

ラオス司法大臣等招へい

国際協力部教官 堤 正明 …… 47

外国法令紹介

カンボジア民法関連の不動産登記に関する共同省令，
民事訴訟法関連の不動産登記に関する共同省令（2の1）

国際協力部教官 内山 淳 …… 55

活動報告

ラオス法律人材育成の課題と展望—立法過程に着目して—

元 JICA 長期派遣専門家（現横浜地方検察庁 検事） 中村 憲一 …… 129

～国際協力の現場から～

統括国際協力専門官 藤生 康裕 …… 158

E～MAIL

162

～ 巻頭言 ～



国際協力部について思うこと

法務省法務総合研究所

国際協力部長

阪井 光平

法務省法務総合研究所国際協力部は平成13年4月に設置され、同年12月に大阪市福島区福島の新たに完成した「大阪中之島合同庁舎」に移転した。私は、平成14年4月に大阪地方検察庁に異動し、以後2年間、同庁で勤務した。といっても、大阪地方検察庁で検察官として捜査等に従事していたのであり、国際協力部とは縁がなかった。本年7月に国際協力部長を拝命し、平成16年3月以来の中之島合同庁舎勤務となったが、同庁舎周辺の景観が一変していることに驚いた。庁舎西隣には高層マンションとレストラン・スーパーマーケット等が入る商業施設が建っており、更にその西隣には朝日放送が移転してきていた。堂島川の対岸には、新しく立てられた瀟洒なビルが並び、京阪電鉄中之島線も開通して、「渡辺橋」が最寄り駅となっていた。

国際協力部長就任に際し、法整備支援に携わる者のバイブルともいえる元法務大臣、東京大学名誉教授の故三ヶ月章先生の著書「法学入門」を再度熟読した。そして、国際協力部報である「ICD NEWS」第3号（平成14年5月）に三ヶ月先生が寄せられた巻頭言「法律家の叢智結集の新たな場」を読み、次の一節に強い感銘を受けた。いささか長くなるが引用する。

「アジア各国に対する法整備支援・協力ということは、これまで蝸壺の中に閉じこもりがちであった日本の法律家にとっては、全く新しい課題であり、経験である。とはいいながら、上述したアジア諸国の熱気に満ちた視線を浴びつつわが国でもその組織化の努力が、量においても質においても、目覚ましい勢いで広がりつつあるのは事実であり、特にその中であって、昨年暮れから大阪の中心部に立派な拠点を持つに至った『法務総合研究所国際協力部』の新設ということは、この日本の新しい国際的課題に国を挙げて取り組むということ鮮明にしたものとして特記されなければならない。」「アジア諸国に先だって、全く独力で、フランス法・ドイツ法・英米法、という世界の法制度の三大潮流を自らの栄養として取

り込んだ日本の法律制度と法学は、かくて、漸く外に向かって自らの体験を語りかけるべき時を迎えたのである。」

法務省は、平成6年のベトナムに対する支援から法整備支援活動に本格的に取り組み始め、国際協力部が設立された平成13年4月の時点では、支援対象国は、カンボジア、ラオスに広がり、ベトナムには長期専門家として検事を既に派遣していた。以後、国際協力機構（JICA）と協働しつつ、支援対象国は更に拡大し、平成27年11月現在で、法務省は、ベトナム、カンボジア、ラオスそしてミャンマーに裁判官出身者を含む合計7名の検事を長期専門家として派遣し、さらに、本年度中にインドネシアに裁判官出身者を含む2名の検事を派遣する予定である。国際協力部で内勤する部長以下の職員で、これら長期専門家の活動を国内からバックアップしている。

このように量的に拡大した国際協力部は、三ヶ月先生が熱く期待されたような日本の法整備支援の拠点としての実質を備え、十分に機能しているか。国際協力部が設立された後、大阪に拠点を移すまでの間の平成13年9月に浦安市の法務省浦安総合センターで開催された第3回法整備支援連絡会において、当時の尾崎道明国際協力部長は、法整備支援活動を行うに当たり対処すべき課題として、①対象国との間の「言葉の壁」を乗り越えること、②支援に当たる人材の発掘・育成を行い、支援関係者相互の連絡・協調を図ること、③支援に当たる外国・国際機関と連絡協調を行うことの3点を挙げられた。これまでの国際協力部の活動の中で、これらの課題は克服されてきたか、私の思うところを述べる。

①の言葉の壁については、日本の検事や裁判官に、先に掲げた対象国の言語を、英語と同様に継続的に学習してきた者がいることを望むのは難しい。そして、国際協力部に教官として異動し、対象国に派遣するまでの間にそのようなレベルに達することを望むのも酷に失する。しかしながら、国際協力部の教官は、担当する国に対する本邦研修の実施や、現地セミナーへの参加等、極めて多忙な日常の中で、派遣予定国の言語を工夫して学習しており、赴任後もその努力を継続している。現地での外国人によるスピーチコンテストで優秀な成績を収める者もあり、日常生活には不自由しない程度の語学力は習得している。英語については、長期専門家はすべて相当程度の語学力を有しており、高度な内容の文献を読むこと、執務に必要な事項を英語で表現するに十分なレベルに達している。口頭表現力も高く、共に海外出張に行くたびに、派遣前の教官が、様々な局面でしっかり英語で会話しているのを横で見ているのを頼もしく思うところである。しかしながら、現地語を一定程度使用できるとしても、法的概念を

きちんと理解し合えるほど使えるかといえ、残念ながら否定せざるを得ない。英語を使用するとしても、対象国の担当者が十分な英語力を有するとは限らない。このような困難を克服するためには、優秀な通訳が必要となる。国際協力部は、これまでの現地及び日本における様々な支援活動を進める中、日本語と現地語に通じ、法律の知識も豊富な通訳を相当数確保している。もちろん、通訳については、支援活動が量的に拡大するにつれ、新たな人材を絶えず発掘する努力が必要であるが、それについても、現地と日本の双方において、大学等と連携しつつ対処しているところである。言葉の壁の課題は、克服されつつあるといえる。

②の人材発掘・育成と支援機関との連絡・協調体制の構築についてはどうか。法務省の法整備支援は、活動を本格化させた平成6年当時、そして国際協力部が設立された平成13年当時と比べると、現在においてはその知名度は格段に高くなっている。検事の国際分野における仕事として、若手検事に対する研修の場で法整備支援についての講義がなされている。対象国に派遣された経験を持つ検事の数が増えており、それらの者が帰任後経験談を周囲の検事又は裁判官に伝える機会も増えている。専門官として国際協力部に勤務する事務官は、法務省の検察、民事部門そして矯正を母体としているが、国際協力専門官を経験した者もそれぞれの母体に戻った後、自らの極めて有用な経験を多くの同僚に語っている。もとより、法整備支援活動は法務省のみが行っているわけではなく、大学や法科大学院でも法整備支援に関する講座が開かれており、今や法整備支援は、法科大学院生や司法修習生にもよく知られているのであって、法整備支援をしたいがために検事に任官したいという者さえいる。検事のキャリアパスにおいて、国際協力部勤務となるのは、早くても任官後7年程度経過後であるが、国際協力部勤務を希望する検事は増加しており、その希望の度合いも海外勤務が想定されることから、相当強いものである。国際協力部勤務がかなった者は、強いモチベーションを持っているのであり、そのことは、海外に派遣されることはないにせよ、専門官においても当てはまる。国際協力部では、「人材育成研修」として、検事のみならず、広く法務省の職員を対象に対象国にまで赴いて法整備支援を体験させる研修を実施しているが、この研修も法整備支援の適任者を発掘する大きなツールとなっている。このように、国際協力部内部では人材の発掘・育成については、ふさわしい体制が構築されているといえる。しかし、人材の発掘・育成は、国際協力部に有為な人材を配置するだけでは十分ではない。対象国の人を招いての本邦研修、対象国での現地セミナーでの講師、長期専門家を支えるアドバイザー等として、研究者、弁護士の方々、現役の裁判官、検察官の方々の協力は不可欠であり、各国の法制に豊富な

知見を有する方，各国が必要とする事柄について日本の制度等を的確に説明できる方を確保しておく必要がある。この点については，本邦研修・現地セミナー等を重ねることにより，概ね人材の確保はできているといえよう。ただし，人の確保は，長期専門家や教官の個人的人脈に負うところが大きく，教官相互間の口コミで伝わっている面が否定できない。人と人とのつながりは重要であることは否定しないが，対象国に関わる人々，たとえばその国の法制を研究している人，その国の社会状況・政治状況等を研究している人，その国の司法関係者と強いつながりを有する人等を積極的に把握し，データベース化するなどの工夫が必要である。

国際協力部の国内の他の支援機関との連絡・協調体制はどうかという点，これに対しては残念ながら十分であるとはいえず，改善の余地がある。わが国における法整備支援の主な演じ手は，国際協力部のほかに，JICA，大学そして弁護士等が想定される。研究者及び弁護士の中には，法務省が関わるより以前から法整備支援に携わっておられる方が相当数おられる。このような方々の地道な活動を礎として日本の法整備支援は現在の「活況」を呈しているものであり，その献身的な努力には頭が下がる。さらに，前述のとおり，法整備支援が学生に浸透するにつれ，法整備支援の世界に入る若手弁護士は増えており，研究者について同じことがいえる。当然のことではあるが，国際協力部が対象国で自発的に法整備支援活動を行う弁護士や研究者の方々の行動を制約する意図は毛頭ない。しかしながら，JICA が政府開発援助の枠組みで行う法整備支援のプロジェクトに国際協力部が深く関わっている以上，国際協力部に求められるのは，その国に対する法整備支援の拠点になることであり，少なくとも日本の誰がどのような法整備支援をその国に対して行っているのか，情報を十分に把握しておくことが必要である。その上で，支援や協力が無駄に重複したり，方針が相反しないように調整しなければ，プロジェクトの効果的な実行はおぼつかないし，他の法整備支援の演じ手の努力も徒労に終わってしまう。他の支援者がその国で具体的にどのようなことをしているのか，残念ながら国際協力部は，完全には把握できていない状況にある。演じ手相互間の調整を行う場として設けられたのが前述の法整備支援連絡会にはほかならず，平成14年度からは年に1回，大阪中之島合同庁舎で盛大に開催されている。この連絡会は，日本の法整備支援の演じ手の一大イベントであり，その啓発的效果は計り知れないものがある。しかしながら，わずか1日，せいぜい前日のワークショップを含めた2日で，十分な情報交換はなしえない。今後は，この連絡会以外に，国別法整備支援協議会なるものを立ち上げて，対象国ごとに，その国の法整備支援に関わる者が一同に会して，実質的な情報交換を行う場を設けることも考えられよう。

もう一つ，法整備支援による日本側の利益の受け手と想定される，現地で活動する

企業等の意見にも更に耳を傾ける必要があろう。JICA が法整備支援のプロジェクトを立ち上げるに当たっては、日本貿易振興機構（JETRO）等を通じて、進出企業等の意見が吸い上げられている。法律の起草支援や司法関係の人材育成等の支援を行うに際しては、原理原則を貫く厳格な姿勢は当然求められるところであるが、利益の受け手のニーズを直接聞いて、日々の支援活動に活かす姿勢もまた必要であり、それをどこでどのようにするのかは一考の余地はあるが、法整備支援連絡会にそのような観点からのプログラムを加えるなど、工夫を重ねなければならないと考える。

人材発掘・育成と支援機関との連絡・協調体制の構築については、前者に関しては概ね順調に対処されており、後者についてはなお改善の余地があると思われる。

③の支援に当たる外国・国際機関と連絡協調については、各対象国に派遣された長期専門家がその国に対して支援の行っている他のドナー国や機関に関する情報を収集した上で、個別に当該国・機関と協議したり、ドナー間会議に参加したりして連絡・協調体制を築いている。対象国にはいわゆる旧宗主国の存在等、他のドナー国や機関との間に微妙な問題が存在する。他のドナーの存在と活動状況については、プロジェクト開始時に JICA が調査し、また、対象国と十分協議して重複が起らないように配慮されている。プロジェクト開始後は、前述のとおり現地の長期専門家がドナー間会議に参加して、情報を収集している。他のドナーとのあつれきにより日本の法整備支援がそごをきたしているという状況は認められないといえようが、この問題については、国際協力部が更に積極的に検討していく必要は認められよう。

以上尾崎初代部長が指摘された点の充足状況を検討したが、全体的に見れば、この間の国際協力部の活動は、手前味噌になるが、十分に国民の期待に応えるものであり、改善の余地はあるものの、国際協力部は、日本の法整備支援の拠点としてよく機能していると考えている。その源泉は、もちろん国際協力部でこれまで働いてきた人、そして現在国際協力部で働く人である。とりわけ、対象国に長期専門家として派遣された人々の献身的な活動ぶりは特筆に値する。これは何も法務省から派遣される人に限らず、JICA から派遣される弁護士等の方々にも当然いえることである。私自身、外務省に出向し、在フランス日本大使館で勤務した経験がある。いわずと知れた先進国であり、パリ市内では公共交通機関は東京よりも発達しているといつて過言でない。自動車も自らそして家族が運転することができ、フランス国内はおろか、ヨーロッパ各国に移動できる。それでも、海外での生活には多くの苦労があった。長期専門家が派遣される国々では、公共交通は十分に発達しておらず、激しい渋滞と日本では想像

もできない運転マナーもあって、自ら車両を運転することはほぼ不可能である。治安面の問題もあって、対象国内での日常的な移動も不自由であり、随伴する家族も日本に比べると困難な生活を強いられる。海外で生活する以上、そんなことは当然である、外交官や企業の海外駐在員はそのようなことを当たり前のこととして受け入れているといわれればそれまでであるが、本来日本を拠点として活動することが想定されている日本の法曹が、自らの意思で途上国に出向いて、その国のために、そしてその国と関わる日本人のために献身的に働く姿には強い感銘を受けざるをえない。

国内においても、国際協力部の教官と専門官は、本邦研修の実施、現地セミナーへの協力等様々な局面で工夫を凝らした仕事をしている。

本年7月に国際協力部長に就任して以来、日本国内における法整備支援活動の状況について、そして、対象国での支援状況について、観察と検討を続けてきたが、日本における法整備支援の「伝統」とそれに関わってきた人々、関わっている人々の熱い思いを肌で感じている。ベトナムでは、日本の支援によって新たに建設されたハノイの空港のターミナルビルを経て、やはり日本の支援によって建設された日越友好橋とも呼ばれているニヤッタン橋を渡って市内に入った。市内では、JICAの法整備支援プロジェクトを現地で進める長期専門家達と交わり、各カウンターパートが参加する合同調整委員会（JCC）に出席し、各カウンターパートを訪れ、首脳と会談した。同国において長い伝統のある日本の法整備支援は、着実に成果が現れている、日本の支援によって、ニヤッタン橋に劣らない「法の橋」が架かりつつあると感じた。他方で、別の国では、時を同じくして日本に帰国しようとしていた日本人が、現地の警察官に、商用で来ているのであれば証明書を呈示せよと求められ、挙げ句の果てに日本円にして約5万円相当の現地通貨を脅されるようにして取られたという話を聞いた。法整備支援の効果がその国に行き渡るには、本当に長い年月がかかるのだと思い、法整備支援においては、プロジェクト期間内の具体的な成果と、長期にわたる効果の実現のバランスを常に考慮しなければならないことを痛感した。

本年は、法務省が長期専門家を派遣している国々がすべて加入しているASEAN（東南アジア諸国連合）の経済共同体が発足し、これらの国々と日本との関係はますます緊密化することとなる。法整備支援への期待はますます高まっていることを実感している。日本における法整備支援の演じ手も増加している中、法整備支援もオールジャパンで取り組む必要がある。「私がしている法整備支援」ではなく「私もしている法整備支援」という視点が必要であり、国際協力部が日本の法整備支援の拠点として、更に確固たる地位を確立することができるように、日常の活動をルーティーン化させ

ることなく、創意工夫を凝らし、当部の柴田紀子前副部長が常に口にしているように「法整備支援に対して愛をもって」、職員一同、長期専門家と共に、そして、日本において法整備支援に携わる全ての人々と共に頑張っていきたいと思う。関係者の方々の一層のご支援とご協力をお願いする次第である。

～ 寄稿 ～



イスラームと立憲主義をめぐる問題の諸相： 歴史的コンテクストから考える（1）¹

福山市立大学

桑原尚子*

はじめに

近年、公共領域における宗教の重要性が関心を集める中、多様な宗教的背景を有する人々が生活する近代民主主義国家は、宗教とどのように向き合うべきかという難問に直面している²。近代化論では近代化に伴って宗教は衰退すると考えられていたが、過去40年を振り返ってみると宗教復興の現象は世界各地に広がり、このような宗教の復興は近代化論に対してその見直しを迫るものである³。ムスリム（イスラーム教徒）が国民の過半数以上を占める諸国（以下、これらの国を「ムスリム諸国」と称する）においても、1979年のイラン革命に象徴されるように、1970年代以降イスラームを政治的なイデオロギーとして実践しようとする、いわゆる政治的イスラーム（political Islam）ないしイスラーム主義（Islamism）の潮流が顕著となり、国内外で様々な摩擦を生じながらも、現在に至るまでそれは続いている。「アラブの春」後のアラブ諸国

* 名古屋大学大学院国際開発研究科後期博士課程修了。博士（学術）。

2005年から、国際協力機構（JICA）がウズベキスタンにおいて実施した法整備支援に関する技術協力プロジェクト等に専門家等として従事。

2011年4月から2014年3月まで、高知県公立大学法人高知短期大学教授。

2014年4月から、福山市立大学准教授（現職）。専門は比較法学。

¹ 本稿は、連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野 2015」サマースクールでの講義「アジアの法と社会 2015 / イスラームと立憲主義」（2015年8月19日、於名古屋大学）の内容を一部修正加筆したものである。同講義において有益なコメントをいただいた参加者の方々にこの場を借りて謝意を表す。

² Judith Butler, Jurgen Habermas, Charles Taylor and Cornel West (2011), *The Power of Religion in the Public Sphere*, New York: Colombia University Press. [ユルゲン・ハーバマス＝チャールズ・テイラー＝ジュディス・バトラー＝コーネル・ウェスト著／エドゥアルド・メンディエッタ＝ジョナサン・ヴァンアントワーペン編／箱田徹＝金城美幸訳（2014）『公共圏に挑戦する宗教：ポスト世俗化時代における共棲のために』岩波書店]を参照。

³ ジル・ケペル（1992）『宗教の復讐』品文社, Peter L. Berger ed. (1999), *The Desecularization of the World: Resurgent Religion and World Politics*, Washington D.C.: Ethics and Public Policy Center を参照。

における新憲法制定⁴や憲法改正は、政治的イスラームないしイスラーム主義の広がりを再確認するものであった。

法整備支援の文脈でイスラームと立憲主義の問題が着目される契機となったのは、アフガニスタン戦争及びイラク戦争後の新憲法起草であった⁵。イラクでの新憲法起草においては、イスラームを国家法の法源とする趣旨の文言について、イスラームを「主たる法源の一つ (maṣḍarun raisiun li'l tashri')」とするか、あるいは「主たる法源 (al-maṣḍar al-raisi li'l-tashri')」とするかが争点となり、米国政府は後者の文言が定められるのを阻止することに傾注したと伝えられている⁶。この出来事は、イスラームを国家法の法源とする趣旨の憲法規定が法制度のイスラーム化に影響を与える重要な要素であると憲法起草者や政策決定者が考えていたことを示している。これは、Lombardi (2013a) が指摘するように、イスラームは「主たる法源の一つ」であると定められる場合は国家法がシャリーアの規範に従うべきことまで求めておらず、他方でイスラームは「主たる法源」であると定められる場合は国家法がシャリーアの規範に合致することが求められると、今日では、一般に想定されているからであろう⁷。しかしながら、イスラームを国家法の主たる法源とする趣旨の文言を憲法で最初に定めたのはシリアの1950年憲法であり、その後、同じような趣旨の条文を憲法で規定する国がアラブ諸国等へ広がっていったわけであるが、当初から同条文がすべての国家法はイスラームへ従うべきことを求める趣旨であると憲法起草者や国民が考えていたわけではなかった⁸。

最近の欧米の法学界に目を転じると、「アラブの春」後の新憲法起草及び憲法改正においてイスラームが重要な争点となったこともあり、憲法とイスラームに関する議論への関心がこれまでになく高まっている。なかでも立憲主義に関わる重要な論点の一つは、シャリーアの適用を保障する条文である。同条文が憲法に定められると、法律がシャリーアに違反する場合にこれを無効とする効果が生じうる。Lombardi

⁴ 「アラブの春」後、エジプトでは2013年憲法、2014年憲法を制定した。イスラーム主義を掲げるムスリム同胞団主導の政権の下で起草された2013年憲法の邦訳・解説として竹村和朗(2014)「エジプト2012年憲法の読解(上)(下)」アジア・アフリカ言語文化研究87号, 88号がある。

⁵ 2006年イラク憲法起草過程については同憲法起草に関わった法専門家が執筆した, Ashley S. Deeks and Matthew D. Burton (2007), “Iraq’s Constitution: A Drafting History”, 40 *Cornell Int’l L.J.* 1 が詳しい。

⁶ Gihane Tabet (2005), *Women in Personal Status Laws: Iraq, Jordan, Lebanon, Palestine, Syria*, UNESCO SHS Papers in Women’s Studies/ Gender Research No.4 [http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/SHS/pdf/Women_in_Personal_Status_Laws.pdf最終閲覧日2015年11月22日], p.10, 11を参照。

⁷ Clark B. Lombardi (2013a), “Constitutional Provisions Making Sharia ‘A’ or ‘The’ Chief Source of Legislation: Where Did They Come From? What Do They Mean? Do They Matter?”, 28 *Am. U. Int’l L.Rev.* p.733, 734を参照。

⁸ Lombardi (2013a), p.734, 737を参照。

(2013b) はシャリーアの適用を保障する条文を定める憲法を「イスラーム憲法 (Islamic constitutions)」と称し、このような条文は、「近代立憲主義のレンズを通じて、統治者が定める法はシャリーアの基本原則を尊重しなければならないという古典的なイスラームの政治原則の実現を試みる」ものであると指摘する⁹。イスラーム法が人権及び民主主義と衝突するか、あるいは調和するかをめぐっては議論の蓄積があるが¹⁰、当該国の人権保障や民主主義の在り方に影響を及ぼすとされるシャリーアの適用を保障する条文の実際の運用については、結局のところ、裁判所の判断次第であり、ムスリム諸国において憲法裁判を担当する判事の大半がイスラーム法の専門家ではなく世俗の法学教育を受けた裁判官であることに留意すべきである。

このように今日顕在化しているイスラームと立憲主義をめぐる問題の諸相を、我々は、どのように理解すればよいのだろうか。本論文の目的は、文化相対主義や、いわゆるイスラーム特殊論ないし異質論に陥ることなく、イスラームと立憲主義に関する問題の諸相を把握するための分析視角を考察することにある。そこで、まずイスラーム法についてその概要を紹介した上で、イスラームと立憲主義をめぐる論点を比較法的観点から整理し、これら論点の歴史的変遷を辿ることとする。その後、イスラームと立憲主義に関する具体的な憲法問題について考察する。

1. イスラーム法の概要

「イスラーム法 (Islamic law)」は、アラビア語のシャリーア (sharī‘a) とフィクフ (fiqh) の訳語であるが、両者の意義は厳密には異なる。シャリーアとは、神の法であり、「クルアーンに包含されている抽象的な神の則の体系」¹¹を指す。比較法学の碩学たるツヴァイゲルト＝ケッツは、西洋近代法とシャリーアの決定的な違いについて、シャリーアがその妥当根拠を、何らかの地上における法創造者の権威に基礎を置くのではなく、啓示された神の意思である点に求めることを強調する¹²。すなわち、シャリーアはすでに人間に与えられていると観念されているのであり、法学者 (faqīh [単数] / fuqahā’ [複数]) がシャリーアを発見する役割を担うわけである。他方、フィクフは、啓示を手掛かりとしてシャリーアを「理解」することを意味し、ここで言う

⁹ Clark B. Lombardi (2013b), “Designing Islamic Constitutions: Past trends and options for a democrat future”, *Int. J Constitutional Law* 11(3): 615.

¹⁰ これら議論の全体像を把握するには、イスラームと人権については Ann Elizabeth Mayer (2013), *Islam and Human Rights: Tradition and Politics*, 5th edition, Westview Press, イスラームと民主主義については John L. Esposito & John O. Voll (1996), *Islam and Democracy*, New York and Oxford: Oxford University Press が便利である。

¹¹ 堀井聡江 (2004) 『イスラーム法通史』山川出版社, 7頁。

¹² ツヴァイゲルト＝ケッツ／大木雅夫訳 (1974) 『比較法概論原論』下巻, 東京大学出版会, 667頁。

ところの「理解」とは啓示の文言から具体的な法規範を導き出し、あらゆる問題についての判断を知ることである。学問的にフィクフは、法源から具体的な規定を導き出すための方法論たる法理論 (uṣūl al-fiqh) と実定法学 (furū' al-fiqh) に分類される。実定法学はイバーダート (ibādāt) とムアーマラート (mu'āmalāt) から成り、前者には礼拝前の清め、礼拝、葬制、ザカート (宗教税)、断食、巡礼といったいわゆる儀礼行為が定められ、後者には売買、消費貸借、質権、破産、和解、債権譲渡、保証、使用貸借、先買権、賃貸借、婚姻・離婚等が含まれる。したがって西洋近代法が観念するところの実定法に相当するのは、後者のムアーマラートである。

イスラーム法の法源は、スンナ派の通説的見解によれば、クルアーン (al-Qur' ān)、スンナ (sunna)、イジュマー (ijmā') 及びキヤース (qiyās) である。クルアーンは、預言者ムハンマドに下された神の啓示で、法学者が法的判断を下す際の第一の法源である。第二の法源たるスンナは、預言者ムハンマドの範例であり、それは伝承 (ハディース ḥadīth) によって後世へ伝えられた。第三の法源たるイジュマーとは、ある時代の全ての法学者による法的判断の見解の一致である。第四の法源たるキヤースとは、法的判断について明文をもたない事案を、それと類似の事案にしたがって法的判断を下すことである。

イスラーム法はローマ法と同じく学説法として発展してきたのであり、前近代において編纂、成文化、統一されることはなかったと言われている。かようなイスラーム法の担い手は、法学者、ムフティー (muftī)¹³ 及び裁判官 (qāḍī [単数] / quḍāt [複数]) であった。

2. イスラームと立憲主義をめぐる論点

ムスリム諸国の憲法におけるイスラームと立憲主義をめぐる主たる論点は、(1)そもそも成文憲法を制定するか、(2)イスラームを国教と定めるか、(3)イスラーム法が立法の源たることを憲法で定めるか、(4)政教関係、(5)一定の法領域について宗教共同体の自治ないし自律を認めるか、(6)イスラーム法ないしイスラーム的価値と人権の相克が生じた場合にこれをどのように処理するかといったものである。

2.1. そもそも成文憲法を制定するか

法は神が定めるとの厳格な解釈に従うと、人定法たる成文憲法は認められない。サウジアラビアはこの立場に立ち、同国の1992年統治基本令 (nizām al-'asāsī lil-

¹³ ムフティーとは、法学者の中でも、法的な問題についての信徒からの問い合わせに対して法学者が示す回答たるファトワー (fatwā) を下す資格を有する者を言う。

hukum) 第1条は、クルアーン及びスンナがサウジアラビアの憲法であることを定めている¹⁴。

2.2. イスラームを国教と定めるか

ムスリム諸国の多くは、憲法においてイスラームを国教と定めている¹⁵。国教条項を有しない国は、世俗主義を国是とするトルコ、旧社会主義諸国（中央アジア諸国）、レバノン、インドネシアなど極めて少数にとどまる。

2.3. 政教関係

比較憲法学の見地からは、大半のムスリム諸国における国家と宗教の関係は、欧米諸国に比べてその分離度合いが低い、あるいは政教一致に近いとされる。

例えば、国家と宗教の関係について、①無神論型（共産主義諸国）、②強い・戦う政教分離型（フランス、トルコなど）、③宗教に対する国家の中立性重視の政教分離型（米国など）、④多文化主義及び多様性に配慮した政教分離型（カナダ、南アフリカなど）、⑤特定の宗教を優遇した政教分離型（ノルウェー、デンマーク、フィンランド、英国、ドイツなど）、⑥特定の宗教を優遇した弱い政教分離型（アイルランド、ポーランド、ポルトガル、スペイン、イタリアなど）、⑦宗教についての選択調整型（インド、インドネシア、フィリピン、シンガポール、スリランカ、レバノン、イスラエル、ケニア、ナイジェリアなど）、⑧限定された世俗法を有する型（サウジアラビア、カタールなど）及び⑨宗教法と法の一般原則の混合型（アフガニスタン、イラク、イエメン、イランなど）の9つのモデルを提示する Hirschl(2010) の分類によれば、ムスリム諸国の多くは、国家と宗教の分離度が低い上記⑦から⑨に含まれることとなる。⑦の宗教についての調整型は、世俗主義と宗教性との緊張関係を調整すべく、一般法は世俗法を採用しながら、主に身分関係及び教育について宗教共同体の自律性を認め

¹⁴ サウジアラビアの統治基本令の邦訳として、日本貿易振興機構（ジェトロ）リヤド事務所編（n.d.）『サウジアラビアの統治基本法第1～9章（第1～83条）』

[https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/middle_east/sa/law/pdf/basic_01.pdf 最終閲覧日 2015年11月22日] がある。サウジアラビアの統治体制については、辻上奈美江（2012）「サウジアラビアの体制内権力：王族のパトロネージは社会的亀裂を埋められるか」酒井啓子編『中東政治学』有斐閣、福田安志（2007）「サウジアラビアにおける統治体制」福田安志編『湾岸、アラビア諸国における社会変容と国家・政治』アジア経済研究所、を参照されたい。

¹⁵ イラク憲法第2条、シリア憲法第3条、ヨルダン憲法第2条、アラブ首長国憲法第7条、カタール憲法第1条、クウェート憲法第2条、バーレーン憲法第2条、イエメン憲法第2条、エジプト憲法第2条、リビア暫定憲法第1条、チュニジア憲法第1条、アルジェリア憲法第2条、モロッコ憲法第6条、アフガニスタン憲法第2条、パキスタン憲法第2条、バングラデシュ憲法第2A条、マレーシア憲法第3条。オマーン及びサウジアラビアにおいては、憲法に相当するオマーン国家基本令第2条、サウジアラビア統治基本令第1条。

るものであり、⑧の限定された世俗法を有する型においては、大半の法領域は宗教法によって規律されるが、例えば経済活動に関する法領域へは宗教法の適用が及ばない、と言う。⑨の宗教法と法の一般原則の混合型は、Hirschl が言うところの「憲法上の政教一致 (constitutional theocracy)」の理念型に最も近いとされる。例えば 2006 年制定のイラク憲法は、第 2 条で「イスラームは国家の公式宗教であり、かつ立法の基本的な源である。」「民主主義の諸原則に反する法は認められない。」と謳い、第 5 条で国民主権を定めている。また、宗教の自由などの権利カタログだけでなく、イラクが批准した国際人権に関する条約もイラク憲法に反しない限りイラク法として認めること (第 44 条) を定めていることについて、Hirschl は、かようなイラク憲法の下で、「法律は、イスラーム、民主主義、個人の権利及び自由、並びに国際人権に従わねばならず、これは、安定した政治のための困難な仕事である。」と評している¹⁶。

また、Mancini and Rosenfeld(2014) は、国家と宗教の関係に関する憲法モデルとして、①公領域からの宗教の完全な排除を指向する戦う世俗主義型 (フランス、トルコなど)、②諸宗教への中立性を維持する一方で非宗教性を指向する世俗主義型 (最近の米国)、③アイデンティティ構築のために主流派宗教の要素を取り込む信仰告白世俗主義型 (イタリアなど)、④マイノリティへの寛容を制度化した国教型 (英国、スカンジナビア諸国、ドイツなど) 及び⑤各宗教共同体へ集团的自治を与えるミレット型 (イスラエルなど) を挙げる。ムスリム諸国の多くは⑤のミレット型に分類されることとなる。Mancini and Rosenfeld(2014) は⑤のミレット型について、それが世俗主義にとって不都合であるだけでなく、個人よりも集団を過度に優遇するものである、と評している¹⁷。

(次号に続く)

¹⁶ 以上のハーシュルの国家と宗教の関係の分類については、Ran Hirschl (2010), *Constitutional Theocracy*, Cambridge, Massachusetts and London: Harvard University Press, Chapter 2 を参照。

¹⁷ 以上の Mancini and Rosenfeld (2014) の分類については、Susanna Mancini and Michel Rosenfeld (2014), “Introduction”, in Susanna Mancini and Michel Rosenfeld eds., *Constitutional Secularism in an Age of Religious Revival*, Oxford: Oxford University Press を参照。

～ 国際研修 ～

ラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2） 「法曹養成」本邦研修

国際協力部教官

堤 正 明

第1 はじめに

2015年（平成27年）8月23日（日）から同年9月2日（水）まで（移動日を含む。）¹、ラオス国立大学法政治学部長ヴィエンヴィライ・ティエンチャンサイ氏を団長とする研修員17名²を対象に、ラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）「法曹養成」本邦研修（以下「本研修」という。）を実施した³。

第2 研修の背景

- 1 ラオスでは、現在、2010年（平成22年）7月から2014年（平成26年）7月の4年間にわたり実施されてきた独立行政法人国際協力機構（JICA）のプロジェクトである「法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ1）」（以下「フェーズ1」という。）に引き続き、2014年（平成26年）7月から、「同プロジェクト（フェーズ2）」（以下「フェーズ2」という。）が4年間の計画で実施されている。フェーズ2では、フェーズ1の成果を土台にして、引き続き、司法省、最高人民裁判所及び最高人民検察院に法学教育機関であるラオス国立大学を加えた関係4機関をラオス側の実施機関とし、法令起草能力や法令運用・執行能力の向上、法学教育・法曹養成研修・継続的実務研修の改善及び法令の普及・理解促進能力の向上を図ることを目的としている⁴。
- 2 その柱の一つである法曹養成研修の改善について、ラオスでは、従来、法曹三者を各別に養成していたシステムを変更し、日本型の法曹養成システムを参考に、

¹ 別紙1（日程表）参照。

² 研修員は、ラオス国立大学法政治学部長のほか、司法省国立司法研修所長、最高人民裁判所司法研修所長、最高人民検察院検察官研修所研修部副部長、ラオス弁護士会副会長ら、ラオスの法学教育・法曹等養成分野における中枢の人材によって構成されている。

詳細については、別紙2（研修員名簿）のとおり。

³ なお、本研修は、ラオス司法大臣等招へいに係るプログラムと一部の内容（司法研修所訪問）を共同で実施したものである。

司法大臣等招へいの詳細については、本号「ラオス司法大臣等招へい」を参照いただきたい。

⁴ フェーズ2の形成過程等については、ICD NEWS 第61号「ラオス法律人材育成強化プロジェクトフェーズ2が開始！一基礎能力向上から実務能力向上へ」を参照いただきたい。

2015年（平成27年）1月から、司法省傘下に設置されている「National Institute of Justice」（国立司法研修所）（以下「NIJ」という。）において、司法省職員のほか、将来、裁判官・検察官・弁護士として活躍する「法曹の卵」の養成を行っており、フェーズ2においても、これまでの司法研修所や東京地方裁判所等の訪問⁵により得られた知見を有効利用し、法曹養成研修等の改善に取り組む能力の向上を目的とした活動が行われているところである。また、ラオス側は、日本の法曹関係者が法科大学院から実務での研修までを一連のプロセスとして理解し、それぞれの段階でどのような目的を設定し何を身に付けさせるのかについて共通認識をもって実施していることに強く感銘を受けており、プロジェクト活動の中でも、その発想を取り入れて法曹養成の各段階におけるカリキュラム・教授方法の改善や教材開発・利用方法の研究・見直しを行うことを強く望んでいるところである。

第3 研修の目的

本研修においては、法科大学院や司法研修所といった法学教育・法曹養成に関連する施設の訪問や法科大学院教授、実務修習における指導係検事等の法学教育・法曹養成の担当者による講義を通じて、プロセスとしての法曹養成の観点から、カリキュラムの策定・検証・改善の方法、教材開発の方法、教授方法の改善・研究の方法について知見を提供するとともに、研修員との意見交換や協議等を実施し、ラオスの法曹養成において抱える問題点及びその解決策を具体化していくことを目的とした。

第4 研修の内容

- 1 ラオス側発表・協議「各プロセスにおけるラオス法曹養成の概要、課題、検討」
ラオス国立大学法政治学部民法学科長ヴィサイ・シーハーパンヤ氏から同学部のカリキュラムの概要及び本研修での関心事項について、司法省国立司法研修所人事開発部長ラッサミー・シーサムット氏からNIJのカリキュラム概要及び課題等について、最高人民裁判所司法研修所部長ティッパゾン・ラットウォンサイ氏からラオスにおける裁判官養成制度の概要及び課題等について、最高人民検察院検察官研修所研究IT部長ブアカム・パダップディ氏からラオスにおける検察

⁵ 2014年（平成26年）8月、司法省法・司法研修所長（当時）、最高人民裁判所司法研修所長、最高人民検察院検察官研修所長らを対象に、司法研修所訪問、司法研修所教官との意見交換、東京地方裁判所訪問、裁判官との意見交換等を内容とする日本・ラオス法曹人材育成強化共同研究を実施した。

詳細については、ICD NEWS 第61号「日本・ラオス法曹人材育成強化共同研究」を参照いただきたい。

官研修カリキュラムの概要及び課題等について，ラオス弁護士会執行委員マニチャン・ピラパン氏からラオスにおける弁護士研修の概要等について，それぞれ発表が行われ，研修員らは，各プロセスにおける研修等の概要，各機関が抱える課題及び本研修での関心事項等について改めて共通認識を得ることができた。



ヴィサイ氏



ラッサミー氏



ティップパソーン氏



ブアカム氏



マニチャン氏

2 講義・訪問等

(1) 講義・意見交換「日本における法曹養成」

当部の阪井光平部長から，法科大学院での教育，司法修習での研修の具体的な内容や「法曹（HOSO）」という言葉の意味のほか，日本における法曹養成においては，共通の試験，共通の修習を経ることによって強い一体感，連帯感が生まれていることなどについて，講義が行われた。

意見交換では，研修員らから，「法科大学院の卒業生が法曹実務家ではなく研究者に進むことができるのか。」，「ラオスにおける大学，NIJ，継続的実務研修の各段階における教育・研修内容の重複はどのように解消したらよいのか。」，「なぜ，日本の司法研修所は最高裁判所の下にあるのか。」などの質問が行われた。



阪井国際協力部長による講義の様子

(2) 東京地方裁判所訪問，意見交換「民事裁判実務修習・任官後における裁判官研さん」

東京地方裁判所の民事部を訪問し，裁判官室や書記官室等を見学させていただいた。裁判官室では，裁判官の席の配置，修習生の座る位置などについて質問が行われ，研修員らは，裁判官室での合議や意見交換，修習の状況などについて関心を示していた。

引き続き行われた概要説明では，本多知成裁判官，谷口園恵裁判官，山田明裁判官及び松本利幸裁判官に出席いただき，民事裁判修習の概要として，分野別実務習（民事裁判修習）の内容，選択型実務修習の概要や東京地裁における選択型実務修習の内容について，東京地裁民事新任判事補研さんの概要として，新任判事補の配属，東京地裁民事部における新任判事補の研さん内容等について，説明が行われた。

意見交換では，研修員らから，「修習生や新任判事補が一つの事件の検討に要する期間はどのくらいか。」，「裁判官が行政機関に研修を行うことがあるのか。」，「修習生，新任判事補は，それぞれどのように評価されているのか。」，「選択型実務修習はどのようにして選ぶのか。」，「東京地裁の裁判官が司法研修所に出張して講義することはあるのか。」など広範な質問が行われた。

(3) 講義・意見交換「任官後における検察官研修～カリキュラム検討・教材開発を中心に」

法務総合研究所秋山仁美研修第一部長から，新任検事研修のカリキュラム内容，教材の説明などを中心に，検事任官後の継続的研修についての講義が行われた。講義の中では，模擬の犯行状況が撮影されている映像教材を使用して，新任検事研修の内容を一部体験することができ，研修員らは，映像教材を活用しての研修に興味を持っていた。

意見交換では、研修員らから、「新任検事の研修を行うに当たって、法務総合研究所の教官だけで足りるのか。」「研修後の評価はどのように行うのか。」「後輩検事の指導をするに際してどのような思いを持っているのか。」「外部の講師を招く場合の予算はどのように確保しているのか。」などの質問が行われた。



秋山研修第一部長による講義の様子

(4) 講義・意見交換「司法修習における弁護修習・弁護士研修～カリキュラム検討・教材開発を中心に」

最初に、志賀剛一弁護士から、弁護修習制度の実際として、弁護修習の目的、集合修習における民事弁護カリキュラム、導入修習、分野別実務修習及び選択型修習の概要等について、続いて、奥国範弁護士から、日本の弁護士研修の現状として、弁護士研修の主体、新規登録弁護士研修、倫理研修及び業務研修の概要等について、講義が行われた。

意見交換では、研修員らから、「実務修習で株取引や知的財産権に関するビジネスローを学ぶことがあるのか。」「弁護士会のガイドラインで実務修習を管理しているのか。」などの質問が行われた。



志賀弁護士及び奥弁護士による講義の様子

(5) 講義・意見交換「司法修習における検察実務修習～カリキュラム検討を中心に」

東京地方検察庁総務部小谷ゆかり検事から、検察修習制度として、分野別修習のカリキュラム概要、選択型修習の概要、司法研修所との連携等について、講義が行われた。

意見交換では、東京地方検察庁総務部澤田康広副部長，同兒玉徹検事にも参加いただき，修習生に配てんされる事件の内容や修習生に対する評価方法等についての質疑応答が行われた。



小谷検事による講義の様子

(6) 講義「司法修習における刑事裁判修習・任官後における裁判官研さん」

協議・意見交換「裁判修習及び裁判官研さんにおけるカリキュラム検討・教材開発を中心に」

波床昌則弁護士から，法曹養成課程における連続性・継続的教育の必要性，大学における教育，司法研修所における教育，実務修習における教育，任官後における裁判官研さんの概要などについて，当部湯川亮教官から，刑事裁判修習における教材の概要，判事補の集合研さんなどについて，講義が行われた。

協議・意見交換では，研修員らから，「大学，法科大学院，司法研修所，各実務機関の間で，教材や教える範囲について会議を行っているのか。」，「裁判官の任官後の研修について，異動する前や裁判長になる前に研修を受けるのか。」，「大学，法科大学院，司法研修所において，担当する教授あるいは教官が教科書を書くことになるのか。」，「司法研修所において，教官が作成した教材をチェックする機関はあるのか。」などの多岐にわたる質問が行われるとともに，ラオスの法曹養成における各機関の役割分担やカリキュラム作成，教材開発の在り方などについて活発な意見交換が行われた。



波床弁護士による講義の様子

(7) 法科大学院訪問，講義・意見交換・協議「法科大学院における教育～カリキュラム検討・教材開発を中心に」

早稲田大学大学院法務研究科を訪問し，同研究科長甲斐克則教授から，法科大学院のカリキュラム概要などについて，同研究科塩野谷高教授から，法科大学院における授業の概要，教材の作成方法，授業の進め方などについて，同研究科高橋和人教授から，汎用性のある法的スキル，法曹養成機関における分担などについて，それぞれ講義が行われるとともに，法廷教室等を見学させていただいた。

意見交換・協議では，研修員らから，「法科大学院の教科書の内容はどのように定めているのか。」，「法科大学院の教育内容を司法研修所と協議して決めることがあるのか。」，「法科大学院と学部の違いはどの点にあるのか。」，「法科大学院を卒業した者がどのようにしたら研究者になることができるのか。」，「法科大学院を卒業するための評価は最終の試験のみか，平常点も加味されるのか。」，「法科大学院のカリキュラムを管轄するのは文部科学省か。」など広範にわたる質問が行われたほか，意見交換・協議を傍聴していた法科大学院生に対し，「法学部と法科大学院で取得できる知識に違いはあるか。」などの質問が行われた。



早稲田大学大学院法務研究科訪問時の様子

(8) 司法研修所訪問・意見交換

司法研修所を訪問し、階段教室での講義等を見学させていただくとともに、概要説明では、吉崎佳弥司法研修所事務局長から、司法研修所の位置付けや目的、カリキュラム概要などについて、説明が行われた。

意見交換では、畝本毅司法研修所検察上席教官、西澤芳弘教官、中田光治教官、大前裕之教官及び浅川啓所付に参加いただき、研修員らから、「教官室同士で相互に情報共有して教える内容を協議することがあるのか。」「教え方の引継ぎや技術の伝承はどのようにしているのか。」などの質問が行われた。

3 ラオス側発表「各プログラムの実施結果を踏まえた課題・今後の解決策～カリキュラム改善・教材開発を中心に」、総括質疑

- (1) 本研修における各プログラムで学んだこと、今後の課題等についての研修員らによる協議を踏まえ、ラオス国立大学法政治学部長ヴィエンヴィライ・ティエンチャンサイ氏から、本研修で学んだ点として、日本においては、法曹養成のそれぞれの段階における教育・研修について連携が図られており、各人の能力を段階的に強化していくなど質の高い法曹を養成していること、カリキュラムが段階ごとに合理的かつ組織的であること、映像教材を活用するなど教授方法がバリエーションに富んでいること、法曹養成に関わる教授・教官が人事交流をすることで情報の共有がなされていること、法科大学院、司法修習、実務での研修に至る過程で理論から実務教育への橋渡しが適切にされており、法曹となった後の研修・研さんも充実して行っていることなどが発表された。ラオスにおいて改善すべき事項としては、NIJでの修習内容を含め、実務ですぐに法律を使いこなして仕事ができる能力を身に付けさせるようカリキュラムを改正し、教材を開発していくべきこと、各段階で教官が同一でありカリキュラムが重複している問題点に対しては、教官の人材不足を補うためにまずはカリキュラムを工夫して教える内容の重複を回避していくべきことなどが発表された。
- (2) 総括質疑では、当部阪井部長のほか、本研修の講義を担当していただいた秋山研修第一部長、志賀弁護士、奥弁護士、澤田総務部副部長、兒玉検事、小谷検事、塩野谷教授に参加していただき、「今後、ラオスにおいて、理論よりも実務を重視して教育・研修をしていくことについて、どのように思うか。」「教材をどのように作成していったらよいか。」「修習後に法曹三者の各進路を決める基準、ルールはあるか。」「予算がないというラオスの現状の中で、どのようにして質の良い法曹を育成すればよいか。」などといったラオス側が設定したテーマについて、活発な質疑応答が行われた。



総括質疑の様子

第5 おわりに

本研修において、研修員らは、日本の法曹養成の各段階において実施されているカリキュラムや教材開発、教授方法等に関する詳細な講義、意見交換等を通じて、日本の法曹三者が、いずれも「法科大学院教育→司法試験→司法修習→実務での継続教育」を一連のプロセスとして理解し、各段階において達成すべき目標をはっきりと設定しながら、各段階で身に付けさせるべき知識、技術等に関する共通認識を持って法学教育・法曹養成等を実施していることについて、改めて具体的なイメージを持つことができたものと思われる。各講義等においては、しばしば時間を超過しても質問の手が挙がるなど積極的に質問する姿が見られ、また、総括質疑においても、更に意見交換、質疑応答がしたかった旨の発言がされるなど、帰国後においても、ラオスの法曹養成における問題点及びその解決策を具体化していくために真摯な検討をすることが十分に期待できるものと思料される。

最後に、御多忙の中、本研修で講義を引き受けていただいた講師の皆様、訪問を受けていただいた司法研修所、東京地方裁判所及び早稲田大学大学院法務研究科の皆様、長期派遣専門家を始めとする関係者の皆様に、この場を借りて改めて御礼を申し上げます。

以上

ラオス「法曹養成」本邦研修日程表

[教官：塚部教官，堤教官，湯川教官 専門官：白井専門官，岸田専門官]

月 日	曜日	10:00 12:30	14:00 16:30
8 /	日	移動日	
23			
8 /	月	JICAブリーフィング TIC	移動 国際協力部 オリエンテーション ラオス側発表・協議「各プロセスにおけるラオス法曹養成の概要，課題，検討」 法総研第4教室
24			
8 /	火	東京地方裁判所訪問 意見交換「民事裁判実務修習・任官後における裁判官研さん」 東京地方裁判所	所長主催意見交換会 記念写真撮影 講義・意見交換「日本における法曹養成」 国際協力部長 阪井光平 法総研第4教室
25			
8 /	水	講義・意見交換「任官後における検察官研修～カリキュラム検討・教材開発を中心に」 法務総合研究所研修第一部長 秋山仁美 法総研第4教室	講義・意見交換「司法修習における弁護士修習・弁護士研修～カリキュラム検討・教材開発を中心に」 志賀・飯田・岡田法律事務所弁護士 志賀剛一 奥綜合法律事務所弁護士 奥国範 法総研第4教室
26			
8 /	木	講義・意見交換「司法修習における検察実務修習～カリキュラム検討を中心に」 東京地検総務部副部長 澤田康広 同検事 兒玉 徹，同検事 小谷ゆかり 法総研共用会議室	講義「司法修習における刑事裁判修習・任官後における裁判官研さん」 山本・波床法律事務所弁護士 波床昌則 国際協力部教官 湯川亮 法総研共用会議室
27			
8 /	金	協議・意見交換「裁判修習及び裁判官研さんにおけるカリキュラム検討・教材開発を中心に」 山本・波床法律事務所弁護士 波床昌則 国際協力部教官 湯川亮 法総研共用会議室	法科大学院訪問 講義・意見交換・協議「法科大学院における教育～カリキュラム検討・教材開発を中心に」 早稲田大学大学院法務研究科教授 甲斐克則ほか 早稲田法科大学院
28			
8 /	土		
29			
8 /	日		
30			
8 /	月	ラオス側協議～午後の発表・質疑準備 法総研第4教室	各講師 法総研第4教室
31			
9 /	火	評価会・修了式 法総研共用会議室	司法研修所訪問(ラオス司法大臣招へいと共通) 司法研修所
1			
9 /	水	移動日	
2			

TIC: 独立行政法人国際協力機構(JICA) 東京国際センター

ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)「法曹養成」本邦研修

1	ヴィエンヴィライ・ティエンチャンサイ
	Mr. Viengvilay THIENGCHANHXAY ラオス国立大学法政治学部長
2	ジヨムカム・ブパーリワン
	Dr. Chomkham BOUPHALIVANH 司法省国立司法研修所長
3	ブンクワン・タウィサック
	Mr. Bounkhouang THAVISACK 最高人民裁判所司法研修所長
4	ヴィサイ・シーハーパンヤ
	Mr. Vixay SYHAPANYA ラオス国立大学法政治学部民法学科長
5	シウィサイ・パサンポーン
	Mr. Sivixay PASANPHONE 司法省国立司法研修所副所長
6	センパチャン・ウオンポートーン
	Mr. Sengphachanh VONGPHOTHONG 司法省国立司法研修所副所長
7	ヴィエンサワン・センスリヤー
	Ms. Viengsavanh SENGSOULIYA 最高人民検察院検察官研修所研修部副部長
8	ダーブサダーチャン・ウオンサイ
	Mr. Dabsadachanh VONGXAY 最高人民検察院検察官研修所官房長
9	ブアカム・パダップディ
	Ms. Bouakham PADAPDY 最高人民検察院検察官研修所研究IT部長
10	ヴィライ・ランカーヴォン
	Ms. Vilay LANGKAVONG ラオス国立大学法政治学部政治学科長
11	ラッサミー・シーサムット
	Ms. Latsamy SYSAMOUTH 司法省国立司法研修所人事開発部長
12	ティツパソーン・ラットウオンサイ
	Mr. Thiphasone LADVONGXAY 最高人民裁判所司法研修所部長
13	ペッサマイ・サイモンクン
	Ms. Phetsamay XAYMOUNGKHOUNE 司法省国立司法研修所研修部長
14	スリントーン・ポムマチャン
	Mr. Soulinthon PHOMMARCHAN 最高人民裁判所司法研修所専門官
15	ダーヴォン・カムシー
	Ms. Davone KHAMSY 最高人民裁判所司法研修所専門官
16	ヴィエンサワン・パンタリー
	Mr. Viengsavanh PHANTHALY ラオス弁護士会副会長
17	マニチャン・ピラパン
	Ms. Manichanh PHILAPHANH ラオス弁護士会執行委員

～ 国際研修 ～

第7回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修

国際協力部教官

内 山 淳

第1 はじめに

2015年9月7日(月)から同月18日(金)まで(移動日を含む。), ソー・ダニー (So Dany) 司法省総務部副部長を団長とする研修員16名¹を対象に, 第7回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修(以下「本研修」という。)を実施した。

本研修は, 2012年4月からスタートした「カンボジア民法・民事訴訟法普及支援プロジェクト」²の一環である。

このプロジェクトでは, 従来から, 主として, カンボジア民法に関する要件事実の理解と実践的な運用を中心に本邦研修を実施してきたところ, 前回及び前々回(第5回, 第6回)の本邦研修³では, カンボジア側の関心が高い分野の中から合計8つの紛争類型(金銭消費貸借, 賃貸借, 交通事故, 離婚, 所有権移転登記請求, 所有権移転登記抹消登記請求, 離婚に伴う財産分割, 相続に伴う遺産分割)を取り上げ, 各出題事例について, 研修員による訴状及び答弁書の起案, 講師による講評を実施した。

本研修では, 上記出題事例の中から, 「金銭消費貸借」「交通事故」「所有権移転登記抹消登記請求」を取り上げ, 仮差押や仮処分の申立書の起案, 本案訴訟における原告及び被告の準備書面の起案をしてもらうことにした。各事例については, 関連する民事保全手続や要件事実等を当部教官が説明し, 各起案については, 南敏文弁護士(元裁判官)に講評していただいた。

なお, 次回以降の本邦研修では, 本研修で取り上げた出題事例を基に, 争点について事実認定を要する判決書の起案等を実施し, 保全申立てから判決書までの各種書面

¹ 研修員は, 司法省(MOJ: Ministry of Justice), 王立司法学院(RAJP: Royal Academy for Judicial Professions), 弁護士会(BAKC: Bar Association of the Kingdom of Cambodia), 王立法律経済大学(RULE: Royal University of Law and Economics)の4機関から選出された。

詳しくは, 別紙1(研修員名簿)のとおり。

² カンボジアにおける法整備支援プロジェクトの詳細は, 既刊のICDNEWS各号及び国際協力部ホームページ内の「カンボジア」(http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_cambo.html), JICAホームページ内の「プロジェクト概要」(<http://www.jica.go.jp/project/cambodia/014/outline/index.html>)等を参照されたい。

³ 前回及び前々回の本邦研修の概要については, ICD NEWS第62号「第5回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修」, 同63号「第6回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修」を参照されたい。

について一貫性のある記載例の作成を予定している。

第2 研修内容

研修内容の概要は、別紙日程表⁴のとおりであるが、以下、いくつか取り上げて紹介したい。

1 訪問

(1) 群馬弁護士会

群馬弁護士会訪問では、弁護士会館と法律事務所コスモスを訪れ、それぞれの施設内の見学（法律相談室等）、事前質問への回答（交通事故の賠償金や養育費等のそれぞれの算定基準等）、意見交換などの機会をいただいた。

意見交換では、群馬弁護士会長を始めとして、多くの弁護士の先生方に御出席いただいた。

弁護士会館での意見交換では、弁護士の予算額、財源、弁護士会役員の報酬の有無、女性弁護士の割合等、カンボジア弁護士の運営で参考にすると思われる事項についての質問が多かった。また、仮の地位を定める仮処分の具体例、保全の申立て時に必要な疎明の程度等、民事保全の講義を踏まえ、具体的なイメージ作りに資する事項についての質問もあった。

法律事務所コスモスでは、事件記録の保管期間、受理事件数の把握方法、依頼人からの預り金等の保管方法等、弁護士が実際に法律事務所を運営する上で必要となる事項についての質問が多かった。

いずれにしても、研修員からの質問は多岐にわたり、日本の弁護士の活動についての関心が高い様子であった。

(2) 早稲田大学法科大学院

早稲田大学法科大学院訪問では、施設見学（法廷教室、図書館等）、概要説明（法科大学院での授業の進め方等）、意見交換などの機会をいただいた。

意見交換では、多くの法科大学院教授や大学院生、法学部生に御出席いただいた。

意見交換では、授業時間、卒業までに必要なコマ数、定期試験の問題作成の主体や方法、法律用語を知らない初学者の学生向けの教授法、難解法律用語の説明方法、消極的な学生を議論に入らせるための促し方等、日頃、研修員がカンボジアの大学で教える際に悩んでいると思われる事項についての質問が多

⁴ 研修日程については、別紙2（日程表）を参照されたい。

かった。

また、日本では法律解釈の際、何を基礎にして解釈するのか、条文を変えることなく、法律解釈だけを変えていくことは妥当かという法解釈の本質に踏み込んだ質問もなされた⁵。

2 意見交換（民法・民事訴訟法の普及について）

各機関で実施している又はこれから実施しようと考えている方法について、率直な意見を聞いた。一例を以下に列記するが、各機関がそれぞれに工夫していることが分かる。

(1) 司法省（MOJ）

- ・地方の裁判官，検察官，行政官等向けのセミナーを州別で実施。
→資料として，民法典・民事訴訟法典を配付
- ・一般国民向けにテレビ放送を実施。
→例えば，番組内で，ソティアビ次官が夫婦共有財産について説明

(2) 王立司法学院（RAJP）

- ・民法等について，職員への基礎教育や継続教育を実施。
- ・シエムリアップ地裁では，以下を実施。
→裁判官と検察官の意見交換会
裁判所職員向けに，月1回，法律等の勉強会
国土省等の地方部局や警察官向けに，重要なテーマを取り上げた勉強会

(3) 弁護士会（BAKC）

- ・弁護士養成校を通じた活動を継続。
→地方当局者向けのサマーキャンプと称する教育セミナー
- ・Facebook を通じてケーススタディ等の説明。
- ・弁護士による個別相談
→住宅ローンの借主向けに，抵当権設定等について，銀行窓口で実施

(4) 王立法律経済大学（RULE）

- ・大学では，民法等を共通科目化。
- ・教え方内容も，条文の背景や趣旨の理解，ケーススタディ等を重視。
- ・大学教授が学生に民法（特定のテーマ）を教えるセミナーを随時実施。

⁵ 研修員によると、カンボジアでは、法律解釈の参考書は少ないとのことである。また、日本では、解釈上の問題が生じた際、条文の文言に拘泥せず、条文の趣旨から合理的に解釈して解決することが比較的許容されていると思われるが、これまでの現地セミナー等で本職が受けた印象としては、カンボジアでは条文の文言を非常に重視する傾向にあり、法解釈の在り方が日本とは若干異なるように感じた。

意見交換の中では、研修員からいくつか提言もあった。

例えば、誰でもすぐに見られるように、条文や解釈本等について一元化したWEBサイトが必要である旨の指摘があった。実際には、一部存在しているが、利用しやすさや一元化の程度について改善の余地があるとのことであった⁶。

また、一般国民への普及も大切だが、その際、地方公務員への教育や普及が大切であると思うとの意見があった。その理由として、地方公務員が直接的に国民と接して仕事をしているので、地方公務員が運用を間違えると適切な普及につながらないこと、地方公務員は住民レベルでの現状や問題点をよく把握しているため、一般国民への普及にとって効果的であることなどを挙げた。



研修員同士での記載例の検討風景

3 共同研究（起案の講評）

南先生には、前々回の本邦研修から一貫して起案の講評を御担当いただきしており、毎回、実務経験に裏打ちされた的確かつ簡潔なコメントにより、研修員から好評を博している。

⁶ 研修員の中には、カンボジア司法省のホームページは、常に「工事中」となっていて利用できないため、弁護士会のホームページから資料をダウンロードしているとの発言もあった。これに対し、司法省では、資料局という部署が司法省のホームページを担当しているが、人員が1名のため、事実上機能していないとのことであった。

なお、過去の本邦研修や現地セミナーでの資料については、JICAのサイト内にプロジェクト用のホームページ (<http://www.jica.go.jp/project/english/cambodia/014/materials/index.html>) があり、研修員は、カンボジア語又は英語の資料を自由に入手できるようになっている（随時更新中）。

今回は、起案の講評だけでなく、多くの研修員が難しいと感じている民事保全（特に、仮の地位を定める仮処分）についても、具体的に御説明いただいた。

研修員からは、以下で列記したとおり、数々の質問が出たが、その傾向を分析すると、カンボジアの実務に即した問題点についての質問が多いことが分かる。

- ・ 申立書の中に「別紙」（求める主文の項目内）と「添付書類」（疎明資料列記の項目内）という言葉が出てくるが、その違いは？
（研修員によると、クメール語訳は、同じ訳語が当てられているとのことであった。）
- ・ 当事者に陳述書を出させるのはなぜか？
（カンボジアの裁判実務では、当事者の陳述書は証拠価値が低いので、提出を求めることはないとのことであった。）
- ・ 係争中の土地について、債務者所有であることの疎明資料として、登記簿謄本の代わりに、代理人が登記簿の内容を書き写した報告書で代用できるか？
（カンボジアの登記実務では、プライバシー保護という名の下に、登記簿謄本を入手できないことが多いため、その代用として弁護士の報告書を証拠とすることがあるとのことであった。）
- ・ 申立書では、「債務者は、別紙物件目録記載の不動産について、譲渡並びに質権、抵当権及び賃借権の設定その他一切の処分をしてはならない。」との決定を求める旨を記載するが、保全の必要性を記載する際、これに併せて、所有権移転のおそれだけでなく、質権や抵当権等が設定されるおそれまで書く必要があるか？
（そこまで書かないと、裁判官に保全の必要性の記載が不十分であると指摘され、却下されるのではないかという不安があるとのことであった。）
- ・ 「その他一切の処分」というのは、権利の制約として広すぎないか？
- ・ 錯誤の第三者（民法 346 条 4 項）が保護されることと判決効が第三者に及ぶこと（民事訴訟法 198 条 3 号）は矛盾しないか？⁷

⁷ 日本と異なるカンボジア独特の問題である。解釈上、民法 346 条 4 項の「第三者」は、訴え提起前の第三者を意味しており、民事訴訟法 198 条 3 号で当事者恒定効がある以上、訴え提起後の第三者は、善意無過失でも民法 346 条 4 項の第三者としては保護されず、判決効を受けることになる。この場合、請求異議の訴え（民法 363 条）も認められないと解されている。

そのため、例えば、土地売買においては、買主は、登記簿上も記載がない訴訟係属という自己の与り知らない事情により、将来的に土地所有権を失うリスクを負うことになる。これでは、土地取引の安全を阻害しかねないため、いわゆる予告登記制度を導入すべきとの考え方もある。



南先生による講評

第3 おわりに

本研修では、訳語の問題にも注目が集まった。具体的には、「証明と疎明」、「添付と別紙」、「反論と抗弁」について、研修員からは、その違いがよく分からないので教えてほしいという質問が多く出た。

主たる原因は、日本語からクメール語へ翻訳したときの訳語の問題のようである。当職は、クメール語の専門家ではないので、詳細は割愛するが、通訳人や研修員の意見では、同じような訳語が当てられていたり、訳語から受ける本来的な語感が法律概念としての意味合いと少し齟齬があったりするとのことであった。

確かに、カンボジアでは、日本が起草支援した民法・民事訴訟法が運用されてきたが、研修員を始めとするカンボジアの法律家からは、条文の言葉が分かりにくいという声を聞くことがある。

もちろん、これは、起草当時の訳語が間違っているということの意味するものではない（もっとも、限られた時間と人材の中で作り上げたものである以上、民法・民事訴訟法が不磨の大典で、細部に至るまで完璧なものであると言い切るのも難しいであろう。）。このような訳語の壁にぶつかるようになったというのは、ある意味で、カンボジアの法律家が民法・民事訴訟法を所与のものとして漫然と運用しているのではなく、自ら考えながら運用していることの証左といえる。

かつて明治時代に、日本が西洋の法律概念を適切な日本語に置き換え又は作り替えながら日本の法文化と融合させてきたように、今後は、カンボジアにおいても、既存の訳語に囚われることなく、改善が進むことを期待したい。



研修員の皆さんと

最後に、御多忙の中、研修員の起案をお読みいただき、分かりやすい講評をしてくださった南先生、快く訪問を引き受けてくださった群馬弁護士会や早稲田大学の皆様、いつもながら素晴らしい通訳とコーディネーター業務で本研修を支えてくださったスワイ・レン氏及び天川芳恵氏、研修時間外も含めていつも研修員を気遣ってくださった長期派遣専門家及び国際民商事法センターの皆様、その他多くの関係者各位に、心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

以上

第7回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修

1	ソー・ダニ
	Ms. SO Dany
	総務部副部長
2	スヴァイ・シサロット
	Ms. SVAY Sisarouth
	総括副監査長
3	ホク・チャンソバナラ
	Mr. HOK Chansovannara
	民事局 副局長
4	オル・ティリアック
	Mr. OL Thirak
	検察局 副局長
5	チャエ・ピバタナ
	Mr. CHHE Vivathnak
	カンダール始審裁判所 裁判官
6	チュン・チャンセイハー
	Mr. CHHUN Chanseyha
	シエムリアップ始審裁判所 裁判官
7	ソン・チョボワン
	Ms. SONG Chorvoin
	ブノンベン始審裁判所 検察官
8	ヴァ・サカダ
	Ms. VA Sakada
	ブノンベン始審裁判所 検察官
9	チャオ・ブンフォン
	Mr. CHAO Bunhuon
	弁護士
10	イム・ビソット
	Mr. YIM Visoth
	弁護士
11	メアス・サブン
	Mr. MEAS Savin
	弁護士
12	チェブ・トラ
	Mr. CHEAV Tola
	弁護士
13	ブオイ・ティダ
	Ms. BUOY Thida
	大学教授
14	クム・マネット
	Ms. KHIM Maneth
	大学教授
15	ヒン・キムレン
	Mr. HING Kimleng
	大学教授
16	ポリー・パンナ
	Ms. Poly Pagna
	大学教授

教官 / Professor 内山 淳(UCHIYAMA Jun), 湯川 亮(YUKAWA Ryo)

国際協力専門官 / Administrative Staff 由井 水帆子(YUI Mihoko)

第7回 カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修日程表

[教官: 内山教官, 湯川教官 専門官: 由井専門官]

月日	曜日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考	
9 / 7	月	移動日			
9 / 8	火	JICA オリエンテーション TIC	13:30～ 国際協力部 オリエンテーション TIC	講義「民事保全」 国際協力部教官 内山淳・湯川亮 TIC	
9 / 9	水	講義「民事保全」 「要件事実・各論」 国際協力部教官 内山淳・湯川亮 TIC	講義「要件事実・各論」 国際協力部教官 内山淳・湯川亮 TIC		
9 / 10	木	書式検討 国際協力部教官 内山淳・湯川亮 法務総合研究所共用会議室	所長主催意見交換会 写真撮影 法曹会館	書式検討 国際協力部教官 内山淳・湯川亮 法務総合研究所共用会議室	
9 / 11	金	書式検討 国際協力部教官 内山淳・湯川亮 TIC	書式検討 国際協力部教官 内山淳・湯川亮 TIC		
9 / 12	土				
9 / 13	日	移動			
9 / 14	月	弁護士会訪問・意見交換 群馬弁護士会	法律事務所訪問 法律事務所コスモス	移動	
9 / 15	火	意見交換「民法・民事訴訟法の普及方法について」 国際協力部教官 内山淳・湯川亮 TIC	法科大学院訪問・意見交換 早稲田大学大学院法務研究科教授 秋山靖浩 早稲田大学法科大学院		
9 / 16	水	共同研究「民事訴訟・保全の書式」 元東京高等裁判所部総括判事 南敏文 TIC	共同研究「民事訴訟・保全の書式」 元東京高等裁判所部総括判事 南敏文 TIC		
9 / 17	木	総括質疑応答 国際協力部教官 内山淳・湯川亮 TIC	評価会・修了式 TIC		
9 / 18	金	移動日			

※TIC:JICA東京国際センター

～国際研修～

第16回日韓パートナーシップ共同研究

国際協力部教官

渡部 吉俊

第1 はじめに

国際協力部では、公益財団法人国際民商事法センター及び大韓民国大法院法院公務員教育院（以下「教育院」という。）との共催により、平成27年8月31日から9月10日まで（韓国セッション）及び同年10月12日から同月22日まで（日本セッション）の間、第16回日韓パートナーシップ共同研究を実施したので、その概要を報告する。

第2 日韓パートナーシップ共同研究について

日韓パートナーシップ共同研究は、登記、供託、民事執行等の民事行政・司法行政分野の比較研究及びパートナーシップの醸成を目的として、1999年から行われているものであり、法務省・法務局及び裁判所職員から選ばれた日本側研究員が韓国を訪問して調査・研究を行うことを中心とする韓国セッションと、法院（韓国の裁判所）職員から選ばれた韓国側研究員が日本を訪問して調査・研究を行うことを中心とする日本セッションにより構成される。

第16回目の開催となった本年度においては、9月に韓国セッションが、10月に日本セッションがそれぞれ実施され、両国の研究員による活発な研究活動・意見交換が行われた。

第3 韓国セッションの概要

1 講義

(1) 「韓国の執行官制度について」

水原地方法院城南支院執行官の金炳学（キム・ビョンハク）氏から、韓国の執行官制度の概要として、執行官の身分、任命、職務、研修制度等について説明が行われた。

(2) 「登記先進化事業と主要懸案」

法院行政処司法登記局不動産登記課長の申眞燮（シン・ジンソプ）氏から、取引の安全強化、利便性向上、登記情報等の活用拡大及び業務処理能力の強化を目標に行われている登記先進化事業の取組内容について講義がなされた。

2 見学

大法院（韓国の最高裁判所）、ソウル中央地方法院及びブンダン電算情報センターをそれぞれ訪問し、韓国における裁判事務及び司法行政事務の進め方や現在取り組んでいる施策等について、実際の現場を見学しながら説明を受けた。

3 実務研究及び総合発表

韓国セッションでは、5名の日本側研究員が次のテーマについて韓国側パートナー研究員への質疑等を通じて、それぞれ研究を行った。なお、これらの研究成果については、後日冊子にとりまとめられ、実務において活用される予定である。

(1) 「登記相談業務の効率化について」

日本において増加傾向にある一般申請人や有資格者からの登記相談に関し、日韓両国の実務を比較しつつ、適切かつ効率的な相談対応の在り方を検討したもの。

(2) 「成年被後見人等が登記権利者又は登記義務者として登記を申請する場合の手続について」

高齢化社会の進展により更なる増加が見込まれる、成年被後見人等が登記申請人となる場合の申請手続や適切な審査の在り方について、日韓両国の制度及び運用を比較したもの。

(3) 「管轄区域外への本店移転登記と支店設置登記について－手続の再検討を通じて今後の登記情報の在り方を考える－」

登記情報のコンピュータによる集中的な管理等を背景に、特に登記所の管轄をまたぐ本店移転や支店設置の登記申請について、更なる効率的な運用が可能かどうか検討を加えたもの。

(4) 「供託に関する書類の閲覧制度におけるDV被害者等の住所情報の保護について」

近年、行政機関におけるDV被害者の個人情報の管理が問題となっているところ、供託払渡請求書等の供託関係書類の閲覧制度における当該問題への対応について、日韓の制度及び運用を比較したもの。

(5) 「不動産の明渡し（引渡し）の強制執行について～日韓両国の運用を比較して～」

不動産の明渡し（引渡し）の強制執行制度に関し、占有主体及び占有補助者の認定、目的外動産の取扱い、債務者が社会的弱者である場合の対応等の観点から、日韓における実務上の問題点を比較検討したもの。

第4 日本セッションの概要

1 講義

(1) 「日本における執行官の役割と実務上の課題」

最高裁判所事務総局民事局参事官の遠藤康浩氏から、民事執行における執行官の地位・役割、執行官制度の変遷、執行官の職務・監督、実務上の課題等について講義がなされた。

(2) 「日韓比較登記制度」

元札幌地方法務局長の亀田哲氏から、日韓の不動産登記制度に係る主な相違点やその根底にある考え方の違い、似ているようで違っている点を見つけることの面白さ等について説明がなされた。

2 見学

最高裁判所、東京地方裁判所及び東京法務局をそれぞれ訪問し、裁判事務や登記・供託事務の進め方等について職員の方々から説明を受けるとともに、意見交換を行った。

3 実務研究及び総合発表

日本セッションでは、5名の韓国側研究員が次のテーマについて日本側パートナー研究員への質疑等を通じて、それぞれ研究を行った。これらの研究成果についても、後日冊子にとりまとめられる予定である。

(1) 「共有物分割の判決による登記申請の諸問題」

共有物分割の判決の確定後、当事者の一方が単独で取得した不動産の持分について登記申請をしない場合の対応について、日韓における共有物分割訴訟及びその後の登記手続を比較しつつ、検討を加えたもの。

(2) 「外国人の不動産登記申請に関して添付書面及び事例を中心に」

韓国国内又は国外に居住する外国人が登記申請人となる場合の登記手続、特に必要となる添付書面及びその審査の在り方について、日韓両国の実務運用を比較したもの。

(3) 「公証制度に関連する商業登記の種類についての考察」

特に役員解任登記の事例を念頭に、商業登記申請の添付書面に係る公証人の認証制度に関する日韓の比較等を通じて、適切な登記処理の在り方を検討したもの。

(4) 「供託書の訂正に関して債権者不確知及び反対給付の撤回等を中心に韓国と日本の訂正手続についての比較」

供託書の訂正に関し、債権者不確知を原因とする弁済供託の供託書訂正や反対

給付の条件の撤回に係る供託書訂正を中心に、日韓の制度及び運用を比較したものの。

(5) 「強制競売申立前の自動車引渡命令について」

円滑な強制執行の実施のため、自動車に対する強制競売の申立て前に当該自動車を執行官に引き渡す「強制競売申立前の引渡命令」について、日韓両国の実務上の取扱いを比較検討したものの。

第5 終わりに

本年度も、日韓の研究員たちが、日常の実務において疑問や関心を抱いている問題について、相手国ではどのように対処されているのか、法制度や運用にどのような違いがあるのかといった観点から意見を交わしつつ、検討を行った。問題によっては、必ずしも法制度面の違いにとどまらず、社会的文化的背景も関わってくるため、単純比較が難しいものもあったが、基本的な法制度が類似する日韓両国において互いの制度や実務運用を知ることは、自国の問題解決を考える上で大いに参考になったであろうし、パートナー同士で熱心に議論を交わすことにより互いに大きな刺激を受けたものと思われる。本共同研究の円滑な実施に御協力いただいた日韓両国の関係者に深く感謝申し上げたい。

第16回日韓パートナーシップ共同研究(韓国セッション) 日程表

【 指導教官: 渡部教官 事務担当: 下岡専門官 】

月 日	曜	9:30 12:00	14:00 17:00	備考
8 / 31	月		13:00～13:50 オリエンテーション	14:00～17:00 実務研究(事前準備)
9 / 1	火	(日本側研究員入寮)		オリエンテーション 教育院長表敬
9 / 2	水	講義(1)「韓国の執行官制度について」	12:00～13:40 教育院長主催 意見交換会	講義(2)「登記先進化事業と主要懸案」
9 / 3	木	実務研究(1)		見学 電算情報center(盆唐)
9 / 4	金	実務研究(2)		実務研究(3)
9 / 5	土			
9 / 6	日			
9 / 7	月	見学(10:00～11:30) 大法院(最高裁判所)	11:30～11:45 行政管理室長 表敬	12:00～13:30 司法登記局長主催 意見交換会
9 / 8	火	総合発表準備(9:00～10:00)	総合発表(10:00～12:00)	14:00～14:15 法院長表敬
9 / 9	水	(日本側研究員退寮)		
9 / 10	木	10:00～12:00 帰国報告会準備		14:00～15:30 帰国報告会

第16回日韓パートナーシップ共同研究(日本セッション) 日程表

【 指導教官:渡部教官 事務担当:下岡専門官, 若生専門官 】

月 日	曜	9:30		14:00		備考
		12:30		17:00		
10 / 12	月	(日本側研究員入寮)		オリエンテーション	実務研究(1) 日本側研究員のみを対象とした実務研究(日本側回答の内容検討)	
10 / 13	火	実務研究(2) 日本側研究員のみを対象とした実務研究(日本側回答の内容検討) <div style="text-align: right;">(韓国側研究員入寮)</div>				
10 / 14	水	講義(9:30~12:00) 「日本における執行官の役割と実務上の課題」 最高裁判所事務総局民事局参事官 遠藤康浩 氏	12:10~13:30 法務総合研究所長主催 意見交換会	記念撮影	見学(1)(14:30~16:30) 東京法務局	
10 / 15	木	実務研究(3) 日本側研究員からの回答発表及び全体協議	実務研究(4) 日本側研究員からの回答発表及び全体協議			
10 / 16	金	実務研究(5) 個別協議	講義(14:00~17:00) 「日韓比較登記制度」 元法務局長 亀田哲 氏			
10 / 17	土					
10 / 18	日					
10 / 19	月	見学(2)(10:00~11:10) 最高裁判所	13:20~ 13:30 表敬 (民事局長)	見学(3)(14:00~15:30) 東京地方裁判所		
10 / 20	火	総合発表準備 (日本側研究員退寮)	総合発表(14:00~17:00) 韓国側研究員による発表		閉講式	
10 / 21	水	国際協力部教官と韓国側研究員との意見交換		資料整理・帰国準備		
10 / 22	木	(韓国側研究員退寮・帰国)				

第16回日韓パートナーシップ共同研究員名簿

		氏名	所属	性別	備考
日本側研究員	1	かさはら りゅうすけ 笠原 竜介	東京法務局 第一法人登記部門 登記相談官	男	商業登記
	2	はまだ ひろみ 濱田 裕美	横浜地方法務局 横須賀支局登記部門 登記官	女	不動産登記
	3	いとう まさき 伊藤 真城	さいたま地方法務局 久喜支局 登記官	男	不動産登記
	4	おおたに ひろふみ 大谷 洋史	民事局 民事第一課 法規係長	男	供託
	5	ふくやま まさし 福山 将司	最高裁判所 事務総局民事局第三課 裁判所事務官	男	民事執行
韓国側研究員	1	キム サムギョ 金参奎	水原地方法院 法務事務官	男	不動産登記
	2	ジャン ヨンギョ 張永圭	議政府地方法院 議政府登記所 法院主事	男	不動産登記
	3	パク グァンシク 朴光植	大田地方法院 天安支院 法院事務官	男	商業登記
	4	イ ウンジュ 李銀珠	釜山家庭法院 法院事務官	女	供託
	5	チョン ジョンオ 田鍾午	春川地方法院 弘陵支院 法院主事	男	民事執行

法務総合研究所

国際協力部教官	渡部吉俊
主任国際協力専門官	下岡純一
国際協力専門官	若生耕介

韓国公務員教育院

教授 朴成培(パク ソンベ)
法院主事 李相俊(イ サンジュン)

～ 国際研究 ～

東ティモール共同法制研究

国際協力部教官

渡部 吉俊

第1 はじめに

国際協力部では、2015年7月27日（月）から31日（金）までの1週間、東ティモール民主共和国（以下「東ティモール」という。）司法省から4名を招へいし、共同法制研究を実施した。これまで東ティモールに対しては、司法省を主なカウンターパートとして法案起草能力の向上を上位目標とした支援を小規模ながら実施してきたところ、その一環として、今回は婚姻法と調停法をテーマに、日本の専門家による講義や意見交換等を実施した。このうち、婚姻法は今回初めてテーマとして取り上げたものであり、東ティモールでは民法典（2011年法律第10号）第1475条から第1675条までに主な規定が置かれている。また、調停法については従前から支援の対象としてきたものであるが、東ティモールの国内事情によりいまだ制定に至っていない。そこで今回は、日本で最も活用されている調停の一つである民事調停について改めて理解を深めるとともに、東ティモールにおける開発のボトルネックであり民事紛争の典型例である土地紛争を念頭に、関係機関を訪問するなどし、効率的・効果的な紛争解決の在り方について検討することとした。以下、その概要について報告する。

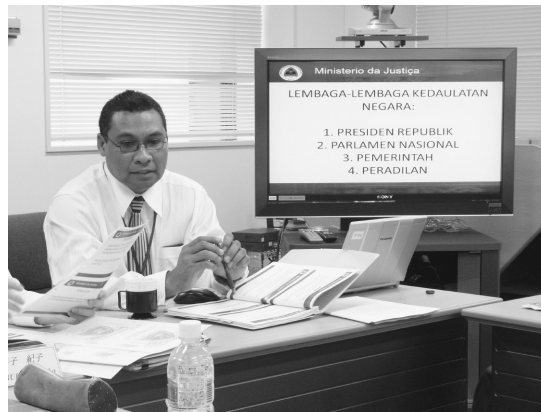
第2 本共同研究の概要

1 研究員による発表

今回招へいした4名の東ティモール研究員から、テーマに関連するトピックについて発表していただいた。司法省国家法律諮問立法局（DNAJL）のネリーニョ・ビタル局長からは、東ティモールの国会機構及び立法手続の概要について、同局リーガルドラフターのホセ・エドムンド・カタエノ氏からは、東ティモールの婚姻法について、同局文書統計部長のマクシミアノ・フェルナンデス氏からは、東ティモール司法省の組織及び役割について、同省土地財産地籍サービス局（DNTPSC）のダニエル・フレイタス・ネット・エロイ・エルデル・クス氏からは、東ティモールの土地紛争調停について、それぞれ発表がなされた。

発表の際には、日本側の専門家として東京女子大学の古沢希代子教授、大阪大学の仁木恒夫教授、摂南大学の大川謙蔵講師の3名に御参加いただき、それぞれ専門

的見地から、発表に対するコメント等を行っていただいた。



東ティモール研究員による発表

2 日本側専門家による講義

(1) 「日本の家族法制度と婚姻」

摂南大学法学部の大川謙蔵講師から、日本の家族法の制定の歴史と特徴、婚姻に関する主要な規定の解説や、世界主要国の立法例を踏まえた日本の規定の特色等について、講義を行っていただいた。

(2) 「日本の民事調停法について」

大阪大学大学院法学研究科の仁木恒夫教授から、日本の民事調停法に関し、組織法、手続法及び行為法の3つの観点から、各規定の意義や調停の実施に当たって留意すべき点等について講義を行っていただいた。

3 訪問・見学

(1) 公益社団法人総合紛争解決センター

民事上の紛争について和解、あっせん、仲裁手続等を行う認証紛争解決機関である公益社団法人総合紛争解決センター(現在の名称は「民間総合調停センター」)を訪問し、土地紛争を始めとする民事紛争解決について豊富な経験を有する実務家の方々から御説明いただくとともに、意見交換を行った。

(2) 奈良地方法務局

行政機関による土地境界紛争の効果的な解決の観点から、法務局が実施する筆界特定制度の仕組みや運用のほか、土地登記情報の管理の仕組み等について、実務の現場を見学しながら説明を受けた。

4 共同討議

共同討議では、婚姻法及び調停法に関し、東ティモール国内で議論されている論点を中心に、日本側専門家との間で協議・検討を行った。

婚姻法については、現行民法典の解釈や見直しの方向性について様々な論点が提

起されるとともに、今後、法制化を予定している市民登録の在り方についても検討が行われた。ちなみに、東ティモールでは、①市民婚、②カトリック婚、③慣習婚（モノガマス婚）の3種類の婚姻方法が規定されており（民法典1475条）、それぞれ日本と同様に婚姻の要件や無効・取消事由等が定められているが、旧宗主国ポルトガルの影響により、婚姻の手続については、婚姻予告（publication of banns）、市民登録官による証明書の発行、婚姻の儀式・祝福を経て、婚姻登録を行わなければならないとされており、法律上の届出のみという簡易な日本の方式とは大きく異なっている。

また、調停法については、今一度、制度設計の全体像を確認するとともに、調停法の対象範囲、調停による合意の効力、調停人のリソースや育成方法、訴訟手続との連携等の主要な論点について、検討を行った。なお、今回、紛争事例として念頭においた東ティモールにおける土地紛争は、長年にわたる外国支配や強制移住に起因する権利関係の重複・不明確を主な原因とするものであり、その解決に向けて国際機関や他国援助機関による支援が行われてきたところであるが、現在、土地紛争解決手続に関する規定を含む土地法案が検討中であることから、調停法と土地法との整合性にも注意する必要がある。



日本側専門家との意見交換

第3 所感

今回テーマとして取り上げた婚姻法は、その国の文化、宗教、習俗等の色彩が色濃く反映される分野であり、また調停法の検討において取り上げた土地紛争も、東ティモールの歴史的な特殊性に起因する部分が大きいため、単純に日本の法制度や経験を当てはめて議論することが難しく、支援に当たって工夫を要する分野であったように思う。それでも、東ティモールは日本と同じ大陸法系に属する国であり、主要な法的論点については、かつて日本で議論されたような問題、あるいは現在でも議論されている問題など共通する部分も多く見られた。東ティモール側からは、日本が100年か

けて作り上げてきた緻密な法制度に感銘を受けるとともに、今後の法制度整備を進める上で大いに示唆を受けた等の感想が聞かれた。

最後に、御多忙の中、本共同研究の実施に時間を割いてくださった仁木先生、大川先生、各訪問先関係者の皆様、通訳の呼子紀子氏その他関係者の皆様に、この場をお借りして深く感謝申し上げたい。

東ティモール共同法制研究日程

[主任教官:渡部教官 担当専門官:由井専門官]

月日	曜日	10:00	12:30	14:00	17:00	備考
7 25	土	移動 (MI295 デイリ15:25発-シンガポール18:10着)				
7 26	日	入国 (SQ618 シンガポール01:25発-関空9:00着)				
7 27	月	9:30 オリエンテーション 4セミ	10:00 招へい専門家発表及び意見交換① 招へい専門家, 古沢教授, 仁木教授, 大川講師 4セミ	13:30 招へい専門家発表及び意見交換② 招へい専門家, 古沢教授, 大川講師 4セミ		
7 28	火	9:30 講義「日本の家族法制度と婚姻」 大川講師 4セミ	12:15～ 部長主催意見交換会 記念写真撮影	14:00 共同討議「婚姻・家族関係法の改正に向けて」 大川講師 4セミ		
7 29	水	9:30 講義「日本の民事調停法について」 仁木教授 4セミ	奈良地方務局訪問			
7 30	木	9:30 共同討議「土地紛争解決調停制度の立案に向けて」 仁木教授 4セミ	総合紛争解決センター訪問			
7 31	金	共同討議「今後の支援協力活動について」 国際協力部教官 4セミ		資料整理 4セミ		出国 (SQ615 関空 23:30発- シンガポール 05:10着)
8 1	土	移動 (MI296 シンガポール09:25発-デイリ14:20着)				

東ティモール共同法制研究 研究員

1	ネリन्हオ ヴィタル
	Mr. Nelinho Vital
	司法省国家法律諮問立法局長
2	ホセ エドムンド カエタノ
	Mr. Jose Edmundo Gaetano
	司法省国家法律諮問立法局リーガル・ドラフター
3	ダニエル フレイタス ネット エロイ エルデル クス
	Mr. Daniel Freitas Neto Heroi Helder Kusu
	司法省土地財産地籍サービス局リーガル・ドラフター
4	マクシミアノ フェルナンデス
	Mr. Maximiano Fernandes
	司法省国家法律諮問立法局文書統計部長

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 渡部 吉俊 (WATANABE Yoshitaka)

国際協力専門官 / International Cooperation Training Officer 由井 水帆子 (YUI Mihoko)

～ 国際研究 ～

ラオス司法大臣等招へい

国際協力部教官

堤 正 明

第1 背景

- 1 法務総合研究所は、1998年（平成10年）から、ラオスの法・司法分野における現状調査と並行して本邦研修及び短期専門家による現地セミナーの実施に協力し、2003年（平成15年）に独立行政法人国際協力機構（JICA）が技術協力プロジェクト（以下「JICAプロジェクト」という。）を立ち上げた後は、JICAプロジェクトを主な舞台として同国に対する支援を継続してきた。2012年（平成24年）までは法整備支援プロジェクトが行われ、その後、調査準備期間を経て、2014年（平成26年）7月から、法律人材育成強化プロジェクトが始まり、現在は、同プロジェクト（フェーズ2）が進行中（2018年（平成30年）7月までを予定）である。
- 2 ラオス司法省は、我が国の法務省に対応する機関であり、法令の起草、他省庁作成の法案審査、法律の普及、法曹・司法関係職員の育成などを主要な所掌事務としており、当所のラオスへの支援活動当初から関わっている相手国側機関（カウンターパート機関）である。そして、JICAプロジェクトでは、有為な人材を派遣して活動に参加させるなどプロジェクトに対する深い理解に基づき積極的に協力し、他のカウンターパート機関を牽引している主要な機関である。
- 3 従前から、ラオス司法省からは、主にJICAプロジェクトの本邦研修等を利用して幹部等が来日しており、日本からも、法務大臣、政務官、事務次官、法務総合研究所長等の幹部がラオスを訪れて司法省を表敬訪問し、司法大臣等と会談の機会を持つなど緊密な関係を築いている。

そのような中、在ラオス日本国大使館を通じて、司法省のブンクート・サンソムサク大臣が訪日を希望している旨の情報がもたらされた。ブンクート大臣は、日ラオス外交関係樹立60周年の記念の年を迎え、従前の日本側の支援に深く感謝するとともに、司法省の長として我が国法務省との友好協力関係を深めるほか、JICAプロジェクトのカウンターパート機関の長としてプロジェクト活動の柱の一つになっている法曹養成研修改善への取組に資する情報・知見を得たいとの意向であった。

4 このように、2015年（平成27年）は、日ラオス外交関係樹立60周年という記念の年であり、法・司法分野においても交流を深める絶好の機会であるところ、ラオス政府の要人であるブンクート大臣等を招へいし、法務大臣を始めとする我が国政府関係者等との直接対話を行うことは、今後における一般的な友好関係の深化につながることはもとより、JICAプロジェクト成功の鍵を握る主要カウンターパート機関の長との間で、ラオスに対する中長期的な法制度整備支援活動について直接意見交換・協議を行う機会を得られるといった点において、日本側にとっても極めて有意義であると認められたことから、本招へいを実施したものである。

なお、本招へいは、法務省とJICAとの共催で実施したものである¹。

第2 日程及び概要等

1 日程

2015年（平成27年）8月30日（日）から同年9月5日（土）まで（移動日を含む。）²

2 被招へい者

ブンクート司法大臣ほか5名³

3 プログラムの概要

本招へいは、大きく分けると法務省、裁判所、弁護士会関係、外務省及びJICA関係、並びにシンポジウム関係のプログラムによって構成されていた。以下、そのうち主要なプログラムを簡単に紹介する。

(1) 法務省関係

法務省関係では、上川陽子法務大臣（当時）及び赤根智子法務総合研究所長への表敬訪問、法務史料展示室の見学、JICA及び法務総合研究所との協議会を実施した。

法務大臣表敬時には、上川大臣が、1998年（平成10年）に法務省においてラオスの司法関係者に対して最初の研修を実施して以来、約17年間、両国が研修や専門家の派遣等で協力していることに触れ、社会の発展と並行してルー

¹ なお、本招へいは、ラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）「法曹養成」本邦研修に係るプログラムと一部の内容（司法研修所訪問）を共同で実施したものである。

同本邦研修の詳細については、本号「ラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）「法曹養成」本邦研修」を参照いただきたい。

² 別紙1（日程表）参照。

³ 別紙2（被招へい者名簿）のとおり。

なお、ジョムカム・ブパーリワン司法省国立司法研修所長は、脚注1記載の本邦研修から本招へいプログラムに合流した。

ルを作り，守ることが重要であること，今後も引き続き両国間の協力関係を強化していきたい旨述べたのに対し，ブンクート大臣も，両国は，理解し合い信じ合える極めて良好な関係を構築できており，今後も両国間の関係が深まっていくことを希望すること，司法分野のみならず，経済分野等においても日本の支援は極めて大きく，国際社会における日本の活動を支持していきたい旨応じるなど，両国間の友好協力関係を更に強化していくことが確認された。



法務大臣表敬時の一場面

また，法務総合研究所長表敬の際には，ブンクート司法大臣から，これまで蓄積してきた両国の司法省・法務省間の協力関係を継続・発展させ，ラオスにおける良い法曹を養成するために支援をしてもらいたい旨述べられ，赤根所長から，現行プロジェクトの中で現地セミナーの機会を利用するなどして積極的に協力していきたい旨述べられるなど，今後の協力関係の強化が確認された。

さらに，最終日に行われたラオス側と JICA 及び法務総合研究所との協議会においては，今後の協力関係の進め方について率直な意見が交わされるとともに，今後は優先順位を検討して協力を進めていくことで共通認識を得ることができた。

(2) 裁判所関係

裁判所関係では，大谷剛彦最高裁判所判事への表敬訪問，最高裁判所見学，司法研修所訪問や東京地方裁判所民事執行センター訪問⁴を実施した。

大谷判事表敬時には，ラオスの法曹養成に関する意見交換がなされるととも

⁴ 東京地方裁判所民事執行センター訪問に先立ち，当部甲斐雄次教官から，日本の執行制度の概要について説明を行った。

に、最高裁判所の実情や裁判所の仕組みに関する大谷判事からの説明に対し、活発な質疑応答が行われた。

また、司法研修所訪問では、小泉博嗣司法研修所長への表敬訪問、司法研修所の位置付けや目的、カリキュラム概要等についての説明を受けたほか、階段教室での講義等の見学を実施した。司法研修所教官らとの間での意見交換においては、各教官室における情報共有の方法、教授方法の引継ぎなどについて質問が行われた。

さらに、東京地方裁判所民事執行センター訪問では、民事執行の現状についての概要説明を受けたほか、物件明細書等閲覧室や裁判官室等の見学を実施した。

質疑応答においては、動産執行の進め方、ADR 和解の執行力、民事執行における書記官の役割などについての質問が行われた。

(3) 弁護士会関係

弁護士会関係では、村越進日本弁護士連合会会長らへの表敬訪問、東京弁護士会紛争解決センター見学、日本弁護士連合会における ADR への取組に関する概要説明・意見交換を実施した。

日本弁護士連合会会長の表敬訪問時には、日本の弁護士会とラオスの弁護士会の交流を更に深めていくことや今後のラオス弁護士会の改革についての協力関係の構築が確認された。

また、東京弁護士会紛争解決センターの見学では、同センターの概要、取り扱う事件の性質等について説明を受けた。

さらに、日本弁護士連合会における ADR への取組に関する概要説明では、国際的な経済紛争解決制度の概要や具体例、仲裁法の概要、日本の紛争解決機関の構造などについて説明を受けた。意見交換では、経済紛争解決のための法整備や紛争解決機関の国際的信用を高めるための方策などについての質疑応答が行われた。

(4) 外務省及び JICA 関係

外務省関係では、中根一幸外務大臣政務官との懇談が行われ、ブクート大臣から、日本の法制度整備支援が信頼できるとの評価や引き続きの支援についての期待が表明されるとともに、中根政務官から、両国の「戦略的パートナーシップ」の関係に言及しつつ、来年 ASEAN 議長国を務めるラオスと緊密に連携しながら、一連の会議の成功に協力したい旨述べられた。

JICA 関係では、上記(1)記載のラオス側と JICA 及び法務総合研究所との協議

会が実施されたほか、堂道秀明副理事長への表敬訪問が行われ、両国間においてこれまで構築してきた信頼関係を基礎として更なる協力関係を発展させていくことが確認された。

(5) シンポジウム関係

シンポジウム関係では、公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）、日本ローエイシア友好協会及びJICAとの共催により、「ラオスにおける法整備の現状及びアジアにおける経済紛争解決」と題して、基調講演とパネルディスカッションを行った⁵。

第1部では、ブンクート司法大臣から、「ラオスの法制度に関する最新情報」と題し、ラオスにおける現在の法制度の歩み、今後の法制度発展のための取組などについて基調講演をいただいた。

第2部では、被招へい者であるナロンリット・ノーラシン司法省計画・協力局長代理及びパイヴィー・シーブアリパー司法省経済紛争解決センター長並びに松尾弘慶應義塾大学大学院法務研究科教授、栗津卓郎弁護士及び須田大ラオス長期派遣専門家（検事）をパネリストとして、鈴木五十三弁護士の進行の下、「ラオス法整備における取組～民法典編さんについて」、「アジアにおける経済紛争解決」と題するパネルディスカッションを実施し、ラオスにおける民法典編さんの現状、経済紛争解決手続の概要、アジア圏における紛争解決手段などについて話し合われた。



シンポジウムの様子

⁵ 本シンポジウムの詳細については、公益財団法人国際民商事法センターのウェブサイト（<http://www.icclc.or.jp/>）を参照いただきたい。

第3 おわりに

本招へいは、日ラオス外交関係樹立60周年という両国間にとって重要な意義を有する記念の年に、日本とラオス相互の理解を深め、今後のラオスに対する法制度整備支援活動について、意見交換・協議等を行うために実施したものであり、大変に意義深いものであった。ブクート司法大臣を始めとする被招へい者が、各プログラムを通じて、ラオスが現在抱えている課題等を克服し、ラオスの法制度を発展させるため、日本が有する知識・経験を積極的に学び取ろうとする姿勢を有していること、これまでの日本の法整備支援活動が高い評価を得ているとともに信頼をおかれていることについて、改めて実感することができ、我々としても、今後、ラオスの法制度整備支援に全面的に協力をしていく決意を更に強くしたところである。

最後に、本招へいの実施に当たっては、最高裁判所、司法研修所、東京地方裁判所民事執行センター、外務省、JICA、日本弁護士連合会、ICCLC及び日本ローエイシア友好協会など多数の関係機関・個人に協力いただいた。この場を借りて改めて、関係各位に対し御礼を申し上げたい。



サンクン広場における記念撮影

以上

ラオス司法大臣等招へい日程表

月日	曜日	午前	昼	午後		
8 /	日			18:40 ビエンチャン発(QV445) -19:40 バンコク着 22:45 バンコク発(TG682)		
8 /	月	6:55 羽田着				
9 /	火	10:00 法務史料展示室見学 赤れんが	11:00 昼食 法務省談話室	13:30 司法研修所見学及び 教官との意見交換会 司法研修所		
9 /	水	9:30 民事執行に関する 説明 赤れんが	11:15 法総研所長 表敬 所長室	12:00～13:00 法総研所長主催 意見交換会 日比谷パレス	13:30 日本弁護士連合会 訪問及び意見交換 日本弁護士連合会	17:00 法務大臣 表敬及び 意見交換会 法務大臣室
9 /	木	10:00 最高裁判所見学及び 意見交換 最高裁判所	昼食 KKR東京	14:30 東京地裁民事執行センター見学 及び意見交換 民事執行センター	17:00 JICA幹部 表敬 JICA本部	
9 /	金	10:00 JICA及び法務総合研究所との協議会 赤れんが	11:30 外務省政務官主催 懇談会	13:00 シンポジウム打合せ 13:30 (公財)国際民事法セン ター理事長表敬 東海大学校友会館	14:00～17:40 大臣講演 シンポジウム 東海大学校友会館	
9 /	土	10:35 羽田発(TG683) - 15:05 バンコク着			19:35 バンコク発(TG574) -20:45 ビエンチャン着	

ラオス司法大臣等招へい

1	ブンクート・サンソムサック	
	H.E. Mr.	Bounkeut SANGSOMSAK
	司法大臣	
2	ジヨムカム・ブパーリワン	
	Dr.	Chomkham BOUPHALIVANH
	司法省国立司法研修所長	
3	カムポーン・シーパスート	
	Mr.	Khamphone SIPASEUTH
	司法省判決執行管理局長	
4	ナロンリット・ノーラシン	
	Mr.	Nalonglith NORASING
	司法省計画・協力局長代理	
5	パイヴィー・シーブアリパー	
	Mr.	Phayvy SYBOUALYPHA
	司法省経済紛争解決センター長	
6	カムプー・ティラクン	
	Mr.	Khamphou THIRAKUL
	司法省官房技術専門官(法律専門官)	

【担当/Officials in charge】

教官 / Professor 塚部 貴子 (TSUKABE Takako), 堤 正明 (TSUTSUMI Masaaki)

国際協力専門官 / Administrative Staff 白井 涼 (SHIRAI Ryo), 岸田 俊輔 (KISHIDA Shunsuke)

～ 外国法令紹介 ～

カンボジア

民法関連の不動産登記に関する共同省令， 民事訴訟法関連の不動産登記に関する共同省令 (2の1)

国際協力部教官

内 山 淳

はじめに

前号掲載の「カンボジア現地セミナー（不動産登記共同省令）」では，カンボジアの民法関連の不動産登記に関する共同省令及び民事訴訟法関連の不動産登記に関する共同省令について，それらの概要を説明したが，その際，個別に取り上げていない条文もあったことから，改めて上記各省令の全文（日本語訳）¹を掲載して紹介する。

なお，本号においては民法関連の不動産登記に関する共同省令を掲載し，次号以降に民事訴訟法関連の不動産登記に関する共同省令を掲載する。

¹ 日本語訳は仮訳。本稿執筆時において改正情報には接していないが，各省令の内容は，各省令記載の日時現在のもの。なお，当部ホームページにも掲載。

カンボジア王国

国土管理都市計画建設省
司法省
No.30 MOJ,MOL,PK/13

プノンペン 2013年1月29日

民法関連の不動産登記手続に関する共同省令

<参照法令名 省略>

第1条 目標

本省令は民法に基づく適切で有効な不動産登記がなされることを目的とする。

第2条 目的

本省令は、民法に基づく登記の申請手続および不動産に対する物権の登記手続について規定することを目的とする。

第3条 適用範囲

本省令は、所有権が登記された土地に適用し、不動産占有権権利証もしくは土地占有使用権権利証が発行された土地についても準用する。

この省令は、次に規定する登記に適用する。

- a) 所有権の移転、変更、更正、抹消
- b) 永借権、用益権、先取特権、質権、抵当権の設定、移転、変更、更正、抹消
- c) 地役権の設定、変更、更正、抹消

第4条 定義

この省令において使用される重要な用語の意義は次に定めるところによる。

1. 人とは、自然人と法人をいう。
2. 登記事項とは、本省令の規定に従って土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿に記載される事項をいう。
3. 登記権利者とは、登記により直接に利益を受ける者をいう。
4. 登記義務者とは、登記により直接に不利益を受ける者をいう。
5. 登記申請人とは、登記権利者、登記義務者、その他登記の権利を行使する者、もしくは登記の義務を履行する者をいう。
6. 一般承継人とは、相続、法人の合併により、人が有していた全ての権利義務を承継する者をいう。
7. 変更登記とは、登記事項に変更があった場合、当該事項を変更するためになされる登記をいう。
8. 更正登記とは、登記事項に錯誤や遺漏があった場合、当該事項を更正するためになされる登記をいう。
9. 付記登記とはすでに登記された主登記に関連するものとして公示されるべき権利の登記をいう。

10. 登記嘱託書とは、裁判所及び他の公的機関が地籍管理所に対し、登記手続きを依頼する書面をいう。

第5条 管轄機関

1. 本省令において、不動産上の物権の登記申請の受付管轄機関は、不動産が所在する、キャピタル/プロビンシャル地籍管理所、及びムニシパル/ディストリクト/カン/の地籍管理所とする。
キャピタル/プロビンシャル地籍管理所、及びムニシパル/ディストリクト/カン/の地籍管理所は、不動産上の物権の登記申請にかかる受付簿を他の受付簿と分けて作成しなくてはならない。
不動産上の物権の登記申請書を受領した、ムニシパル/ディストリクト/カン/の地籍管理所は、その申請書と関連書類を遅滞なく、不動産が所在する、キャピタル/プロビンシャル地籍管理所に送付しなくてはならない。
2. 本省令において、不動産上の物権の登記管轄機関は、不動産が所在する、キャピタル/プロビンシャル地籍管理所とする。

第6条 登記の申請及び登記

- 不動産上の物権に関する登記の申請は、書面でしなければならない。
- 登記管轄権のある、キャピタル/プロビンシャル地籍管理所は、申請人が作成した申請または嘱託書に記載された登記事項を登記しなければならない。
- 登記事項の登記は、関連する登記簿になされなければならない。

第7条 登記の順序

不動産上の物権に関して登記管轄権を有するキャピタル/プロビンシャル地籍管理所は、直接受領した登記申請書、又はムニシパル/ディストリクト/カン/地籍管理所から受領した登記申請書、又は裁判所、他の公的機関から受領した嘱託書について、受付の順番で番号を付すこととする。

同一不動産に複数の登記申請がなされたときは、不動産上の物権に関して登記管轄権を有するキャピタル/プロビンシャル地籍管理所は、登記申請書および裁判所、他の公的機関から直接受領した嘱託書の受付番号、受付日付に従って登記しなければならない。

第8条 権利の順位

1. 同一不動産上の権利の順位は、法令に定める場合を除き、登記の順序による
2. 付記登記の順位は主登記の順序による
3. 同一の主登記にかかる付記登記の順位は、付記登記の順序による

第9条 登記申請書の補正および却下

1. もし、申請書に下記のような不足な点があった場合は、登記権限を有するキャピタル/プロビンシャル地籍管理所は相当期間を定めて補正を命じなければならない。
 - ・必要書類の添付を欠くとき
 - ・申請書と添付書面の内容が一致しないとき
 - ・登記義務者の身分事項が登記簿と一致しないとき。

第1文の規定は、本省令第12条（共有物不分割契約登記申請）及び13条（抵当権の順位変更等の登記申請）に規定する登記を申請する者にも準用する。

・登記に関わる税金および手数料の支払いがないとき

2. もし、登記申請人が、第1項に規定した補正命令に基づいて補正をしない場合は、その地籍管理所は、当該登記申請を却下しなければならない。
3. 登記申請の管轄を誤ったとき、すでに登記された事項についての登記が申請されたときのような、不適正な登記の申請については、キャピタル/プロビシヤル地籍管理所は、当該登記申請を却下しなければならない。
4. 第2項、第3項、に定めるもののほか、申請が本省令その他関連法令と一致しないときも、キャピタル/プロビシヤル地籍管理所は当該申請を却下することができる。
5. 第2項、第3項および第4項に規定された申請の却下に関しては、キャピタル/プロビシヤル地籍管理所は、理由を付した却下書面を作成し、登記申請者もしくは代理人に通知しなければならない。
6. 却下に対しては中央地籍管理所に対して異議を述べることができる。当該中央地籍管理所が当該異議の却下をなしたときは、申請人は、国土管理都市計画建設大臣に対して異議を申し立てることができる。
前段に規定する却下をなす時は、中央地籍管理所は、当該異議申立人に書面で通知しなければならない。
7. 本省令に基づいて、申請を却下した時は、地籍管理所は、申請人または代理人に、添付書面を還付するものとする。

第2章

不動産上の物権の登記申請人

第10条 不動産上の物権の登記申請人

1. 不動産上の物権の登記申請は、登記権利者及び登記義務者が共同してしなければならない。
2. 次に定める場合は、登記権利者は単独で申請を行うことができる。
 - 相続を原因とする権利の移転のとき。遺贈の場合は、本条第1項の規定に従って行う。
 - 法人の合併を原因とする権利の移転のとき
 - 当初の用益権者の死亡を原因とするとき
 - 登記手続を命じる、執行名義たる、確定判決・決定、和解・請求の認諾調書があるとき
 - 他の法令の規定があるとき
3. 利者として登記されている者は、自らの氏名、生年月日、出生場所、両親の氏名の変更・更正申請を単独で行うことができる。
4. 第1項、第2項、第3項の登記申請は代理人により行うことができる。

第11条 一般承継人による申請

一般承継が発生した場合には、一般承継人は、登記権利者または登記義務者として登記申請をすることができる。

第12条 共有物不分割契約登記申請

共有物不分割契約登記の申請は、すべての共有持分権者が共同でしなければならない。

第1文の規定は、準共有についても準用する。

第13条 抵当権の順位変更等の登記申請

1. 抵当権の順位の変更の登記申請は、順位を変更する抵当権の登記名義人が共同してしなければならない。
2. 第1項の規定は、先取特権および質権の順位の変更登記申請に準用する。
3. 第1項の規定は、民法第879条（根抵当権の共有）1項第2文の定め の登記申請に準用する。

第3章

不動産上の物権の登記事項

第14条 登記事項の総則

1. 不動産上の物権の登記事項の総則は次のとおりとする。
 - 登記権利者の氏名
 - 登記の目的
 - 登記の原因及びその日付
 - 代位原因及びその日付
 - 代位者の氏名
 - 共有物不分割等、もしあれば
 - 各共有持分権利者の持分
 - 権利消滅に関する特約、もしあれば（条件、期限を含む）
 - 登記した順序を示す番号
2. 第1項に規定するものに加え、所有権、永借権、用益権に関する登記事項は次のとおりとする。
 - 登記権利者の生年月日と出生場所。法人ならば設立年月日
 - 登記権利者の両親の氏名
3. 第1項に規定するものに加え、担保権に関する登記事項は次のとおりとする。
 - 権利及び不動産が共同担保の目的となった時は、当該権利及び不動産
 - 質権、抵当権、先取特権によって担保された被担保債権を質権の目的とした場合は、その質権の被担保債権

第15条 永借権の登記事項

第14条に定めるもののほか、永借権の登記事項は次のとおりとする。

- 永借権の期間
- 賃料
- 支払時期、もしあれば
- 民法第254条3項に規定する特約、もしあれば

第16条: 用益権の登記事項

第14条に定めるもののほか、用益権の登記事項は次のとおりとする。

- 用益権の目的
- 用益権の期間 又は事情

- 用益権の対価、もしあれば
- 対価の支払時期、もしあれば
- 民法第269条3項に定める特約、もしあれば

第17条：地役権の登記事項

1. 第14条に定めるもののほか、承役地への地役権の登記事項は次のとおりとする。
 - 要役地の表示
 - 地役権の目的
 - 地役権の期間
 - 地役権の範囲
 - 地役権の対価、もしあれば
 - 対価の支払い時期、もしあれば
 - 民法第288条、第289条1項、第293条2項に定める特約、もしあれば
 - 永借権、用益権者が地役権を設定した時は、それら権利の表示
2. 第14条の規定に関わらず、登記権利者の氏名および住所を登記することを要しない。
3. 要役地への地役権登記の登記事項は次の通りとする。
 - 承役地の表示
 - 地役権の目的
 - 地役権の範囲
 - 承役地における地役権登記年月日

第18条：先取特権の登記事項

1. 第14条に定めるもののほか、先取特権の登記事項は次のとおりとする。
 - 債務者の氏名
 - 債権額
2. 第1項に加え、不動産売買の先取特権の登記事項は次のとおりとする。
 - 利息、もしあれば
 - 損害金、もしあれば

第19条：質権の登記事項

- 第14条に定めるもののほか、質権の登記事項は次のとおりとする。
- 債務者の氏名
 - 期間
 - 元本額
 - 違約金、もしあれば
 - 民法第820条2文、第837条に定める特約、もしあれば
 - 被担保債権に付した条件、もしあれば

第20条：抵当権の登記事項

- 第14条に定めるもののほか、抵当権の登記事項は次のとおりとする。
- 債務者の氏名
 - 元本額
 - 利息、もしあれば
 - 損害金、もしあれば

- 被担保債権に付した条件、もしあれば

第21条：根抵当権の登記事項

第14条に定めるもののほか、根抵当権の登記事項は次のとおりとする。

- 債務者の氏名
- 極度額
- 被担保債権の範囲（被担保債権を発生せる取引の種類）
- 民法第871条に定める確定期日、もしあれば
- 民法第879条1項2文に規定する特約、もしあれば

第22条:買戻特約の登記事項

第14条に定めるもののほか、買戻特約の登記事項は次のとおりとする。

- 売買代金額
- 契約費用
- 買戻期間

第23条 被担保債権の一部譲渡等による担保権移転登記の登記事項

第14条に規定する事項に加え、被担保債権について、一部譲渡または一部代位弁済がなされた場合における、先取特権、質権、抵当権の一部移転の登記に関する登記事項は、当該譲渡または代位弁済の目的である債権の額とする。

第24条 質権・抵当権の処分の登記の登記事項

第19条の規定は、転質、質権の譲渡または放棄をする場合の登記について準用する。

第20条の規定は、転抵当、抵当権の譲渡または放棄をする場合の登記について準用する

第25条 共同抵当の代位の登記事項

第20条に規定するもののほか、民法第858条の規定による代位の登記の登記事項は次のとおりとする。

- 上位の抵当権者が弁済を受けた不動産の表示
- 当該不動産の競売価格
- 上位の抵当権者が弁済を受けた金額
- 被担保債権の表示

第4章

不動産上の物権に関する登記申請書

第1節

登記申請書の形式と添付書面

第26条 登記申請書

不動産上の物権に関する登記申請書には、登記申請の種類に従い下記事項を記載しなければならない。

- 国の正式名称
- 標語
- 不動産が所在する、ムニシパル／ディストリクト／カン又はキャピタル／プロビンシャル地籍管理所
- 登記申請の目的
- 登記申請の原因およびその日付
- 登記権利者及び登記義務者の氏名及び住所
- 登記申請人が登記権利者・登記義務者以外の者であるときは、その者の氏名及び住所
- 登記申請人が法人のときはその法人の代表者の氏名
- 代理人の申請によるときは代理人の氏名及び住所
- 不動産の表示
- 共有物不分割特約等、もしあれば
- 申請人が代位者であるときは、代位原因およびその日付
- 申請人が代位者であるときは、代位者の氏名および住所
- 登記申請人が一般承継人であるときは、被相続人又は被合併会社の名前
- 申請日、登記申請人の署名、指印
- 二人以上の権利者がいるときは、各々の持分
- 添付書面

第27条 登記申請書の添付書類

登記の申請を行うときは、申請人は、登記申請の種類に応じて次の必要書類を添付しなければならない。

- 登記申請人の身分証明書
- 登記申請人が法人であるときは法人の代表者の代理権限を証する書面
- 登記申請人が、法定代理に服しているときは、その法定代理人の代理権限を証する書面
- 申請が、任意代理人によるときは、委任状
- 登記原因を証する書面
- 申請人が代位者であるときは、代位原因を証する書面
- 確定判決等に基づく登記を申請するときは、確定判決等
- 利害関係を有する第三者がいるときは、当該第三者の同意を証する書面
- 本省令第10条2項、および第11条に定める登記を申請する場合は、相続または法人の合併を証する書面
- 地役権図面
- 用益権の目的である建物を特定する図面
- 権利証
- 国土管理都市計画建設省が定める他の関連書面

第2節 所有権登記申請書

第28条 所有権移転登記申請書

所有権の全部ないし一部が移転されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には、次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 所有権全部移転
 - 所有権一部移転
- b- 次の各原因および日付
 - 売買
 - 贈与
 - 交換
 - 相続
 - 遺産分割
 - 遺贈
 - 確定判決
 - その他、他の法令に定める原因
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 両親の氏名
 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - 新共有者の持分
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第29条 共有持分移転登記申請書

共有持分の全部ないし一部が移転されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - ○番氏名.....共有持分全部移転
 - ○番氏名.....共有持分一部移転
- b- 次の各原因および日付
 - 売買
 - 贈与
 - 交換
 - 相続
 - 遺産分割
 - 遺贈
 - 確定判決
 - 共有物分割

- 共有持分放棄
- その他、他の法令に定める原因
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日及び出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - 新共有持分の持分
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第30条 所有権又は共有持分権についての更正登記申請書

既になされた所有権又は共有持分権の登記について、錯誤・遺漏が発見されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には、次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 所有権更正
 - 共有持分権更正
- b- 次の各原因
 - 錯誤
 - 遺漏
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日及び出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日及び出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 更正すべき各事項
 - 目的
 - 持分
 - 所有者及び共有者の氏名
- e- 不動産の表示

- 土地の所在
- 地番、もしくは権利証番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第31条 所有権移転登記の抹消登記申請書

既になされた所有権の移転登記について利害関係を有する第三者がいるときは、抹消登記申請は、当該第三者の同意があるときに限り申請することができる。

第26条（登記申請書）に定める登記申請書には、次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 所有権移転抹消
 - 所有権一部移転抹消
 - 共有持分全部移転抹消
 - 共有持分一部移転抹消
- b- 次の各原因および日付
 - 契約取消
 - 契約解除
 - 契約の合意解除
 - その他、他の法令に定める原因
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第3節 永借権登記申請書

第33条 永借権設定登記申請書

永借権が設定されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 目的
 - 永借権設定
- b- 原因および日付
 - 設定

- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日及び出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - 永借権者の持分
 - 永借権の期間
 - 永借権の賃料
 - 支払時期
 - 民法第254条3項に定める特約、もしあれば
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号
 - 永借権証明書の番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第33条 永借権移転登記申請書

永借権の全部ないし一部が移転されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の目的
 - 永借権移転
 - 永借権一部移転
- b- 次の各原因および日付
 - 売買
 - 贈与
 - 相続
 - 遺産分割
 - 遺贈
 - 確定判決
 - その他、他の法令に定める原因
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日及び出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日及び出生場所

- 住所
- 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - 永借権持分
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号
 - 永借権証明書の番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第34条 共有永借権持分移転登記申請書

永借権持分の全部ないし一部が移転されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 氏名.....共有永借権持分全部移転
 - 氏名.....共有永借権持分一部移転
- b- 次の各原因および日付
 - 売買
 - 贈与
 - 相続
 - 遺産分割
 - 遺贈
 - 確定判決
 - 共有永借権分割
 - 永借権持分放棄
 - その他、他の法令に定める原因
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日及び出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日及び出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- その他の登記事項
 - 永借権持分
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号
 - 永借権証明書の番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第35条 転永借権設定登記申請書

転永借権が設定された時は、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 目的
 - 転永借権設定
- b- 原因及び日付
 - 設定
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - 持分
 - 転永借の期間
 - 転永借料
 - 支払時期
 - 民法第254条3項に規定する特約、もしあれば
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号
 - 永借権証明書の番号

添付書面：第27条の規定のとおり

第36条 永借権の期間、賃料、支払時期又は特約の変更・更正登記申請書

永借権の期間、賃料、支払時期又は特約が変更または更正されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 永借権の期間の変更・更正
 - 永借権の賃料の変更・更正
 - 永借権の（賃料の）支払時期の変更・更正
 - 永借権に関する特約の変更・更正
- b- 次の各原因および日付
 - 変更及び日付
 - 錯誤
 - 遺漏
- c- 登記権利者
 - 氏名

- 生年月日、出生場所
- 住所
- 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 変更・更正すべき事項
 - 期間
 - 賃料
 - 支払期日
 - 民法第254条3項に規定する特約
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号
 - 永借権証書の番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第37条 永借権又は永借権持分の更正登記申請書

既になされた永借権又は永借権持分の登記に、錯誤・遺漏が発見されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には、次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 永借権の更正
 - 永借権持分の更正
- b- 次の各原因
 - 錯誤
 - 遺漏
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 更正すべき各事項
 - 目的
 - 持分
 - 永借権者の氏名
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在

- 地番、もしくは権利証番号
- 永借権証書の番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第38条 永借権抹消登記申請書

既になされた永借権の登記について利害関係を有する第三者がいるときは、抹消登記の申請は、当該第三者の同意があるときに限り申請することができる。

第26条（登記申請書）に定める登記申請書には、次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 永借権設定抹消
 - 永借権移転抹消
 - 永借権一部移転抹消
 - 共有永借権持分全部移転抹消
 - 共有永借権持分一部移転抹消
- b- 次の各原因および日付
 - 期間満了
 - 契約取消
 - 契約解除
 - 契約の合意解除
 - その他、他の法令に定める原因
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号
 - 永借権証書の番号

添付書類:第27条の規定のとおり

第4節 用益権登記申請書

第39条 用益権設定登記申請書

用益権が設定されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的

- 土地に対する用益権設定
- 建物に対する用益権設定
- 土地と建物に対する用益権設定
- b- 原因及び日付
 - 設定
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日及び出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - 用益権者の持分
 - 用益権の期間 又は条件もしくは事情,もしあれば
 - 用益権の対価
 - 対価の支払時期
 - 民法第269条3項に定める特約、もしあれば
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号
 - 建物所在地の地図
 - 用益権証書の番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第40条 用益権移転登記申請書

用益権の全部ないし一部が移転されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 用益権移転
 - 用益権一部移転
- b- 次の各原因および日付
 - 売買
 - 贈与
 - 相続
 - 遺産分割
 - 遺贈
 - 確定判決
 - その他、他の法令に定める原因
- c- 登記権利者
 - 氏名

- 生年月日及び出生場所
- 住所
- 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日及び出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - 用益権者の持分
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号
 - 用益権証書の番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第41条 共有用益権持分移転登記申請書

用益権持分の全部ないし一部が移転されたときは、第26条に定める登記申請書（登記申請書）には次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 氏名………共有用益権持分全部移転
 - 氏名………共有用益権持分一部移転
- b- 次の各原因及び日付
 - 売買
 - 贈与
 - 相続
 - 遺産分割
 - 遺贈
 - 確定判決
 - 共有用益権分割
 - 用益権持分放棄
 - その他、他の法令に定める原因
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日及び出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
 - 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日及び出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - 用益権持分

- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号
 - 用益権証書の番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第42条 用益権の期間、対価、対価の支払時期又は特約の変更・更正登記申請書

用益権の期間、対価、対価の支払時期又は特約が変更または更正されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 用益権の期間の変更・更正
 - 用益権の対価の変更・更正
 - 用益権の対価の支払時期の変更・更正
 - 用益権に関する特約の変更・更正
- b- 次の各原因
 - 変更および日付
 - 錯誤
 - 遺漏
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 変更・更正すべき事項
 - 期間
 - 対価
 - 対価の支払時期
 - 民法第269条3項に規定する特約
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号
 - 用益権証書の番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第43条 用益権又は用益権持分の更正登記申請書

既になされた用益権又は用益権持分の登記に、錯誤・遺漏が発見されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には、次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的

- 用益権の更正
- 用益権持分の更正
- b- 次の各原因
 - 錯誤
 - 遺漏
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 更正すべき各事項
 - 目的
 - 持分
 - 用益権者の氏名
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号
 - 用益権証書の番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第44条 用益権抹消登記申請書

既になされた用益権の登記について利害関係を有する第三者がいるときは、抹消登記の申請は、当該第三者の同意があるときに限り申請することができる。

第26条（登記申請書）に定める登記申請書には、次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 用益権設定抹消
 - 用益権移転抹消
 - 用益権一部移転抹消
 - 共有用益権持分全部移転登記抹消
 - 共有用益権持分一部移転抹消
- b- 次の各原因および日付
 - 当初の用益権者の死亡
 - 期間満了
 - 契約取消
 - 契約解除
 - 契約の合意解除
 - その他、他の法令に定める原因
- c- 登記権利者
 - 氏名

- 生年月日、出生場所
- 住所
- 父母の氏名

登記義務者

- 氏名
- 生年月日、出生場所
- 住所
- 父母の氏名

d- 不動産の表示

- 土地の所在
- 地番、もしくは権利証番号
- 用益権証書の番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第5節 地役権登記申請書

第45条 地役権設定登記申請書

地役権が設定されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

a- 目的

- 地役権設定

b- 原因および日付

- 設定

c- 登記権利者

- 氏名
- 生年月日、出生場所
- 住所
- 父母の氏名

登記義務者

- 氏名
- 生年月日、出生場所
- 住所
- 父母の氏名

d- その他登記事項

- 地役権の目的
- 地役権の期間
- 地役権の範囲
- 地役権の対価、もしあれば
- 地役権の対価の支払い時期
- 民法第288条、第289条1項、第293条第2項に定める特約

e- 不動産の表示

- 要役地の表示
- 土地の所在

- 地番、もしくは権利証番号
- 承役地の表示
- 土地の所在
- 地番、もしくは権利証番号

添付書面：第27条の規定のとおり

第46条：地役権の期間、目的、範囲、対価、対価の支払い時期、特約の変更登記申請書

地役権の期間、目的、範囲、対価、対価の支払い時期、特約が変更されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には、次の事項が記載されるものとする。

a- 次の各目的

- 地役権の期間の変更・更正
- 地役権の目的の変更・更正
- 地役権の範囲の変更・更正
- 地役権の対価の変更・更正
- 地役権の対価の支払い時期の変更・更正
- 地役権の特約に関する変更・更正

b- 次の各原因

- 変更及び日付
- 錯誤
- 遺漏

c- 登記権利者

- 氏名
- 生年月日、出生場所
- 住所
- 父母の氏名

登記義務者

- 氏名
- 生年月日、出生場所
- 住所
- 母の氏名

d- 変更・更正すべき事項

- 期間
- 地役権の目的
- 地役権の範囲
- 対価
- 対価の支払い時期
- 民法第288条、第289条1項、第293条第2項に定める特約、もしあれば

e- 不動産の表示

- 承役地の表示
- 土地の所在
- 地番、もしくは権利証番号
- 要役地の表示
- 土地の所在

- 地番、もしくは権利証番号

添付書面：第27条の規定のとおり

第47条：地役権の抹消登記申請書

既になされた地役権の登記について利害関係を有する第三者がいるときは、抹消登記の申請は、当該第三者の同意があるときに限りすることができる。

第26条（登記申請書）に定める登記申請書には、次の事項が記載されるものとする。

a- 目的

- 地役権設定抹消

b- 次の各原因および日付

- 契約取消
- 契約解除
- 合意解除
- その他、他の法令に定める原因

c- 登記権利者

- 氏名
- 生年月日、出生場所
- 住所
- 父母の氏名

登記義務者

- 氏名
- 生年月日、出生場所
- 住所
- 父母の氏名

d- 不動産の表示

- 承役地の表示
- 土地の所在
- 地番、もしくは権利証番号
- 要役地の表示
- 土地の所在
- 地番、もしくは権利証番号

添付書面：第27条の規定のとおり

第6節 先取特権登記申請書

第48条 不動産保存、工事、売買の先取特権の登記申請書

不動産保存、工事、売買の先取特権が設定されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

a- 次の各目的

- 不動産保存の先取特権
- 不動産工事の先取特権
- 不動産売買の先取特権

- b- 次の各原因および日付
 - 不動産保存
 - 不動産工事
 - 不動産売買
 - その他、他の法令に定める原因
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - 債務者の氏名
 - 債権額
 - 民法第802条に基づく不動産売買の利息
 - 損害金、もしあれば
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類:第27条の規定のとおり

第49条 先取特権移転登記申請書

先取特権の全部または一部が移転されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - ○番先取特権の移転
 - ○番先取特権の一部移転
- b- 次の各原因および日付
 - 債権譲渡
 - 債権一部譲渡
 - 代位弁済
 - 一部代位弁済
 - その他、他の法令に定める原因
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
 登記義務者
 - 氏名

- 生年月日、出生場所
- 住所
- 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - 譲渡された債権額
 - 弁済総額
 - 持分
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類:第27条の規定のとおり

第50条:先取特権抹消登記申請書

既になされた先取特権の登記について利害関係のある第三者がいるときは、抹消登記申請は、当該第三者の同意があるときに限り、登記の申請をすることができる。

第26条（登記申請書書式）に定める登記申請書には、次の事項が記載されるものとする。

- a- 目的
 - ○番先取特権抹消登記
- b- 次の各原因および日付
 - 弁済
 - 先取特権の放棄
 - その他、他の法令に定める原因
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類:第27条の規定のとおり

第7節 質権登記申請書

第51条 質権設定登記申請書

質権が設定されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項

が記載されるものとする。

a- 次の各目的

- 所有権に対する質権設定
- 永借権に対する質権設定
- 用益権に対する質権設定

b- 原因および日付

b-1 - 消費貸借契約

- その他、他の法令に定める原因

b-2 - 質権設定契約

c- 登記権利者

- 氏名
- 生年月日、出生場所
- 住所
- 父母の氏名

登記義務者

- 氏名
- 生年月日、出生場所
- 住所
- 父母の氏名

d- その他登記事項

- 債務者の氏名
- 期間
- 元本額
- 違約金
- 民法第820条2文、第837条に規定する特約
- 被担保債権に付せられた条件

e- 不動産の表示

- 土地の所在
- 地番、もしくは権利証番号

添付書類:第27条の規定のとおり

第52条 質権移転登記申請書

質権の全部ないし一部が移転されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

a- 次の各目的

- 所有権に対する○番質権移転
- 所有権に対する○番質権一部移転
- 永借権に対する○番質権移転
- 永借権対する○番質権一部移転
- 用益権に対する○番質権移転
- 用益権に対する○番質権一部移転

b- 次の各原因および日付

- 債権譲渡
- 債権一部譲渡

- 代位弁済
- 一部代位弁済
- その他、他の法令に定める原因
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - 譲渡された債権額
 - 弁済総額
 - 質権持分
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類:第27条の規定のとおり

第53条 転質権設定登記申請書

転質権が設定されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 目的
 - ○番質権転質権設定
- b- 原因および日付
 - b-1- 消費貸借契約
 - その他、他の法令に定める原因
 - b-2- 転質権設定契約
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - 債務者の氏名
 - 期間

- 元本額
 - 損害金
 - 民法第820条2文、第837条に規定する特約
 - 被担保債権に付せられた条件
- e- 不動産の表示
- 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類:第27条の規定のとおり

第54条: 質権の変更・更正登記申請書

質権の元本額、違約金、期間、被担保債権に付せられた条件、特約が変更または更正されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には、次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
- ○番質権の元本額の変更・更正
 - ○番質権の違約金の変更・更正
 - ○番質権の期間の変更・更正
 - ○番質権の被担保債権に付せられた条件の変更・更正
 - ○番質権の特約の変更・更正
- b- 次の各原因
- 変更および日付
 - 錯誤
 - 遺漏
 - その他、他の法令に定める原因および日付
- c- 登記権利者
- 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
- 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 変更・更正すべき事項
- 元本額
 - 違約金
 - 期間
 - 被担保債権に付された条件
 - 民法第820条2文、第837条に規定する特約
- e- 不動産の表示
- 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類:第27条の規定のとおり

第55条:質権抹消登記申請書

既になされた質権の登記について利害関係を有する第三者がいるときは、抹消登記の申請は、当該第三者の同意があるときに限り申請することができる。

第26条(登記申請書)に定める登記申請書には、次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 所有権に対する○番質権の抹消
 - 永借権に対する○番質権の抹消
 - 用益権に対する○番質権の抹消
- b- 次の各原因
 - 弁済
 - 質権の放棄
 - 契約の合意解除
 - その他、他の法令に定める原因
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類:第27条の規定のとおり

第8節 抵当権登記申請書

第56条 抵当権設定登記申請書

抵当権が設定されたときは、第26条(登記申請書)に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 所有権に対する抵当権設定
 - 永借権に対する抵当権設定
 - 用益権に対する抵当権設定
- b- 次の各原因および日付
 - b-1- 消費貸借契約
 - その他、他の法令に定める原因
 - b-2- 抵当権設定契約

- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - 債務者の氏名
 - 元本額
 - 利息
 - 損害金
 - 被担保債権に付せられた条件
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類:第27条の規定のとおり

第57条 転抵当権設定登記申請書

転抵当権が設定されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 目的
 - ○番抵当権に対する転抵当権設定
- b- 次の各原因および日付
 - b-1- 消費貸借契約
 - その他、他の法令に定める原因
 - b-2- 転抵当権設定契約
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - 債務者の氏名
 - 期間
 - 元本額

- 損害金
- 被担保債権に付した条件
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類:第27条の規定のとおり

第58条 抵当権移転登記申請書

抵当権の全部ないし一部が移転されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 所有権に対する○番抵当権移転
 - 所有権に対する○番抵当権一部移転
 - 永借権に対する○番抵当権移転
 - 永借権に対する○番抵当権一部移転
 - 用益権に対する○番抵当権移転
 - 用益権に対する○番抵当権一部移転
- b- 次の各原因および日付
 - 債権譲渡
 - 債権一部譲渡
 - 代位弁済
 - 一部代位弁済
 - その他、他の法令に定める原因
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - 譲渡された債権額
 - 弁済総額
 - 持分
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類:第27条の規定のとおり

第59条 共同抵当権の代位の登記申請書

共同抵当権の代位が行われたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 目的
 - ○番抵当権代位
- b- 原因および日付
 - 民法第858条に定める代位
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - d-1- 強制競売の内容
 - 不動産の表示
 - 不動産の競売代金
 - 先順位の抵当権者が受領した金額
 - d-2- 被担保債権の表示
 - 原因および日付
 - 債務者の氏名
 - 元本額
 - 利息
 - 損害金
 - 被担保債権に付した条件
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類:第27条の規定のとおり

第60条 抵当権の譲渡・放棄の登記申請書

抵当権が譲渡もしくは放棄されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 所有権に対する○番抵当権の譲渡
 - 永借権に対する○番抵当権の譲渡
 - 用益権に対する○番抵当権の譲渡
 - 所有権に対する○番抵当権の放棄
 - 永借権に対する○番抵当権の放棄
 - 用益権に対する○番抵当権の放棄
- b- 次の各原因および日付

- b-1- 消費貸借契約
 - その他、他の法令に定める原因
- b-2- 抵当権の譲渡
 - 抵当権の放棄
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - 債務者の氏名
 - 元本額
 - 利息
 - 損害金
 - 債権に付せられた条件
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類:第27条の規定のとおり

第61条 抵当権の順位の譲渡・放棄の登記申請書

抵当権の順位が譲渡もしくは放棄されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 所有権に対する○番抵当権の○番抵当権への順位譲渡
 - 永借権に対する○番抵当権の○番抵当権への順位譲渡
 - 用益権に対する○番抵当権の○番抵当権への順位譲渡
 - 所有権に対する○番抵当権の○番抵当権への順位放棄
 - 永借権に対する○番抵当権の○番抵当権への順位放棄
 - 用益権に対する○番抵当権の○番抵当権への順位放棄
- b- 次の各原因および日付
 - 抵当権の順位の譲渡
 - 抵当権の順位の放棄
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者

- 氏名
- 生年月日、出生場所
- 住所
- 父母の氏名
- d- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類:第27条の規定のとおり

第62条 抵当権の順位の変更の登記申請書

抵当権の順位が変更されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 目的
 - 所有権に対する○番抵当権、○番抵当権の順位の変更
 - 永借権に対する○番抵当権、○番抵当権の順位の変更
 - 用益権に対する○番抵当権、○番抵当権の順位の変更
- b- 次の各原因および日付
 - 合意
- c- 登記申請者
 - 氏名 (a)
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名

登記申請者

 - 氏名 (b)
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 変更すべき事項
 - 各抵当権の新順位
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類:第27条の規定のとおり

第63条: 抵当権の変更・更正登記申請書

抵当権の元本額、利息、損害金、被担保債権に付せられた条件が変更または更正されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には、次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 所有権、永借権、用益権に対する○番抵当権の元本額の変更・更正
 - 所有権、永借権、用益権に対する○番抵当権の利息の変更・更正
 - 所有権、永借権、用益権に対する○番抵当権の損害金の変更・更正

- 所有権、永借権、用益権に対する○番抵当権の被担保債権に付せられた条件の変更・更正
- b- 次の各原因
 - 変更および日付
 - 錯誤
 - 遺漏
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 変更・更正すべき事項
 - 元本額
 - 利息
 - 損害金
 - 被担保債権に付せられた条件
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類:第27条の規定のとおり

第64条:抵当権の抹消登記申請書

既になされた抵当権の登記について利害関係のある第三者がいる場合には、抹消登記の申請は、当該第三者の同意がある場合にのみすることができる。

第26条(登記申請書)に定める登記申請書には、次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 所有権に対する○番抵当権の抹消
 - 永借権に対する○番抵当権の抹消
 - 用益権に対する○番抵当権の抹消
- b- 次の各原因および日付
 - 弁済
 - 抵当権の放棄
 - 契約の合意解除
 - その他、他の法令に定める原因
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名

登記義務者

- 氏名
- 生年月日、出生場所
- 住所
- 父母の氏名

d- 不動産の表示

- 土地の所在
- 地番、もしくは権利証番号

添付書類:第27条の規定のとおり

第9節 根抵当権登記申請書

第65条 根抵当権設定登記申請書

根抵当権が設定されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

a- 次の各目的

- 所有権に対する根抵当権設定
- 永借権に対する根抵当権設定
- 用益権に対する根抵当権設定
- 所有権に対する共同根抵当権設定
- 永借権に対する共同根抵当権設定
- 用益権に対する共同根抵当権設定

b- 原因および日付

設定契約

c- 登記権利者

- 氏名
- 生年月日、出生場所
- 住所
- 父母の氏名

登記義務者

- 氏名
- 生年月日、出生場所
- 住所
- 父母の氏名

d- その他登記事項

- 債務者の氏名
- 極度額
- 債権の範囲
- 民法第871条1項に規定する元本の確定期日
- 民法第879条1項2文に定める特約

e- 不動産の表示

- 土地の所在
- 地番、もしくは権利証番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第66条 根抵当権の譲渡の登記

根抵当権が譲渡されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 所有権に対する○番根抵当権移転
 - 永借権に対する○番根抵当権移転
 - 用益権に対する○番根抵当権移転
 - 所有権に対する○番根抵当権一部移転
 - 永借権に対する○番根抵当権一部移転
 - 用益権に対する○番根抵当権一部移転
- b- 次の各原因および日付
 - 根抵当権の譲渡
 - 根抵当権の一部譲渡
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書面：第27条の規定のとおり

第67条 根抵当権の分割譲渡の登記

根抵当権が分割譲渡されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 所有権に対する○番根抵当権の分割譲渡
 - 永借権に対する○番根抵当権の分割譲渡
 - 用益権に対する○番根抵当権の分割譲渡
- b- 原因および日付
 - 分割譲渡
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所

- 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - 分割譲渡された根抵当権の極度額
 - 原根抵当権の債務者の氏名
 - 原根抵当権の債権の範囲
 - 原根抵当権の民法第871条1項に規定する元本の確定期日
 - 原根抵当権の民法第879条1項2文に定める特約
 - 原根抵当権の設定原因およびその日付
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書面：第27条の規定のとおり

第68条：根抵当権の極度額の変更登記申請書

根抵当権の極度額が変更されたときは、第26条（登記申請書）にさためる登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 所有権に対する○番根抵当権極度額変更
 - 永借権に対する○番根抵当権極度額変更
 - 用益権に対する○番根抵当権極度額変更
- b- 原因および日付
 - 変更契約
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名

登記義務者

 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 変更された事項
 - 新しい極度額
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書面：第27条の規定のとおり

第69条 根抵当権の債権の範囲の変更登記申請書

根抵当権の債権の範囲が変更されたときは、第26条（登記申請の書式）に定める、登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 所有権に対する○番根抵当権の債権の範囲の変更
 - 永借権に対する○番根抵当権の債権の範囲の変更
 - 用益権に対する○番根抵当権の債権の範囲の変更
- b- 原因および日付
 - 変更
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 変更された事項
 - 新しい債権の範囲
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書面：第27条の規定のとおり

第70条 根抵当権の元本確定期日の変更登記申請書

根抵当権の元本確定期日に変更されたときは、第26条（登記申請の書式）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 所有権に対する○番根抵当権の元本確定日付の変更
 - 永借権に対する○番根抵当権の元本確定日付の変更
 - 用益権に対する○番根抵当権の元本確定日付の変更
- b- 原因および日付
 - 変更
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所

- 住所
- 父母の氏名
- d- 変更された事項
 - 新しい元本確定期日
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書面：第27条の規定のとおり

第71条:根抵当権抹消登記申請書

既になされた根抵当権の登記について利害関係を有する第三者がいるときは、抹消登記の申請は、当該第三者の同意があるときに限りすることができる。

第26条（登記申請書）に定める登記申請書には、次の事項が記載されるものとする。

- a- 次の各目的
 - 所有権に対する○番根抵当権抹消
 - 永借権に対する○番根抵当権抹消
 - 用益権に対する○番根抵当権抹消
- b- 次の各原因および日付
 - 弁済
 - 根抵当権の放棄
 - 根抵当権の消滅請求
 - その他、他の法令に定める原因
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第10節 物権に付属する権利の登記申請書

第72条 買戻特約登記申請書

買戻特約がなされたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には、次の事項が記載されるものとする。

- a- 目的
 - 買戻特約
- b- 原因および日付
 - 買戻特約
- c- 登記権利者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 両親の氏名
 登記義務者
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - 売買代金
 - 契約費用
 - 買戻期間
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第73条 共有物不分割特約の登記申請書

共有持分権者全員が共有物の不分割契約に合意したときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には、次の事項が記載されるものとする。

- a- 目的
 - 共有物不分割
- b- 原因および日付
 - 共有物不分割契約
- c- 申請人
 - 氏名（a）
 - 生年月日及び出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
 申請人
 - 氏名（b）
 - 生年月日及び出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- その他登記事項
 - 期間
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在

- 地番、もしくは権利証番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第74条 共有物不分割の期間変更登記申請書

共有持分権者全員が共有物不分割の期間の変更に合意したときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には、次の事項が記載されるものとする。

- a- 目的
 - 共有物不分割の期間変更
- b- 原因および日付
 - 期間の変更
- c- 申請人（a）
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 申請人（b）
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 変更すべき事項
 - 新しい期間
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第75条 共有物不分割の期間の更正登記申請書

既になされた共有物不分割契約の登記の期間に関して錯誤・遺漏が発見されたときは、すべての共有持分権者によって登記申請をしなければならない。

第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 目的
 - 共有物不分割契約の期間の更正
- b- 原因
 - 錯誤
 - 遺漏
- c- 申請人（a）
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- 申請人（b）
 - 氏名

- 生年月日、出生場所
- 住所
- 父母の氏名
- d- 更正すべき事項
 - 期間
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第76条 共有物不分割の抹消登記申請書

共有物不分割契約が取消、解除、又は期間満了等となったときは、すべての共有持分権者によって共有物不分割の抹消登記申請をしなければならない。

第26条に定める登記申請書には次の事項が記載されるものとする。

- a- 目的
 - 共有物不分割契約の抹消
- b- 原因及び日付
 - 契約取消
 - 契約解除
 - 契約期間満了
 - その他、他の法令に定める原因
- c- 申請人 (a)
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
 申請人 (b)
 - 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第11節

氏名、生年月日、出生場所、両親の氏名の変更および更正登記申請書

第77条 権利者の氏名、生年月日、出生場所、両親の氏名の変更登記申請書

権利者の氏名、生年月日、出生場所、両親の氏名が変更されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次のとおり記載されるものとする。

- a- 次の各目的

- 権利者の氏名の変更登記
 - 権利者の生年月日の変更登記
 - 権利者の出生場所の変更登記
 - 権利者の両親の氏名の変更登記
- b- 次の各原因および日付
- 権利者の氏名の変更
 - 権利者の生年月日の変更
 - 権利者の出生場所の変更
 - 権利者の両親の氏名の変更
- c- 申請人
- 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 変更すべき事項
- 氏名
 - 生年月日
 - 出生場所
 - 両親の氏名
- e- 不動産の表示
- 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第78条 権利者の氏名、生年月日、出生場所、両親の氏名の更正登記申請書

既になされた権利者の氏名、生年月日、出生場所、両親の氏名の登記に、錯誤・遺漏が発見されたときは、第26条（登記申請書）に定める登記申請書には次のとおり記載されるものとする。

- a- 次の各目的
- 権利者の氏名の更正登記
 - 権利者の生年月日の更正登記
 - 権利者の出生場所の更正登記
 - 権利者の両親の氏名の更正登記
- b- 次の各原因
- 錯誤
 - 遺漏
- c- 申請人
- 氏名
 - 生年月日、出生場所
 - 住所
 - 父母の氏名
- d- 更正すべき事項
- 権利者の氏名
 - 権利者の生年月日、出生場所

- 法人の設立年月日
- 権利者の両親の氏名
- e- 不動産の表示
 - 土地の所在
 - 地番、もしくは権利証番号

添付書類：第27条の規定のとおり

第5章 登記

第1節 通則

第79条 付記登記

次に掲げる登記は、付記登記によって行う。

- ・ 転永借権の設定および処分
- ・ 用益権の移転登記
- ・ 担保権の移転登記
- ・ 質権、抵当権、根抵当権の処分の登記
- ・ 登記名義人の氏名、出生年月日、出生場所、両親の氏名についての変更・更正登記
- ・ 民法第858条に規定する代位の登記
- ・ 既に登記されている根抵当権についておこなう、民法第873条1項及び2項の合意の登記
- ・ 民法第877条2項1文に規定する根抵当権を分割譲渡する場合の、原根抵当権の極度額の減額登記
- ・ 既に登記されている根抵当権についておこなう、民法第879条1項2文に関する登記
- ・ 既に登記されている権利についておこなう、共有物不分割の登記
- ・ 登記上の利害関係を有する第三者がない場合の変更および更正の登記
- ・ 登記上の利害関係を有する第三者が存在する場合であって、当該第三者の同意書が添付されている場合の変更および更正の登記
- ・ 抹消登記を除く、買戻特約の登記

第80条 共有者の氏名および持分

登記官は、同じ権利を持つ二人以上の権利者がいる場合は、それぞれの氏名および持分を記載しなければならない。

第81条 共同人名票

登記権利者が3人以上あるときは、登記官はそのうちの1名の身分事項および共有持分を登記簿に記載し、その他の権利者については、共同人名票にその身分事項および共有持分を記載する。

共同人名票を作成する場合は、登記官は登記簿の“証書又は判決の要旨”欄に共同人名票の番号を記載する。

共同人名票は、登記簿の一部とする。

第82条 共同担保目録

1. 担保物権の目的が二つ以上の不動産及び権利であるときは、登記官はその不動産及び権利を記載した共同担保目録を作成しなければならない。
2. 共同担保目録の記載事項
 - ・ 共同担保目録を作成した年月日
 - ・ 共同担保目録の番号
 - ・ 担保権の目的となっている不動産の表示
 - ・ 担保権の目的となっている権利の表示
 - ・ 担保権の登記の順序番号
3. 不動産及び権利に関する担保権が登記簿から抹消された場合は、登記官は共同担保目録からその不動産及び権利を抹消しなければならない。
4. 登記官は、共同担保目録番号を個々の担保権登記の最後に記載しなければならない。
5. 共同担保目録は、登記簿の一部とする。

第83条 順序番号

1. 登記官は、権利に関する登記をするときは、順序を示す番号を「身分事項欄」、
「負担欄」、「その他欄」の登記事項の前に記載しなくてはならない。
2. 登記官は、同順序である二つ以上の担保権に関する登記をするときは、同じ順序番号に別の符号を付さなければならない。
3. 付記登記を登記するときは、登記官は、そのもととなった主登記の順序番号に枝番号を付さなくてはならない。

第84条 根抵当権の分割譲渡の登記

1. 第79条（付記登記）4項目の規定に関わらず、民法第877条（根抵当権の譲渡）2項1文の規定により、根抵当権を分割して譲渡する場合の登記は、付記登記によらない。
2. 登記官は、前項に定める登記の順序番号を記載する時は、分割の対象となった根抵当権と同じ順序番号を記載する。
3. 登記官は第2項の規定により順序番号を記載した時は、分割した二つの根抵当権の登記の順序番号に、それぞれ別の符号を付さなければならない。

第85条 登記官の職権による登記

1. 登記官は、買戻権行使による権利の取得の登記をしたときは、職権で買戻しの特約の登記の抹消をしなければならない。
2. 登記官は、民法第877条2項1文の規定による、根抵当権分割譲渡の登記を行ったときは、分割の対象となった根抵当権について、職権で極度額の減額登記をしなければならない。このときは、根抵当権の分割譲渡が原因である旨を記載する。
3. 登記官は、承役地の登記簿に地役権の設定の登記をしたときは、職権で、要役地の登記簿について第17条3項に規定する事項を登記しなければならない。
4. 登記終了後、自身の錯誤・遺漏による登記を見つけた時は、登記官は職権でそれ

- を更正し、権利者に通知しなくてはならない。登記官は、登記上利害関係のある第三者がいる場合は、その第三者の同意がある場合に限り更正することができる。
5. 登記官は、処分禁止の仮処分の登記にかかる仮処分の債権者を登記権利者、当該仮処分の債務者を登記義務者とする権利の登記の申請がなされた場合は、職権で当該処分禁止の登記を抹消しなければならない。

第86条 地役権に関する登記手続

1. 登記官は、承役地登記簿に地役権の設定登記をした場合は、遅滞なく、第17条3項に定める事項を要役地の登記簿に登記しなければならない。
2. 登記官は、承役地登記簿に地役権の設定の登記をした場合において、要役地が他の登記所の管轄区域内にあるときは、遅滞なく、当該他の登記所に第17条3項に定める事項を通知しなければならない。
3. 登記官は、承役地登記簿に地役権の登記事項の変更、更正、抹消の登記をしたときは、遅滞なく、要役地の登記簿の登記事項の変更、更正、抹消の登記をしなければならない。
4. 第2項の規定は、要役地が他の登記所の管轄区域内にあるときについて準用する。
5. 第2項及び4項の通知を受けた登記官は、遅滞なく、要役地の登記簿に、通知を受けた内容を登記しなければならない。

第87条 地役権図面

地役権図面には、地役権の範囲、方位、縮尺、要役地の地番、承役地の地番、隣地の地番と申請人の氏名を記載する。

地役権図面には、地役権者の署名または指印が必要である。

第88条 登記申請の取下げ

1. 登記申請の取下げは、書面を管轄機関に提出して行う。
2. 登記官は、登記申請の取下げがなされた時は、登記申請書およびその添付書面を申請人または代理人に還付するものとする。
3. 第1項に定める登記申請の取下げは申請人によってなされなければならない。申請人が多数である時は、登記申請の取下げはその全員でなければならない。

第2節 物権の登記の総則

第89条 登記実行方法の総則

1. 所有権の移転、変更、更正、抹消登記は土地登記簿に行う。
2. 永借権の設定、抹消は土地登記簿と永借権登記簿の両方に行う。
永借権に関する特約については、土地登記簿には、特約がある旨のみを記載し、永借権登記簿には特約事項をすべて記載する。
永借権の変更、更正は土地登記簿と永借権登記簿の両方に行う。ただし、特約の変更・更正があった場合は、永借権登記簿に行う。
永借権に関する特約の廃止は、土地登記簿と永借権登記簿の両方に行う。
永借権の移転、および永借権に対する担保権設定は永借権登記簿に行う。
3. 用益権の設定、抹消は土地登記簿と用益権登記簿の両方に行う。
用益権に関する特約については、土地登記簿には、特約がある旨のみを記載し、

用益権登記簿には特約事項をすべて記載する。

用益権の変更、更正は土地登記簿と用益権登記簿の両方に行う。ただし、特約の変更・更正があった場合は、用益権登記簿に行う。

用益権に関する特約の廃止は、土地登記簿と用益権登記簿の両方に行う。

用益権の移転、および用益権に対する担保権設定は用益権登記簿に行う。

4. 地役権の設定、変更、更正、抹消は、土地登記簿に行う。
5. 担保物権の設定、移転、変更、更正、抹消は関連する登記簿に行う。
6. 共有物不分割に関する登記は関連する登記簿に行う。
7. 買戻し特約の登記は関連する登記簿に行う。

第1款 所有権の登記方法

第90条 所有権移転の登記方法

地籍管理所が第28条（所有権移転登記申請書）に定める所有権移転登記申請書を受領したときは、土地登記簿に以下のとおり登記を行う。

- a. 「氏名および財産の種類」欄には、順序番号を最初に記載し、続いて登記権利者の氏名を青または黒インクで記載する。
- b. 「生年月日、出生地」欄には、登記権利者の生年月日と出生地を青または黒インクで記載する。
- c. 「履歴」欄には、登記権利者の両親の氏名を青または黒インクで記載する。
- d. 「証書または判決の要旨」欄には、次のとおり記載されるものとする。
 - (1) 売買のとき：
 - 所有権全部を一人に移転するときは、“氏名 売った 氏名 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。
 - 所有権全部を複数人に移転するときは、“氏名 売った 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。
 - 所有権の一部を一人に移転するときは、“氏名 一部売った 氏名 持分へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。
 - 所有権の一部を複数人に移転するときは、“氏名 一部売った 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。
 - (2) 贈与のとき：
 - 所有権全部を一人に移転するときは、“氏名 贈与した 氏名 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。
 - 所有権全部を複数人に移転するときは、“氏名 贈与した 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。
 - 所有権の一部を一人に移転するときは、“氏名 一部贈与した 氏名 持分 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を

赤インクで付す。

-所有権の一部を複数人に移転するときは、“氏名 一部贈与した 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

(3) 交換のとき:

-所有権全部を一人に移転するときは、“氏名 交換した 氏名 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-所有権全部を複数人に移転するときは、“氏名 交換した 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-所有権の一部を一人に移転するときは、“氏名 一部交換した 氏名 持分 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-所有権の一部を複数人に移転するときは、“氏名 一部交換した 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

(4) 相続のとき:

-所有権全部を一人に移転するときは、“氏名 年月日 に基づき相続した LR AJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-所有権全部を複数人に移転するときは、“氏名 持分 、氏名 持分年月日 に基づき相続した LR AJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-所有権の一部を一人に移転するときは、“氏名 は 氏名 持分 へ、年月日 遺贈した LR AJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-所有権の一部を複数人に移転するときは、“氏名 は 氏名 持分 、氏名 持分 へ年月日 遺贈した LR AJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-加えて、すべての相続のケースにおいては、被相続人の死亡年月日を“履歴”欄に記載するものとする。

第91条 共有持分移転の登記方法

地籍管理所が第29条（共有持分移転登記申請書）に定める所有権登記の申請書を受領したときは、土地登記簿に以下のとおり登記を行う。

- a. 「氏名および財産の種類」欄には、順序番号を最初に記載し、続いて登記権利者の氏名を青または黒インクで記載する。
- b. 「生年月日、出生地」欄には、登記権利者の生年月日と出生地を青または黒インクで記載する。
- c. 「履歴」欄には、登記権利者の両親の氏名を青または黒インクで記載する。
- d. 「証書または判決の要旨」欄には、次のとおり記載されるものとする。

(1) 売買のとき:

-共有持分全部を一人に移転するときは、“氏名 売った 氏名 持分 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤

インクで付す。

-共有持分全部を複数人に移転するときは、“氏名 売った 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-共有持分の一部を一人に移転するときは、“氏名 一部売った 氏名 持分 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-共有持分の一部を複数人に移転するときは、“氏名 一部売った 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

(2) 贈与のとき:

-共有持分全部を一人に移転するときは、“氏名 贈与した 氏名 持分へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-共有持分全部を複数人に移転するときは、“氏名 贈与した 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-共有持分の一部を一人に移転するときは、“氏名 一部贈与した 氏名 持分 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-共有持分の一部を複数人に移転するときは、“氏名 一部贈与した 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

(3) 交換のとき:

-共有持分全部を一人に移転するときは、“氏名 交換した 氏名 持分 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-共有持分全部を複数人に移転するときは、“氏名 交換した 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-共有持分の一部を一人に移転するときは、“氏名 一部交換した 氏名 持分 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-共有持分の一部を複数人に移転するときは、“氏名 一部交換した 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LR AC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

(4) 相続のとき:

-共有持分全部を一人に移転するときは、“氏名 持分 年月日 に基づき相続した LR AJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-共有持分全部を複数人に移転するときは、“氏名 持分 、 氏名 持分 年月日 に基づき相続した LR AJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-共有持分の一部を一人に移転するときは、“氏名 は 氏名 持分へ、年月

日 遺贈した LR AJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-共有持分の一部を複数人に移転するときは、“氏名 は、氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、年月日 遺贈した LR AJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-加えて、すべての相続のケースにおいては、被相続人の死亡年月日を“履歴”欄に記載するものとする。

第92条：所有権または共有持分権の更正登記の方法

地籍管理所が第30条（所有権または共有持分権の更正登記申請書）に定める所有権または共有持分権の更正登記申請書を受領したときは、土地登記簿に以下のとおり登記を行う。

主登記で行う場合：

a. 間違いの更正方法：登記官は、間違った持分/氏名の部分に下線を付してカッコ付の参照番号を記載し、そのそばに正しい持分/氏名を赤インクで記載する。そして「その他」欄に、第83条1項に従って、順序番号を次のとおり記載する：
“番号 赤インクで書かれた削除と更正について合意する（参照番号）持分/氏名”を赤インクで記載し、そして刻印と登記日付を青または黒インクで付す。

b. 登記事項の遺漏：登記官は、遺漏箇所の近くにカッコ付の参照番号と遺漏された持分/氏名を赤インクで記載する。そして「その他」欄に、第83条1項に従って、順序番号を次のとおり記載する：
“番号 赤インクで書かれた加筆に合意する（参照番号）持分/氏名”を赤インクで記載し、そして刻印と登記日付を青または黒インクで付す。

付記登記で行う場合：

a. 間違いの更正方法：登記官は、間違った持分/氏名の部分に下線を付してカッコ付の参照番号を記載し、そのそばに正しい持分/氏名を赤インクで記載する。そして「その他」欄に、第83条3項に従って、主登記の順序番号に続いて枝番号を次のとおり記載する：
“番号-番号 赤インクで書かれた削除と更正について合意する（参照番号）持分/氏名”を赤インクで記載し、そして刻印と登記日付を青又は黒インクで付す。

b. 登記事項の遺漏：登記官は、遺漏箇所の近くにカッコ付の参照番号と遺漏された持分/氏名を赤インクで記載する。そして「その他」欄に、第83条3項に従って、主登記の順序番号に続いて枝番号を次のとおり記載する：
“番号-番号 赤インクで書かれた加筆について合意する（参照番号）持分/氏名”を赤インクで記載し、そして刻印を青インクで押し、登記日付を青又は黒インクで付す。

第93条：所有権移転抹消登記の方法

地籍管理所が第31条（所有権移転抹消登記申請書）に定める所有権移転抹消登記申

請書を受領したときは、「身分事項」、「証書または判決の要旨」、「負担」、「その他」の各コラムに記載されている事項は赤インクで取消し線を付し、「証書または判決の要旨」欄に“番号 年月日 合意解除、契約取消し、契約解除により所有権移転の抹消”と青インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第2款 永借権の登記方法

第94条 永借権の設定登記方法

地籍管理所が第32条（永借権設定登記申請書）に定める永借権設定登記の申請書を受領したときは、以下のとおり登記を行う。

1. 土地登記簿：

“番号 氏名に対し、永借権設定、期間 年月日から年間 書面日付 ”と「負担」欄に、青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

2. 永借権登記簿：

a. 「氏名および財産の種類」欄には、順序番号を最初に記載し、それに続いて登記権利者の氏名を青または黒インクで記載する。

b. 「生年月日、出生地」欄には、登記権利者の生年月日と出生地を青または黒インクで記載する。

c. 「履歴」欄には、登記権利者の両親の氏名を青または黒インクで記載する。

d. 「証書または判決の要旨」欄には、次のとおり記載されるものとする。

(1) 永借権が一人に対して設定された場合：“氏名、期間 年月日から年間、賃料、支払時期、特約 書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

(2) 永借権が二人以上に対して設定された場合：“氏名 持分、氏名 持分 期間 年月日から 年間、賃料、支払時期、特約 書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第95条 永借権移転の登記方法

地籍管理所が第33条（永借権移転の登記申請書）に定める永借権移転登記申請書を受領したときは、永借権登記簿に以下のとおり登記を行う。

a. 「氏名および財産の種類」欄には、順序番号を最初に記載し、それに続いて登記権利者の氏名を青または黒インクで記載する。

b. 「生年月日、出生地」欄には、登記権利者の生年月日と出生地を青または黒インクで記載する。

c. 「履歴」欄には、登記権利者の両親の氏名を青または黒インクで記載する。

d. 「証書または判決の要旨」欄には、次のとおり記載されるものとする。

(1) 売買のとき：

-永借権全部を一人に移転するときは、“氏名 売った 氏名 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-永借権全部を複数人に移転するときは、“氏名 売った 氏名 持分 へ、氏名 持分へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-永借権の一部を一人に移転するときは、“氏名 一部売った 氏名 持分へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-永借権の一部を複数人に移転するときは、“氏名 一部売った 氏名 持分へ、氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

(2) 贈与のとき:

-永借権全部を一人に移転するときは、“氏名 贈与した 氏名 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-永借権全部を複数人に移転するときは、“氏名 贈与した 氏名 持分へ、氏名 持分へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-永借権の一部を一人に移転するときは、“氏名 一部贈与した 氏名 持分へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-永借権の一部を複数人に移転するときは、“氏名 一部贈与した 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

(3) 相続のとき:

-永借権全部を一人に移転するときは、“氏名 年月日 に基づき相続した LRAJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-永借権全部を複数人に移転するときは、“氏名 持分 、氏名 持分、年月日 に基づき相続したLRAJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-永借権の一部を一人に移転するときは、“氏名 は 氏名 持分 へ、年月日 遺贈した LRAJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-永借権の一部を複数人に移転するときは、“氏名 は 氏名 持分 へ、氏名 持分へ、年月日 遺贈した LRAJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-加えて、すべての相続のケースにおいては、被相続人の死亡年月日を“履歴”欄に記載するものとする。

第96条 永借権持分移転の登記方法

地籍管理所が第34条（永借権持分の移転登記申請書）に定める永借権持分の移転登記申請書を受領したときは、永借権登記簿に以下のとおり登記を行う。

a. 「氏名および財産の種類」欄には、順序番号を最初に記載し、それに続いて登記権利者の氏名を青または黒インクで記載する。

b. 「生年月日、出生地」欄には、登記権利者の生年月日と出生地を青または黒インクで記載する。

c. 「履歴」欄には、登記権利者の両親の氏名を青または黒インクで記載する。

d. 「証書または判決の要旨」欄には、次のとおり記載されるものとする。

(1) 売買のとき:

-永借権の持分全部を一人に移転するときは、“氏名 売った 氏名 持分へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-永借権の持分全部を複数人に移転するときは、“氏名 売った 氏名 持分へ、氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-永借権の持分の一部を一人に移転するときは、“氏名 一部売った 氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-永借権の持分の一部を複数人に移転するときは、“氏名 一部売った 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

(2) 贈与のとき:

-永借権の持分全部を一人に移転するときは、“氏名 贈与した 氏名 持分へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-永借権の持分全部を複数人に移転するときは、“氏名 贈与した 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-永借権の持分の一部を一人に移転するときは、“氏名 一部贈与した 氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-永借権の持分の一部を複数人に移転するときは、“氏名 一部贈与した 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

(3) 相続のとき:

-永借権の持分全部を一人に移転するときは、“氏名 年月日 に基づき相続したLRAJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-永借権の持分全部を複数人に移転するときは、“氏名 持分 、氏名 持分、年月日 に基づき相続したLRAJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-永借権の持分の一部を一人に移転するときは、“氏名 は 氏名 持分 へ、年月日 遺贈した LRAJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。”

-永借権の持分の一部を複数人に移転するときは、“氏名 は 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、年月日 遺贈した LRAJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。”

-加えて、すべての相続のケースにおいては、被相続人の死亡年月日を“履歴”欄に記載するものとする。

第97条 転永借権の設定登記方法

地籍管理所が第35条（転永借権設定登記申請書）に定める転永借権設定登記申請書を受領したときは、永借権登記簿の「負担」欄に以下のとおり登記を行う。

(1) 転永借権が一人に対して設定された場合：“番号-番号 転永借権設定 氏名、生年月日、出生地、両親の氏名、期間 年月日から 年間、賃料、支払時期、特約 書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

(2) 転永借権が二人以上に対して設定された場合：“番号-番号 転永借権設定 氏名、生年月日、出生地、両親の氏名、持分、氏名、生年月日、出生地、両親の氏名、持分、期間 年月日から 年間、賃料、支払時期、特約 書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第 98条: 永借権の変更・更正登記の方法

地籍管理所が第36条（永借権の期間、賃料、支払時期又は特約の変更・更正登記申請書）、第37条（永借権又は永借権持分の更正登記申請書）に定める変更・更正登記申請書を受領したときは、土地登記簿、および永借権登記簿の両方に以下のとおり登記を行う。

主登記で行う場合：

a. 期間、賃料、支払時期又は特約に関する変更：登記官は第83条1項に従って順序番号を付し、「その他」欄に、新しい期間、賃料、支払時期、特約を次のとおり記載する：

“番号 期間、賃料、支払時期、特約 の変更 年月日 に基づく”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

b. 間違いの更正方法：登記官は、間違った期間、賃料、持分、氏名、支払時期、特約の部分に下線を付し、そのそばに、カッコ付の参照番号を記載し、正しい期間、賃料、持分、氏名、支払時期、特約を赤インクで記載する。そして「その他」欄に第83条1項に従って、順序番号を次のとおり記載する：

“番号 赤インクで書かれた削除と更正について合意する（参照番号） 期間、賃料、持分、氏名、支払時期、特約”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

c. 登記事項の遺漏：登記官は、遺漏がある個所のそばにカッコ付の参照番号と遺漏された期間、賃料、持分、氏名、支払時期、特約を赤インクで記載し、「その他」欄に第83条1項に従って、順序番号を次のとおり記載する：

“番号 赤インクで書かれた加筆に合意する（参照番号） 期間、賃料、持分、氏名、支払時期、特約”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

付記登記で行う場合

a. 期間、賃料、支払時期又は特約に関する変更：登記官は第83条3項に従って主登記の順序番号に続いて枝番号を付し、「その他」欄に新しい期間、賃料、支払時期、特約を次のとおり記載する：

“番号-番号 期間、賃料、支払時期、特約 の変更 年月日 に基づく”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

b. 間違いの更正方法：登記官は、間違った期間、賃料、持分、氏名、支払時期、特約の部分に下線を付し、そのそばに、カッコ付の参照番号を記載し、正しい期間、賃料、持分、氏名、支払時期、特約を赤インクで記載する。そして「その他」欄に第83条3項に従って、主登記の順序番号に続いて枝番号を次のとおり記載する：

“番号-番号 赤インクで書かれた削除と更正について合意する（参照番号）期間、賃料、持分、氏名、支払時期、特約“を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

c. 登記事項の遺漏：登記官は、遺漏がある個所のそばにカッコ付の参照番号と遺漏された期間、賃料、持分、氏名、支払時期、特約を赤インクで記載し、「その他」欄に第83条3項に従って、主登記の順序番号に続いて枝番号を次のとおり記載する：

“番号-番号 赤インクで書かれた加筆に合意する（参照番号）期間、賃料、持分、氏名、支払時期、特約”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

第99条 永借権の抹消登記方法

地籍管理所が第38条（永借権の抹消登記申請書）に定める永借権抹消登記申請書を受領したときは、以下のとおり登記を行う。

1. 永借権の抹消登記

- 土地登記簿：「負担」欄に記載されている事項は赤インクで取消し線を付し、「負担」欄に“番号 年月日 期間満了、契約取消、合意解除により永借権設定の抹消”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

- 永借権登記簿：「身分事項」、「証書または判決の要旨」、「負担」、「その他」の各欄に記載されている事項は赤インクで取消し線を付し、「証書または判決の要旨」欄に“番号 年月日 期間満了、契約取消、合意解除により永借権設定の抹消”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

2. 永借権移転の抹消

- 永借権登記簿：「身分事項」、「証書または判決の要旨」、「負担」、「その他」の各コラムに記載されている事項は赤インクで取消し線を付し、「証書または判決の要旨」欄に“番号 年月日 契約取消、合意解除により永借権移転の抹消”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第3節 用益権の登記方法

第100条 用益権の設定登記方法

地籍管理所が第39条（用益権設定登記申請書）に定める用益権設定登記の申請書を受領したときは、以下のとおり登記を行う。

1. 土地登記簿：

“番号 氏名 に対し、用益権設定、期間 年月日から 年間 書面日付 ”と

「負担」欄に、青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

2. 用益権登記簿：

- a. 「氏名および財産の種類」欄には、順序番号を最初に記載し、それに続いて登記権利者の氏名を青または黒インクで記載する。
- b. 「生年月日、出生地」欄には、登記権利者の生年月日と出生地を青または黒インクで記載する。
- c. 「履歴」欄には、登記権利者の両親の氏名を青または黒インクで記載する。
- d. 「証書または判決の要旨」欄には、次のとおり記載されるものとする。
 - (1) 用益権が一人に対して設定された場合：“氏名、期間 年月日から 年間、対価、対価の支払時期、特約 書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。
 - (2) 用益権が二人以上に対して設定された場合：“氏名 持分、氏名 持分 期間 年月日から 年間、対価、対価の支払時期、特約 書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第101条 用益権移転の登記方法

地籍管理所が40条（用益権移転の登記申請書）に定める用益権移転登記申請書を受領したときは、用益権登記簿に以下のとおり登記を行う。

- a. 「氏名および財産の種類」欄には、順序番号を最初に記載し、それに続いて登記権利者の氏名を青または黒インクで記載する。
- b. 「生年月日、出生地」欄には、登記権利者の生年月日と出生地を青または黒インクで記載する。
- c. 「履歴」欄には、登記権利者の両親の氏名を青または黒インクで記載する。
- d. 証書または判決の要旨」欄には、次のとおり記載されるものとする。
 - (1) 売買のとき：
 - 用益権全部を一人に移転するときは、“氏名 売った 氏名 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。
 - 用益権全部を複数人に移転するときは、“氏名 売った 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。
 - 用益権の一部を一人に移転するときは、“氏名 一部売った 氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。
 - 用益権の一部を複数人に移転するときは、“氏名 一部売った 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。
 - (2) 贈与のとき：
 - 用益権全部を一人に移転するときは、“氏名 贈与した 氏名 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。
 - 用益権全部を複数人に移転するときは、“氏名 贈与した 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、

刻印と登記日付を赤インクで付す。

-用益権の一部を一人に移転するときは、“氏名 一部贈与した 氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-用益権の一部を複数人に移転するときは、“氏名 一部贈与した 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

(3) 相続のとき:

-用益権全部を一人に移転するときは、“氏名 年月日 に基づき相続した LRAJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-用益権全部を複数人に移転するときは、“氏名 持分 、氏名 持分、年月日 に基づき相続したLRAJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-用益権の一部を一人に移転するときは、“氏名 は 氏名 持分 へ、年月日 遺贈した LRAJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-用益権の一部を複数人に移転するときは、“氏名 は 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、年月日 遺贈した LRAJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-加えて、すべての相続のケースにおいては、被相続人の死亡年月日を“履歴”欄に記載するものとする。

第102条 用益権の持分移転登記方法

地籍管理所が第41条（共有用益権持分の移転登記申請書）に定める用益権持分の移転登記申請書を受領したときは、用益権登記簿に以下のとおり登記を行う。

a. 「氏名および財産の種類」欄には、順序番号を最初に記載し、それに続いて登記権利者の氏名を青または黒インクで記載する。

b. 「生年月日、出生地」欄には、登記権利者の生年月日と出生地を青または黒インクで記載する。

c. 「履歴」欄には、登記権利者の両親の氏名を青または黒インクで記載する。

d. 「証書または判決の要旨」欄には、次のとおり記載されるものとする。

(1) 売買のとき:

-用益権の持分全部を一人に移転するときは、“氏名 売った 氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-用益権の持分全部を複数人に移転するときは、“氏名 売った 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-用益権の持分の一部を一人に移転するときは、“氏名 一部売った 氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-用益権の持分の一部を複数人に移転するときは、“氏名 一部売った 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

(2) 贈与のとき:

-用益権の持分全部を一人に移転するときは、“氏名 贈与した 氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-用益権の持分全部を複数人に移転するときは、“氏名 贈与した 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-用益権の持分の一部を一人に移転するときは、“氏名 一部贈与した 氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-用益権の持分の一部を複数人に移転するときは、“氏名 一部贈与した 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、書面日付 LRAC ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

(3) 相続のとき:

-用益権の持分全部を一人に移転するときは、“氏名 持分 年月日 に基づき相続したLRAJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-用益権の持分全部を複数人に移転するときは、“氏名 持分 、氏名 持分、年月日 に基づき相続したLRAJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

-用益権の持分の一部を一人に移転するときは、“氏名 は 氏名 持分 へ、年月日 遺贈した LRAJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。”

-用益権の持分の一部を複数人に移転するときは、“氏名 は 氏名 持分 へ、氏名 持分 へ、年月日 遺贈した LRAJ ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。”

-加えて、すべての相続のケースにおいては、被相続人の死亡年月日を“履歴”欄に記載するものとする。

第 103条: 用益権の変更・更正登記の方法

地籍管理所が第42条（用益権の期間、対価、対価の支払時期又は特約の変更・更正登記申請書）、第43条（用益権又は用益権持分の更正登記申請書）に定める変更・更正登記申請書を受領したときは、土地登記簿、および用益権登記簿の両方に以下のとおり登記を行う。

主登記で行う場合：

a. 期間、対価、対価の支払時期又は特約に関する変更：登記官は第83条1項に従って順序番号を付し、「その他」欄に新しい期間、対価、対価の支払時期、特約を次のとおり記載する：

“番号 期間、対価、対価の支払時期、特約 の変更 年月日 に基づく”
を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

b. 間違いの更正方法：登記官は、間違った期間、対価、持分、氏名、対価の支払時期、特約の部分に下線を付し、そのそばに、カッコ付の参照番号を記載し、正しい期間、対価、持分、氏名、対価の支払時期、特約を赤イ

ンクで記載する。そして「その他」欄に第83条1項に従って、順序番号を次のとおり記載する：

“番号 赤インクで書かれた削除と更正について合意する（参照番号）期間、対価、持分、氏名、対価の支払時期、特約”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

c. 登記事項の遺漏：登記官は、遺漏がある個所のそばにカッコ付の参照番号と遺漏された期間、対価、持分、氏名、対価の支払時期、特約を赤インクで記載し、「その他」欄に第83条1項に従って、順序番号を次のとおり記載する：

“番号 赤インクで書かれた加筆に合意する（参照番号）期間、対価、持分、氏名、対価の支払時期、特約”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

付記登記で行う場合

a. 期間、対価、対価の支払時期又は特約に関する変更：登記官は第83条3項に従って主登記の順序番号に続いて枝番号を付し、「その他」欄に新しい期間、対価、対価の支払時期、特約を次のとおり記載する：

“番号-番号 期間、対価、対価の支払時期、特約 の変更 年月日 に基づく”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

b. 間違いの更正方法：登記官は、間違った期間、対価、持分、氏名、対価の支払時期、特約の部分に下線を付し、そのそばに、カッコ付の参照番号を記載し、正しい期間、対価、持分、氏名、対価の支払時期、特約を赤インクで記載する。そして「その他」欄に第83条3項に従って、主登記の順序番号に続いて枝番号を次のとおり記載する：

“番号-番号 赤インクで書かれた削除と更正について合意する（参照番号）期間、対価、持分、氏名、対価の支払時期、特約”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

c. 登記事項の遺漏：登記官は、遺漏がある個所のそばにカッコ付の参照番号と遺漏された期間、対価、持分、氏名、対価の支払時期、特約を赤インクで記載し、「その他」欄に第83条3項に従って、主登記の順序番号に続いて枝番号を次のとおり記載する：

“番号-番号 赤インクで書かれた加筆に合意する（参照番号）期間、対価、持分、氏名、対価の支払時期、特約”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

第104条 用益権の抹消登記方法

地籍管理所が第44条（用益権の抹消登記申請書）に定める用益権抹消登記申請書を受領したときは、以下のとおり登記を行う。

1. 用益権設定の抹消登記

- 土地登記簿：「負担」欄に記載されている事項は赤インクで取消し線を付し、「負

担」欄に“番号 年月日 期間満了、契約取消、合意解除、当初の用益権者の死亡により用益権設定の抹消”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

- 用益権登記簿：「身分事項」、「証書または判決の要旨」、「負担」、「その他」の各欄に記載されている事項は赤インクで取消し線を付し、「証書または判決の要旨」欄に“番号 年月日 期間満了、契約取消、合意解除、当初の用益権者の死亡により用益権設定の抹消”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

2. 用益権移転の抹消

-用益権登記簿：「身分事項」、「証書または判決の要旨」、「負担」、「その他」の各コラムに記載されている事項は赤インクで取消し線を付し、「証書または判決の要旨」欄に“番号 年月日 契約取消、合意解除により永借権移転の抹消”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第4款 地役権の登記方法

第105条 地役権の設定登記方法

地籍管理所が第45条（地役権設定登記申請書）に定める地役権設定登記の申請書を受領したときは、登記は以下のとおり行う。

1- 承役地の土地登記簿

「負担」欄に“番号 年月日 要役地番号（地番、権利証番号）に対し、地役権設定 目的、期間 年、範囲、対価、対価の支払い時期、特約 ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

2- 要役地の土地登記簿

「その他」欄に“番号 年月日 承役地番号（地番、権利証番号） 目的、範囲 承役地に対する地役権登記日付 ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第 106条: 地役権の変更・更正登記の方法

地籍管理所が第46条（地役権の期間、目的、範囲、対価、対価の支払時期又は特約の変更・更正登記申請書）に定める変更・更正登記申請書を受領したときは、以下のとおり登記を行う。

承役地土地登記簿へ主登記で行う場合：

a. 期間、目的、範囲、対価、対価の支払時期又は特約に関する変更：登記官は第83条1項に従って順序番号を付し、「その他」欄に新しい期間、目的、範囲、対価、対価の支払時期、特約を次のとおり記載する：

“番号 期間、目的、範囲、対価、対価の支払時期、特約 の変更 年月日 に基づく”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

b. 間違いの更正方法：登記官は、間違った期間、目的、範囲、対価、対価の

支払時期、特約の部分に下線を付し、そのそばに、カッコ付の参照番号を記載し、正しい期間、目的、範囲、対価、対価の支払時期、特約を赤インクで記載する。そして「その他」欄に第83条1項に従って、順序番号を次のとおり記載する：

“番号 赤インクで書かれた削除と更正について合意する(参照番号) 期間、目的、範囲、対価、対価の支払時期、特約“を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

- c. 登記事項の遺漏：登記官は、遺漏がある個所のそばにカッコ付の参照番号と遺漏された期間、目的、範囲、対価、対価の支払時期、特約を赤インクで記載し、「その他」欄に第83条1項に従って、順序番号を次のとおり記載する：
- “番号 赤インクで書かれた加筆に合意する(参照番号) 期間、目的、範囲、対価、対価の支払時期、特約”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

承役地土地登記簿へ付記登記で行う場合

- a. 期間、目的、範囲、対価、対価の支払時期又は特約に関する変更：登記官は第83条3項に従って主登記の順序番号に続いて枝番号を付し、「その他」欄に新しい期間、目的、範囲、対価、対価の支払時期、特約を次のとおり記載する：

“番号-番号 期間、目的、範囲、対価、対価の支払時期、特約 の変更 年月日 に基づく”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

- b. 間違いの更正方法：登記官は、間違った期間、目的、範囲、対価、対価の支払時期、特約の部分に下線を付し、そのそばに、カッコ付の参照番号を記載し、正しい期間、目的、範囲、対価、対価の支払時期、特約を赤インクで記載する。そして「その他」欄に第83条3項に従って、主登記の順序番号に続いて枝番号を次のとおり記載する：

“番号-番号 赤インクで書かれた削除と更正について合意する(参照番号) 期間、目的、範囲、対価、対価の支払時期、特約“を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

- c. 登記事項の遺漏：登記官は、遺漏がある個所のそばにカッコ付の参照番号と遺漏された期間、目的、範囲、対価、対価の支払時期、特約を赤インクで記載し、「その他」欄に第83条3項に従って、主登記の順序番号に続いて枝番号を次のとおり記載する：

“番号-番号 赤インクで書かれた加筆に合意する(参照番号) 期間、目的、範囲、対価、対価の支払時期、特約”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

要役地土地登記簿へ主登記で行う場合：

- a. 目的、範囲に関する変更：登記官は第83条1項に従って順序番号を付し、「その他」欄に新しい目的、範囲を次のとおり記載する：

“番号 目的、範囲の変更 年月日 に基づく”を赤インクで記載し、青イン

クで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

b. 間違いの更正方法：登記官は、間違った目的、範囲の部分に下線を付し、そのそばに、カッコ付の参照番号を記載し、正しい目的、範囲を赤インクで記載する。そして「その他」欄に第83条1項に従って、順序番号を次のとおり記載する：

“番号 赤インクで書かれた削除と更正について合意する（参照番号）目的、範囲“を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

c. 登記事項の遺漏：登記官は、遺漏がある個所のそばにカッコ付の参照番号と遺漏された目的、範囲を赤インクで記載し、「その他」欄に第83条1項に従って、順序番号を次のとおり記載する：

“番号 赤インクで書かれた加筆に合意する（参照番号）目的、範囲”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

要役地土地登記簿へ付記登記で行う場合

a. 目的、範囲に関する変更：登記官は第83条3項に従って順序番号を付し、「その他」欄に新しい目的、範囲を次のとおり記載する：

“番号-番号 目的、範囲 の変更 年月日 に基づく”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

b. 間違いの更正方法：登記官は、間違った目的、範囲の部分に下線を付し、そのそばに、カッコ付の参照番号を記載し、正しい目的、範囲を赤インクで記載する。そして「その他」欄に第83条3項に従って、主登記の順序番号に続き、枝番号を次のとおり記載する：

“番号-番号 赤インクで書かれた削除と更正について合意する（参照番号）目的、範囲“を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

c. 登記事項の遺漏：登記官は、遺漏がある個所のそばにカッコ付の参照番号と遺漏された目的、範囲を赤インクで記載し、「その他」欄に第83条3項に従って、主登記の順序番号に続き、枝番号を次のとおり記載する：

“番号-番号 赤インクで書かれた加筆に合意する（参照番号）目的、範囲”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

第107条 地役権の抹消登記方法

地籍管理所が第47条（地役権抹消登記申請書）に定める地役権抹消登記の申請書を受領したときは、登記は以下のとおり行う。

1- 承役地の土地登記簿

「負担」欄に記載されている事項は赤インクで取消し線を付し、：「負担」欄に“番号 年月日 期間満了、契約取消、合意解除により地役権抹消”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

2- 要役地の土地登記簿

「その他」欄に記載されている事項は赤インクで取消し線を付し、：“番号 年月日 期間満了、契約取消、合意解除により地役権抹消”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第5款 先取特権の登記方法

第108条 不動産保存、不動産工事、不動産売買の先取特権の登記方法

地籍管理所が第48条（不動産保存、不動産工事ならびに不動産売買の先取特権の登記申請書）に定める先取特権の登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担欄」に以下のとおり登記を行う。

“番号 年月日 不動産保存、工事、不動産売買に基づき、氏名 に対し、先取特権設定。債務者 、債権額 、利息 %、損害金 %、 ”を青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第109条 先取特権移転の登記方法

地籍管理所が第49条（先取特権移転登記申請書）に定める先取特権の移転登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担欄」に以下のとおり登記を行う。

“番号-番号 年月日 に基づき、氏名 から氏名 へ、先取特権No. 移転、持分移転、一部移転、債権額 、持分 ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第110条 先取特権の抹消登記方法

地籍管理所が第50条（先取特権抹消登記申請書）に定める先取特権の抹消登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担」欄と「その他」欄に記載されている事項に赤インクで取消し線を付し、「負担」欄に、“番号 年月日、弁済、先取特権の放棄により○番先取特権抹消”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第6款 質権の登記方法

第111条 質権設定の登記方法

地籍管理所が第51条（質権設定登記申請書）に定める質権の設定登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担」欄に以下のとおり登記を行う。

“番号 年月日、契約、質権設定契約に基づき、氏名に対して質権設定。債務者、期間、元本額、違約金、被担保債権に付された条件、特約、共同担保目録番号 ”を青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第112条 質権移転の登記方法

地籍管理所が第52条（質権移転登記申請書）に定める質権の移転登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担欄」に以下のとおり登記を行う。

“番号-番号 年月日 に基づき、氏名 から氏名 へ、質権No. 移転、持分移転、一部移転、債権額 、持分 ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第113条 転質権設定の登記方法

地籍管理所が第53条（転質権設定登記申請書）に定める転質権の設定登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担」欄に以下のとおり登記を行う。

“番号-番号 年月日、 契約、年月日 転質権設定契約に基づき、質権No.上に氏名 に対して転質権設定。債務者 、期間 、元本額 、違約金 、被担保債権に付された条件 、特約 ”を青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第114条 質権の変更または更正登記方法

地籍管理所が第54条（質権の変更・更正登記申請書）に定める質権の変更・更正登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）に以下のとおり登記を行う。

主登記で行う場合：

- a. 元本額、違約金、期間、被担保債権に付した条件、特約に関する変更：登記官は第83条1項に従って順序番号を付し、「その他」欄に新しい元本額、違約金、期間、被担保債権に付した条件、特約を次のとおり記載する：
“番号 元本額、違約金、期間、被担保債権に付した条件、特約の変更 年月日 に基づく”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。
- b. 間違いの更正方法：登記官は、間違った元本額、違約金、期間、被担保債権に付した条件、特約の部分に下線を付し、そのそばに、カッコ付の参照番号を記載し、正しい元本額、違約金、期間、被担保債権に付した条件、特約を赤インクで記載する。そして「その他」欄に第83条1項に従って、順序番号を次のとおり記載する：
“番号 赤インクで書かれた削除と更正について合意する（参照番号）元本額、違約金、期間、被担保債権に付した条件、特約”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。
- c. 登記事項の遺漏：登記官は、遺漏がある個所のそばにカッコ付の参照番号と遺漏された元本額、違約金、期間、被担保債権に付した条件、特約を赤インクで記載し、「その他」欄に第83条1項に従って、順序番号を次のとおり記載する：
“番号 赤インクで書かれた加筆に合意する（参照番号）元本額、違約金、期間、被担保債権に付した条件、特約”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

付記登記で行う場合

- a. 元本額、違約金、期間、被担保債権に付した条件、特約に関する変更：

登記官は第83条3項に従って主登記の順序番号に続いて枝番号を付し、「その他」欄に新しい元本額、違約金、期間、被担保債権に付した条件、特約を次のとおり記載する：

“番号-番号 元本額、違約金、期間、被担保債権に付した条件、特約の変更 年月日 に基づく”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

b. 間違いの更正方法：登記官は、間違った元本額、違約金、期間、被担保債権に付した条件、特約の部分に下線を付し、そのそばに、カッコ付の参照番号を記載し、正しい元本額、違約金、期間、被担保債権に付した条件、特約を赤インクで記載する。そして「その他」欄に第83条3項に従って、主登記の順序番号に続いて枝番号を次のとおり記載する：

“番号-番号 赤インクで書かれた削除と更正について合意する（参照番号）元本額、違約金、期間、被担保債権に付した条件、特約”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

c. 登記事項の遺漏：登記官は、遺漏がある個所のそばにカッコ付の参照番号と遺漏された元本額、違約金、期間、被担保債権に付した条件、特約を赤インクで記載し、「その他」欄に第83条3項に従って、主登記の順序番号に続いて枝番号を次のとおり記載する：

“番号-番号 赤インクで書かれた加筆に合意する（参照番号）元本額、違約金、期間、被担保債権に付した条件、特約”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

第115条 質権の抹消登記方法

地籍管理所が第55条（質権抹消登記申請書）に定める質権の抹消登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担」欄と「その他」欄に記載されている事項に赤インクで取消し線を付し、「負担」欄に、“番号 年月日、弁済、質権の放棄および契約の合意解除により○番質権抹消”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第7款 抵当権の登記方法

第116条 抵当権の設定登記方法

地籍管理所が第56条（抵当権設定登記申請書）に定める抵当権の設定登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担」欄に以下のとおり登記を行う。

“番号 年月日、 契約、抵当権設定契約に基づき、氏名 に対して抵当権設定。債務者、元本額、利息 %、損害金 %、被担保債権に付された条件、共同担保目録番号”を青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第117条：転抵当権設定

地籍管理所が第57条（転抵当権設定登記申請書）に定める転抵当権の設定登記申請

書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担欄」に以下のとおり登記を行う。

“番号-番号 年月日、 契約 、年月日 転抵当権設定契約に基づき、抵当権No. 上に氏名 に対して転抵当権設定。債務者 、元本額 、利息 %、損害金 %、被担保債権に付された条件 ”を青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第118条 抵当権移転の登記方法

地籍管理所が第58条（抵当権移転登記申請書）に定める抵当権の移転登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担欄」に以下のとおり登記を行う。

“番号-番号 年月日 に基づき、氏名 から氏名 へ、抵当権No. 移転、持分移転、一部移転、債権額 、持分 ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第119条 共同抵当権の代位の登記方法

地籍管理所が第59条（共同抵当権の代位の登記申請書）に定める共同抵当権の代位の登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担欄」に以下のとおり登記を行う。

“番号-番号 年月日 民法第858条の代位に基づき、氏名 へ、共同抵当の代位。元本額 、利息 %、損害金 %、被担保債権に付した条件 、”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第120条： 抵当権の譲渡・放棄の登記方法

地籍管理所が第60条（抵当権の譲渡・放棄の登記申請書）に定める抵当権の譲渡・放棄の登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担欄」に以下のとおり登記を行う。

“番号-番号 年月日 抵当権の譲渡・又は放棄契約に基づき、○番抵当権は氏名 に対して、譲渡または放棄された。債務者 、元本額 、利息 %、損害金 %、被担保債権に付された条件 、” と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第121条： 抵当権の順位譲渡・放棄の登記方法

地籍管理所が第61条（抵当権の順位の譲渡・放棄の登記申請書）に定める抵当権の順位の譲渡・放棄の登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担欄」に以下のとおり登記を行う。

“番号-番号 年月日、 抵当権の順位の譲渡又は放棄契約に基づき、○番抵当権は○番抵当権に対して、順位譲渡または放棄 ” と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第122条： 抵当権の順位変更の登記方法

地籍管理所が第62条（抵当権の順位の変更の登記申請書）に定める抵当権の順位の変更の登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担欄」に以下のとおり登記を行う。

“番号-番号、番号-番号 年月日、 抵当権の順位の変更契約に基づき、○番、

○番抵当権の順位を○番、○番へ変更”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第123条 抵当権の変更または更正登記方法

地籍管理所が第63条（抵当権の変更・更正登記申請書）に定める抵当権の変更・更正登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）に以下のとおり登記を行う。

主登記で行う場合：

- a. 元本額、利息、損害金、被担保債権に付した条件、特約に関する変更：登記官は第83条1項に従って順序番号を付し、「その他」欄に新しい元本額、利息、損害金、被担保債権に付した条件を記載する：
“番号 元本額、利息、損害金、被担保債権に付した条件の変更 年月日 に基づく”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。
- b. 間違いの更正方法：登記官は、間違った元本額、利息、損害金、被担保債権に付した条件の部分に下線を付し、そのそばに、カッコ付の参照番号を記載し、正しい元本額、利息、損害金、被担保債権に付した条件を赤インクで記載する。そして「その他」欄に第83条1項に従って、順序番号を次のとおり記載する：
“番号 赤インクで書かれた削除と更正について合意する（参照番号）元本額、利息、損害金、被担保債権に付した条件”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。
- c. 登記事項の遺漏：登記官は、遺漏がある個所のそばにカッコ付の参照番号と遺漏された元本額、利息、損害金、被担保債権に付した条件を赤インクで記載し、「その他」欄に第83条1項に従って、順序番号を次のとおり記載する：
“番号 赤インクで書かれた加筆に合意する（参照番号）元本額、利息、損害金、被担保債権に付した条件”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

付記登記で行う場合

- a. 元本額、違約金、被担保債権に付した条件の変更：登記官は第83条3項に従って主登記の順序番号に続いて枝番号を付し、「その他」欄に新しい元本額、利息、損害金、被担保債権に付した条件を記載する：
“番号-番号 元本額、利息、損害金、被担保債権に付した条件 の変更 年月日 に基づく”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。
- b. 間違いの更正方法：登記官は、間違った元本額、利息、損害金、被担保債権に付した条件の部分に下線を付し、そのそばに、カッコ付の参照番号を記載し、正しい元本額、利息、損害金、被担保債権に付した条件を赤インクで記載する。そして「その他」欄に第83条3項に従って、主登記の順序

番号に続いて枝番号を次のとおり記載する：

“番号-番号 赤インクで書かれた削除と更正について合意する（参照番号）元本額、利息、損害金、被担保債権に付した条件“を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

c. 登記事項の遺漏：登記官は、遺漏がある個所のそばにカッコ付の参照番号と遺漏された元本額、利息、損害金、被担保債権に付した条件を赤インクで記載し、「その他」欄に第83条3項に従って、主登記の順序番号に続いて枝番号を次のとおり記載する：

“番号-番号 赤インクで書かれた加筆に合意する（参照番号）元本額、利息、損害金、被担保債権に付した条件”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

第124条 抵当権の抹消登記方法

地籍管理所が第64条（抵当権抹消登記申請書）に定める抵当権の抹消登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担」欄と「その他」欄に記載されている事項に赤インクで取消し線を付し、「負担」欄に、“番号 年月日、弁済、抵当権の放棄および契約の合意解除により○番抵当権抹消”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第8款 根抵当権の登記方法

第125条 根抵当権の設定登記方法

地籍管理所が第65条（根抵当権設定登記申請書）に定める根抵当権の設定登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担」欄に以下のとおり登記を行う。

“番号 年月日 根抵当権設定契約に基づき、氏名 に対して根抵当権設定、債務者、極度額、被担保債権の範囲、確定期日、特約”を青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第126条 根抵当権移転の登記方法

地籍管理所が第66条（根抵当権の譲渡の登記申請書）に定める根抵当権の移転登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担欄」に以下のとおり登記を行う。

“番号-番号 年月日 に基づき、氏名 から氏名 へ、根抵当権No. 移転”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第127条 根抵当権の分割譲渡の登記方法

地籍管理所が第67条（根抵当権の分割譲渡登記申請書）に定める根抵当権の分割譲渡登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担欄」に以下のとおり登記を行う。

“番号-符号 年月日 分割譲渡契約に基づき、○番根抵当権が氏名 に分割譲渡、極度額、債務者、被担保債権の範囲、元本確定日付、特約 ”と青または黒インクで記載。

“番号-符号-番号 年月日分割譲渡契約に基づく、○番根抵当権分割譲渡後の極度額”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第128条 根抵当権の変更登記方法

地籍管理所が第68条（根抵当権の極度額の変更登記申請書）、第69条（根抵当権の被担保債権の範囲の変更登記申請書）、第70条（根抵当権の元本確定日付の変更登記申請書）、に定める根抵当権の変更登記申請書、および債務者の変更登記を受領したときは、第83条3項に従って、主登記の順序番号に続いて枝番号を登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）記載し、「その他欄」に新しい極度額、被担保債権の範囲、確定日付を次のとおり記載する。

“番号-番号 年月日 に基づき、極度額、被担保債権の範囲、元本確定日の変更”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第129条 根抵当権者および債務者の相続人の合意の登記方法

地籍管理所が、根抵当権者および債務者の相続人の合意の登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担欄」に以下のとおり登記を行う。

“番号-番号 年月日 合意に基づき、債務者の氏名 もしくは、債権者の氏名”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第130条 根抵当権の元本確定日の登記方法

地籍管理所が、根抵当権の元本確定日の登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担欄」に以下のとおり登記を行う。

“番号-番号 書面日付 に基づき、○番根抵当権の元本確定”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第131条 根抵当権の抹消登記方法

地籍管理所が第71条（根抵当権抹消登記申請書）に定める根抵当権の抹消登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担欄」と「その他」欄に記載されている事項に赤インクで取消し線を付し、「負担」欄に、“番号 年月日、弁済、根抵当権の放棄および契約の合意解除により○番根抵当権抹消”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す

第9節

物権に関連する権利の登記方法

第132条 買戻特約の登記方法

地籍管理所が第72条（買戻特約登記申請書）に定める買戻特約の登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「証書または判決の要旨欄」に以下のとおり登記を行う。

“番号-番号 氏名 は氏名に対し、売買代金 、契約費用 、買戻期間 、で売った。年月日 買戻特約”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第133条 買戻特約の抹消登記方法

地籍管理所が、買戻特約の抹消の登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「証書または判決の要旨欄」に以下のとおり登記を行う。

“番号 年月日 期間満了、買戻権行使、混同に基づき、番号-番号 買戻特約の抹消”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第134条：共有不動産不分割特約の登記方法

地籍管理所が第73条（共有物不分割特約の登記申請書）に定める共有物不分割の登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）の「負担欄」に以下のとおり登記を行う。：“番号-番号 年月日 特約に基づき、共有物不分割、期間 ”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第135条：共有不動産不分割特約の期間変更の登記方法

地籍管理所が第74条（共有物不分割の期間変更登記申請書）、第75条（共有物不分割の期間の更正登記申請書）に定める共有物不分割の変更・更正登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）に以下のとおり登記を行う。

主登記で行う場合：

a. 期間の変更：登記官は第83条1項に従って順序番号を付し、「その他」欄に新しい期間を記載する：

“番号 期間の変更 年月日 に基づく”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

b. 間違いの更正方法：登記官は、間違った期間の部分に下線を付し、そのそばに、カッコ付の参照番号を記載し、正しい期間を赤インクで記載する。そして「その他」欄に第83条1項に従って、順序番号を次のとおり記載する：“番号 赤インクで書かれた削除と更正について合意する（参照番号）期間”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

c. 登記事項の遺漏：登記官は、遺漏がある個所のそばにカッコ付の参照番号と遺漏された期間を赤インクで記載し、「その他」欄に第83条1項に従って、順序番号を次のとおり記載する：“番号 赤インクで書かれた加筆に合意する（参照番号）期間”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

付記登記で行う場合

a. 期間の変更：登記官は第83条3項に従って主登記の順序番号に続いて枝番号を付し、「その他」欄に新しい期間を記載する：

“番号-番号 期間 の変更 年月日 に基づく”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

b. 間違いの更正方法：登記官は、間違った期間の部分に下線を付し、その

そばに、カッコ付の参照番号を記載し、正しい期間を赤インクで記載する。そして「その他」欄に第83条3項に従って、主登記の順序番号に続いて枝番号を次のとおり記載する：

“番号-番号 赤インクで書かれた削除と更正について合意する（参照番号）期間“を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

c. 登記事項の遺漏：登記官は、遺漏がある個所のそばにカッコ付の参照番号と遺漏された期間を赤インクで記載し、「その他」欄に第83条3項に従って、主登記の順序番号に続いて枝番号を次のとおり記載する：

“番号-番号 赤インクで書かれた加筆に合意する（参照番号）期間 ”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

第136条：共有物不分割特約の抹消登記方法

地籍管理所が、第76条（共有物不分割の抹消登記申請書）に定める共有物不分割特約の抹消の登記申請書を受領したときは、「負担欄」「その他欄」に記載されている事項に赤インクで取消し線を付し、“番号 年月日 期間満了、合意解除に基づき、共有物不分割の抹消”と青または黒インクで記載し、刻印と登記日付を赤インクで付す。

第10節

権利者の氏名、生年月日、出生場所、両親の氏名の変更もしくは更正登記方法

第137条：権利者の氏名、生年月日、出生場所、両親の氏名の変更・更正登記の方法

地籍管理所が第77条（権利者の氏名、生年月日、出生場所、両親の氏名の変更登記申請書）、第78条（権利者の氏名、生年月日、出生場所、両親の氏名の更正登記申請書）に定める権利者の氏名、生年月日、出生場所、両親の氏名の変更・更正登記申請書を受領したときは、登記簿（土地登記簿、永借権登記簿、用益権登記簿）に以下のとおり登記を行う。

a. 氏名、生年月日、出生場所、両親の氏名の変更：登記官は第83条3項に従って主登記の順序番号に続いて枝番号を付し、「その他」欄に新しい氏名、生年月日、出生場所、両親の氏名を次のとおり記載する：

“番号-番号 氏名、生年月日、出生場所、両親の氏名 の変更 年月日 に基づく”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

b. 間違いの更正方法：登記官は、間違った氏名、生年月日、出生場所、両親の氏名の部分に下線を付し、そのそばに、カッコ付の参照番号を記載し、正しい氏名、生年月日、出生場所、両親の氏名を赤インクで記載する。そして「その他」欄に第83条3項に従って、主登記の順序番号に続いて枝番号を次のとおり記載する：

“番号-番号 赤インクで書かれた削除と更正について合意する（参照番号）氏名、生年月日、出生場所、両親の氏名“を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

c. 登記事項の遺漏：登記官は、遺漏がある個所のそばにカッコ付の参照番号と遺漏された氏名、生年月日、出生場所、両親の氏名を赤インクで記載し、「その他」欄に第83条3項に従って、主登記の順序番号に続いて枝番号を次のとおり記載する：

“番号-番号 赤インクで書かれた加筆に合意する（参照番号）氏名、生年月日、出生場所、両親の氏名”を赤インクで記載し、青インクで刻印し、登記日付を青または黒インクで付す。

第6章

登記情報の閲覧および証明書発行手続

第138条 閲覧と証明書の申請方法

1. 閲覧と証明書発行の申請は、書面で行う。
2. 閲覧と証明書発行の申請は、不動産が所在するムニシパル／ディストリクト／カン地籍管理所、キャピタル／プロビンシャル地籍管理所または中央地籍管理所に対して行う。
3. 閲覧と証明書発行の申請書には、以下の事項を含む。
 - 申請の目的、調査または登記簿の写しの証明書発行
 - 申請者の氏名と住所
 - 申請者が法人である時は、法人の代表者の氏名
 - 登記簿の名前
 - 不動産もしくは権利の表示
 - 登記簿の写しの証明書の通数
 - 申請日付、署名もしくは指印
4. 閲覧と証明書発行を申請する者は、国土管理都市計画建設省と経済財務省の共同省令に規定する手数料を支払う。

第139条 閲覧と証明書発行の許可

1. 閲覧の申請を受領したときは、不動産が所在するムニシパル／ディストリクト／カン地籍管理所、キャピタル／プロビンシャル地籍管理所または中央地籍管理所登記官は申請人に登記簿の閲覧を許可する。
2. 閲覧の申請を受領したときは、登記官は申請人に対して遅滞なく3日以内に登記簿の閲覧を許可する。
3. 証明書発行の申請を受領したときは、申請のあった事項につき、登記官は登記簿から手書きもしくは複写機を使ったコピーを作成し、当該書面に以下の事項を記載する。
 - 原本からの真正なコピーであること
 - 年月日
 - 登記官のイニシヤル、地籍管理所長の氏名及び署名、地籍管理所の印
4. 証明書発行申請書を受領したときは、登記官は申請人に対して遅滞なく3日以内に証明書を発行する。

第7章

担保物権登記を証する書面

第140条 担保物権登記を証する書面の発行

1. 担保物権の登記を行った地籍管理所は、担保権者に対し、“担保権登記を証する書面”を発行しなければならない。
2. 地籍管理局は、担保権権利証の発行にあたり、担保物権の目的となった不動産もしくは権利に関する権利証をコピーし、“原本からの真正なコピーである”旨を記載し、それに署名・押印を付す。
3. 地籍管理所は、登記官が登記を終了した後、“不動産所有認定証明書”、“不動産占有権権利証”、“不動産の占有および使用権権利証”、“永借権認定証明書”、“用益権認定証明書”等、担保物権の目的となった権利に関する権利証をその権利の保持者に返却しなければならない。

第8章 最終条項

第141条 適用期日

1. 本省令は、署名後6か月後に適用する。
2. 第1項の規定に関わらず、第2条ないし第11条、第13条、第14条、第20条、第21条、第23条ないし第27条、第56条ないし第71条、第79条ないし第85条、第88条、第89条5項、第116条ないし第131条、第140条は署名後ただちに適用する。

第142条 矛盾する規定の廃止

本省令の適用時において、本省令の規定に矛盾する規定は、本省令の適用期日において効力を有しないこととする。

国土管理都市計画建設省
上級大臣（署名）

司法省
大臣（署名）

～ 活動報告 ～

ラオス法律人材育成の課題と展望

—立法過程に着目して—

元ラオス法律人材強化プロジェクト

長期専門家（現横浜地方検察庁検事）

中 村 憲 一

ラオスにおいて、法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ1。以下、単に「フェーズ1」という。）に引き続き、2014年7月に開始した法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2。以下、単に「フェーズ2」という。）も開始から早くも1年以上が経過した。当職自身、フェーズ1の最後の1年間とフェーズ2の最初の1年間、独立行政法人国際協力機構（JICA）のラオス派遣長期専門家として現地に滞在し、多くの方々の助力を得ながらラオスの法・司法分野の人材育成に関わる貴重な機会に恵まれた（なお、本誌61号で、フェーズ1の概要・目標や活動、その成果と課題等、フェーズ2の形成過程、今後目指す目標や成果、さらに、2015年10月末現在までの活動状況等について紹介しているので、参照願いたい。）。

当職が派遣期間を終えて帰国し既に半年ほどが経過し、伝え聞くところでも、この間、着実にプロジェクト活動は進捗しているものと理解している（本年8月から9月にかけて教育・研修改善サブワーキンググループ（SWG）の本邦研修や司法大臣一行の招へいが、11月には刑事関連法SWGの本邦研修がそれぞれ実施され、成功裏に終わったものと承知している。）。

今回は、現地を離れ、最新の情報から遠ざかる中で、派遣当時の情報を基に、私自身の私見を述べるものであることを予めお断りしておきたい。

1 2015年7月までのプロジェクトの進捗状況

まず、既に報告した2014年10月末から後のプロジェクトの進捗について若干触れておくと、フェーズ1から民法典起草に従事している民法典SWGは、フェーズ2の冒頭から精力的な活動を展開していたが¹、それ以外のSWGである民事経済関連法SWG、刑事関連法SWG及び教育・研修改善SWGのいずれも、活動を活発化させつつあった。

¹ ただし、民法典の国民議会（国会）における審議の予定が、国の最優先課題である憲法改正の影響を受け、当初の2015年から2016年以降へと変更された。

すなわち、民事経済関連法 SWG では、経済紛争解決法を対象法令として選択し、必要に応じて経済紛争解決センターから職員を招きながらチャート及びハンドブックの作成を進めた。また、刑事関連法 SWG では、刑事訴訟法（特に捜査段階）を対象法令として取り上げ、途中、捜査機関職員 5 名、弁護士 2 名を新たにメンバーとして迎え²、捜査段階に関する Q&A 集の作成を進めた。さらに、教育・研修改善 SWG では、「プロセスとしての法律家養成」を意識しつつ、法学教育・法曹等研修機関におけるカリキュラムの改善に向けた相互の情報共有を進めるとともに、適法な捜査手続の実現という国の喫緊の課題を踏まえ、ラオス南部・北部において、捜査手続の実情を探りつつ、フェーズ 1 で作成したチャート及びハンドブックを用いた普及活動を行った。

2 法律制定に関する法律と立法の現状

このようなプロジェクトの活動を進める中で、まずは法の運用面の問題に直面することが多く、その改善（人材育成を含む。）に向けて精力を傾けることになるが、同時に、主に民法典の起草を通して、あるいは、国連開発計画（UNDP）が主に支援し JICA も含めた他ドナーが協力する刑民法典起草を通じ、さらには、他の様々な活動に関わる中で、ラオスの立法過程の問題点を感じる場面が多々あった。

立法に関しては、2003 年改正ラオス憲法がその枠組みを定め、さらに、2012 年に国会で承認されて成立した「法律制定に関する法律」が立法手続の詳細を規定している（プロジェクトの長期専門家である川村仁氏がプロジェクト活動のために翻訳した同法律の試訳を、同氏の了解を得て、本稿末尾に掲載する。）。

立法の手続の詳細については、後掲の「法律制定に関する法律」（以下「法制法」という。）の内容を確認いただきたいが、法制法は、全体として、立法過程における情報公開や関連機関・国民からの意見聴取に配慮するなど、透明性の確保に配慮し民主的な観点を取り入れた法律と評価できよう。

法制法は、憲法、法律、その他下位法令の制定・改正について規定しているが、ここでは法律の制定の手順を取り上げて確認すると、法制法 19 条等によれば

- ①法律の制定と改正計画の立案³
- ②法律の草案起草

² 当初、捜査機関職員を参加させることに難色を示すメンバーも少なくなかったが、本年 5 月に開催した合同調整委員会（Joint Coordination Committee: JCC）において、プロジェクトからも参加を強く促し、副長官クラスから賛同する旨の意見が出たこともあり、一気に参加させる方向で話が進んだ。実際に、新メンバーが加わった会合では、新たな視点をもたらされるとともに議論が活発化しており、今後、新メンバーを通じて活動の効果がより一層波及することが期待される。

³ 国会の会期と連携した 5 か年計画と年毎の計画とがある（法制法 20 条以下）。

法案起草の責任を有する組織⁴は、副大臣等が委員長を務める法案起草委員会を設置する（法制法 31 条）。

同委員会は、関連部局等に草案と質問を送付して意見を聴取するほか、草案、草案提案書及び影響評価書を政府あるいは自身のウェブサイトにも最低でも 60 日間掲載し、一般市民と全ての分野の人が草案の内容に対し意見を付すことができるようにしなければならない（法制法 36 条）。

なお、法案起草の責任を有する組織は、草案等を国会の開催日から少なくとも 120 日前までに司法省に提出する（法制法 40 条）。

③司法省による草案の整合性の審査

司法省は、草案の整合性の審査⁵をした上、草案等を国会の開催日から少なくとも 90 日前までに政府（内閣）に提出する（法制法 42 条）。

④内閣による草案の検討

内閣は、解決されていない問題を中心に草案に検討を加え、国会の開催日の少なくとも 60 日前までに草案を国会常務委員会に提案する（法制法 47 条）。

⑤国会による草案の検討と承認

国会常務委員会は、国会本会議の日から 20 日間以内に、承認した法律を国家主席に対し公布の検討のため提案する（法制法 57 条）。

⑥国家主席による法律の公布

国家主席は、国会から法律を受け取った日から数えて遅くとも 10 日以内に法律公布の国家主席令を発付することを検討する（法制法 58 条 1 文）⁶。

⑦法律の発効

公布された法律原本は、公布された日から数えて 5 日以内に関係の国家組織に送られ、同組織は、受け取った日から数えて 10 日以内に官報⁷に掲載しなければならない（法制法 80 条 3 項）。

⁴ 法律起草の責任を持つ組織として、i) 国家主席、ii) 国会常務委員、iii) 政府、iv) 最高人民裁判所、v) 最高人民検察院、vi) ラオス建国前線と中央大衆組織がある（憲法 59 条、法制法 18 条）。ここでは、内閣が提案する法律を念頭に手続を確認する。

⁵ 司法省内では、従来、主に法律局がこれを担当してきた。期待される機能としては、日本の内閣法制局のそれに近いものと思われる。

⁶ その期間内に、国家主席は、国会常務委員会に対し再検討を提案する権限を有する。もし、国会が、該当の法律を以前のまま合意・保証する場合には、国家主席は、国会常務委員会から保証書類を受け取った日から数えて 15 日以内に交付しなければならない（法制法 58 条 2 文、3 文）。

⁷ ラオスには、USAID の支援で司法省が立ち上げた Web 官報のホームページ（<http://www.laoofficialgazette.gov.la/index.php?r=site/index>）が存在する。なお、これとは別に、ラオスの法令が掲載されたホームページとしては、国会のホームページ（<http://www.na.gov.la/>）のほか、リーガルセクター・マスタープラン（LSMP）の活動の一環で立ち上げたもの（<http://www.laos-lsmp.gov.la/en>）が存在する。

公布された法律は、官報に掲載された日から数えて15日後に発効する（法制法80条1項）。

といった段階を踏む。

しかし、現実のラオスの立法経過に触れると、こうした具体的かつ詳細な法律の規定が存在する一方で、様々な問題が存在することに気付かされる。例えば、その中で当職がしばしば感じるものがあつたものを列挙すると

- ・5か年計画ありきで起草を行うためか、起草を開始する当初の段階で制定・改正の必要性や目的について十分な議論がなされず、実際に起草を担うテクニカルチームのメンバー間に必ずしも共通認識が醸成されないまま立法ないし法改正が進められることがある（前記①に関連）。
- ・これとも関わるが、計画で取り上げられた法律の制定・改正に目が向くためか、法制法10条では複数の法律の同時改正も可能であるとされているのに、実際には当該法律の制定・改正だけが進められ、関連する法令との矛盾が置き去りにされることがある（全過程に関連）。
- ・これとは逆に、国際条約を締結する一方で、立法計画に上がっていないこともあつてか、国内法における対応策が講じられないままになることがある（全過程に関連）。
- ・意見聴取のためのウェブサイトに関しては、草案のみならず、法案提案書や法令の影響評価書を掲載することとされているが（法制法36条2項）、現実には、草案だけが掲載され、法案提案書や法令の影響評価書が掲載されていない（前記②に関連）。
- ・現場レベルないし実務家から十分な意見を吸い上げ、現場ないし実務において真に運用可能な草案を起草しているか疑問を感じることもある（前記②に関連）。
- ・過去の法律の制定・改正時に議論した内容や検討の経過が記録として残っておらず、経験豊富な幹部職員の知識と経験に依存せざるを得ない一方、その反省を踏まえた立法過程における記録の蓄積は未だ行われていない（前記②に関連）。
- ・法制法は、各機関ないし段階毎に期限に関する詳細な定めを設けているが、必ずしも順守されていないように見受けられた（全過程に関連）。特に、公布・発効に関しては、国会の審議を経た後、Web等に掲載されないまま、法律によっては半年ないし1年間ほどあらゆるルートを通じても内容の把握ができないことがこれまでにあつた（前記⑥⑦に関連）⁸。

⁸ これとも関連するが、法制法80条4項は、法制法以前に発効した法令については、2013年1月1日から数えて2年以内に関連の国家組織に送り、官報に掲載しなければならないが、もし期間内に官報に掲載されない法令は以降無効とみなすとの規定が置かれている（法制法80条）。これは法律より下位の法令も対象になっているが、現実には掲載されていない下位法令は相当数あるものと思われる。

などといったものが挙げられる。

3 立法過程に着目した場合の人材育成の今後の課題と展望

フェーズ2の民法典SWGでは、起草委員とテクニカルチームが一体となり、JICA長期専門家チームも常に彼らに寄り添い法案の起草を進めているが、その活動の中で、これらの問題点を克服すべく尽力している。すなわち、制定の目的を明確にしつつ、国際条約にも配慮し、法案の起草と並行して草案提案書等を作成し、また、実務家からも丁寧なヒアリングを行い、法定の期間を順守しつつ、民法典が制定できるように努めている。その一方、民法典自体が相当数の条文になるだけに、現実には、関連するであろう法律を同時に制定・改正することは容易でないだろうと思われる。いずれにしても、その過程で、民法典SWGのメンバーが得た知識や経験がその後の立法等で活かされることが大いに期待される。

当職の在任中、民法典の条文は700条近くに及ぶことになると言われていたが、その正確な数はともかく、民法典がラオス民主共和国の法制史の中で最も条文数が多い法律となるのは間違いなく、その過程で得られる教訓は多岐にわたるだろう。そのように民法典の起草過程で得られた教訓からメタルールを抽出し、まとめ、今後の起草に活かすとともに、必要があれば法制法の改正につなげることは、立法過程の改善と、これに携わる法律人材の育成にとって、重要であるのみならず不可欠であると思われる。しかし、民法典制定後にその執務参考資料の作成をも予定している当プロジェクトのフェーズ2の期間中に、こうしたメタルールをまとめて他の法令に活かせるところまでたどり着くことは必ずしも容易ではない。

現在ラオスの司法大臣を務めるブンクート・サンソムサック氏は、特に司法省職員の法律の起草ないし審査の能力が十分でないとの認識の下、主に法律の適合性を判断する「法律局」とは別に、下位法令の整合性の審査等を担う「法制局」を新設するとともに、職員の研修等を充実させてその能力の向上を図りたいとの意向を持ち、この点に関しても日本の協力を得たいと強く希望されていた。そのほか、国会の法律委員会のダウォン・ワンウィチット委員長も、司法大臣とも共通するが、日本の支援を得つつ、国会の立法能力の向上を図りたいとの期待を寄せていた。

まずは、ラオス側で、民法典起草や、同時期に並行して進められている刑法典起草から得られた教訓を抽出し今後の立法に役立てる努力をしてほしいと願っているが、少し気は早いかもしれないものの、日本の次の支援の在り方として、こうした立法過程の改善に協力することがあっても良いのではないかと感じている次第である。その前提として、民法典起草を始めとする現行プロジェクトの活動が、引き続き活発に行

われることを期待したい。

末筆ながら，この場を借りて，当職のラオス派遣中，お力をお貸しくださった関係者の皆様に改めて感謝する次第です。ありがとうございました。



ラオス人民民主共和国

平和 独立 民主 統一 繁栄

国会

19号/国会

ヴィエンチャン 2012年7月12日

法令制定に関する法律

第I章

一般規定

第1条 目的

本法律は、法令制定と法令改訂に、効率性、透明性、全国における統一性を持たせるために、法令制定の原則、規則、手順を定めており、法令の内容が質が高く、完成した、容易に理解でき、履行が可能で、国の実情に合致しており、国際社会および地域と統合でき、国民の国民による国民のための法治国家の建設の一翼を担う内容にするためのものである。

第2条 法令の制定

法令¹とは、社会関係を規定する法律類の文書であり、一般的また特定の効力をもち、中央と地方の国家の権限機関によって起草され、承認採択され、公布される。

法令の制定は、中央また地方の国家権限機関による法令起草の活動であり、準備から、情報聴取、執筆、採択の検討と法令の公布までを含む。

法令の制定は法令の改正を含む。法令の改正とは、追加、合致しない内容、原則を削除あるいは変更することである。

第3条 法令の種類

法令は以下のように2種類から成る。

- 1 一般効力を持つ法令
- 2 特定効力を持つ法令

¹ 法令（ラオス語：ニティガム）憲法、法律から以下村規則まですべての呼称であり、「法令」と訳している。

第4条 一般効力を持つ法令

一般効力を持つ法令とは、国家を統治するため、経済と社会を統治するために発布する法令で、個別の組織あるいは個人を特定することなく、全国で、あるいは確実な一部地域で効力をもつものである。

一般効力をもつ法令は以下から成る

1. 憲法
2. 法律
3. 国会決議
4. 国会常務委員会決議
5. 国家主席令
6. 政府²令
7. 政府決議
8. 首相の 命令、決定
9. 大臣、政府に属する組織の長の 命令、決定、通達
10. 県・都知事の 命令、決定、通達
11. 郡長、中心郡の長の 命令、決定、通達
12. 村の規則

国際条約は、特定法令の規則に従って遵守しなければならない法令の一つである。

第5条 特定効力をもつ法令

特定効力をもつ法令とは、個別の組織あるいは個人を特定し、統治管理の業務を受け入れるために発布する法令である。

特定効力をもつ法令は以下から成る。

1. 法律の公布に係る国家主席令
2. 表彰、役職への任命、特定の業務に関する国家主席令、政府令、決定
3. 告示

第6条 法令制定にかかる政策

予算、車両や備品を提供し、また法律面での人材を育て、少しずつ法治国家建設に参加することで、国を守り、社会を守るためにすべての分野で十分に制度的な法令制定が成立するように国は推進する。

国は、法令起草案の内容をより充実させるため、広く政府また民間の、個人、法人、組織が法令の草案に意見をつけることを推進する。

国は、すべての分野、社会すべてが、発効した法令等を厳しく尊重し、遵守することを推進する。

²このラオス語は「ラタバーン」で、「政府」と共に「内閣」も意味する。そのため、内閣令、内閣決議、と訳すこともできる。以前「首相令」と呼ばれていたものがこれにあたる。

第7条 法制定の基本原則

法令の制定と改正は以下の基本原則に従って行なう。

1. 政策、憲法、法律、経済社会分野の現状に合致すること；
2. ラオスが加盟した国際条約と国際契約に合致すること；
3. その組織が権限を持っている範囲で法令を発すること；
4. 法令制定と改正の計画があり、手順に従っておこなうこと；
5. 透明性、公開性を保証し、関係の部門と調整し、民主的に広く意見を聴取すること；
6. 国家的、学問的また大衆的であることを保証すること。

第8条 意見の聴取

内部または外部、国家または民間に関わらず個人と組織は法令の草案に対し、指定された時間と方法に従って、担当の組織に送付することで、意見を提出する権利を有する。

起草担当の組織は、法令、例えば憲法、法律、各種令の草案を、ウェブサイト、印刷メディアあるいはその他の方法で掲載しなければならない。それにより国民が最低 60 日間は簡単に情報にアクセスできるようにしなければならない。それによって意見を提案しやすくするためである。しかし、緊急で必要性があるとき、また各種決議や本法律の中に規定してある法令の場合はその限りでない。

第9条 法令の整合性

新たに制定する法令は、より高位の法令との整合性を保障しなければならない。もしすでに発効したか新たに起草された法令の規定が、ラオスが批准した関連の国際条約あるいは国際契約の規定に矛盾する場合には、国際条約あるいは国際契約にしたがうこととし、早急にその法令を改正あるいは修正しなければならない。

もし法令同士が矛盾している場合、より高位の法令に従う。もし同位の法令同士が矛盾する場合、新しく発効した法令に従って執行する。もし同位の法令が同じ論点で矛盾がある場合、その論点に特定した法令を使用する。

第10条 複数の法律の同時改正

内容的にはそれほど大量でないが、複数の法律を同時に改正する必要がある場合、一つの法律としてまとめて改正することができる。それを「法改正に関する法律³」と呼ぶ。

第11条 法令制定の言語

³最近では、刑法 146 条と麻薬法 75 条、76 条の改正法（2013 年）の例がある。

法令に使用される言語は、ラオス語でなければならない。法令で使われる用語、文章、口語は、確実な意味、明快、適切で、理解しやすくなければならない。もし専門用語を使う場合には、その用語の解説を記載するか、必要があれば外国語で記載する。

第 12 条 法令の外国語訳

すでに発効した法令について外国語に翻訳し、普及また情報として利用できる。個人、法人、組織は自分の翻訳に責任をもつ。

第 13 条 本法律の適用範囲

本法は、本法の第 4 条に規定されている一般効力のある法令の制定と改正についてのみ適用される。

本法は、人民裁判所、人民検察庁の事件訴訟手続に関する法令と特定効力のある法令には適用されない。

第 14 条 国際協力

国は法令の制定に係る、経験の交換、情報、セミナー、知識レベルの向上、専門的能力、支援を通して諸外国、地域、国際社会との関係、協力を推進し、法令制定実務、ラオスが加盟する国際条約と国際契約の履行の能力向上を目指す。

第 II 章

憲法の制定と改正

第 15 条 憲法の制定と改正

憲法とは、国家の基本法であり、国会のみが制定、改正の権利を有する。

憲法の制定、改正においては、一般の法律の制定、改正よりもより広範に、国家レベルの委員会の設置、情報の聴取と国民からの意見聴取と相談が必要である。

憲法の制定と改正に係る手順の詳細規定は、国会が定める。

第 16 条 憲法の制定と改正の承認

憲法の制定と改正には、国会の全議員数の少なくとも三分の二の賛成が必要である。

第 III 章

法律の制定と改正

第17条 法律

法律とは、その分野の権限をもつ組織によって制定される法令であり、国会によって承認され、国家主席によって公布される。法律には、多数の分野あるいは単一の分野の社会関係の改良のための原則、規則と方法が規定され、全国すべての地域で効力を有し、長期にわたり適用される。

第18条 法律の草案を提案する権限を有する組織と個人

法律の草案を提案する権限を有する組織と個人は以下の通り。

1. 国家主席
2. 国会常務委員
3. 政府
4. 最高裁判所
5. 最高検察庁
6. ラオス建国前線と中央大衆組織

第19条 法律の制定あるいは改正の手順

法律の制定あるいは改正は以下の通りの手順に従っておこなう。

1. 法律の制定と改正計画の立案
2. 法律の草案起草
3. 司法省による草案の整合性の審査
4. 内閣による草案の検討
5. 国会による草案の検討と承認
6. 国家主席による法律の公布

第1章

法律の制定と改正の計画立案

第20条 法律の制定と改正の計画立案

法律の制定と改正の草案を提案する権限をもった組織と個人は、明確に法律制定と改正の理由、必要性、目的、予想、適用範囲、制定と改正についての要望と必要な条件、同時にその他の提案などを規定することで起草と改正の計画を立案することが必要で、それを国会の常務委員会に提出し検討をする。

個人、法人また組織は、何か特定の法律の起草と改正に関し、その法律を起草する権限をもつ組織と個人に対し、意見を提出する権限を有し、その意見を法律の制定と改正計画の中に記載してもらうことを検討してもらうことができる。

第 21 条 法律の起草と改正計画の種類

法律起草と改正計画は、五ヵ年計画と年毎の計画からなる。

法律起草と改正の五ヵ年計画とは、各国会の初回会期において合意承認される計画である。

法律起草と改正の年度計画は、国会の常務委員会が、すでに承認された五ヵ年計画の基本の上に、法律の起草と改正を提案する権限を有する組織と個人の申し出に基づき年度ごとに合意する計画である。

第 22 条 法律起草と改正の計画提案

法律起草担当の組織は、自分の組織の法律起草と改正の五ヵ年計画をつくと同時に、その法律起草と改正の理由、必要性、法律の目的、得られる利益、資源と執行のメカニズムを提案書として、各国会の第 4 年次の 9 月 1 日以前に司法省に提案し、研究、審査、まとめを経て内閣に報告される。

内閣は検討後、法律起草と改正計画を国会の常務委員会に対し翌年の 1 月中に提案する。

最高裁判所、最高検察庁、ラオス建国前線と中央大衆機関は自分の組織の法律起草と改正計画を立案後、各国会の第 4 年次の 9 月 1 日以前に内閣に提出し、内閣の意見を文書として添付したうえで、国会常務委員会に提案する。

第 23 条 法律起草と改正計画の審査

法律の草案を提案する権限を有する組織から法律起草と改正の計画を受理した後、国会常務委員会は、国会法務委員会に、他の関係する国会の委員会と調整の上で、計画を審査し、その後常務委員会に報告させる。

第 24 条 法律の起草と改正計画の提案と検討

国会常務委員会は法律の起草と改正五ヵ年計画を取り纏めたうえで、各国会の第 1 回に提案し検討、承認を得る。

法律起草と改正の年度ごとの計画については、すでに承認された法律起草と改正の五ヵ年計画に従い、また法律起草と改正の提案権限を有する組織からの提案に基づき国会の常務委員会が合意する。

第 25 条 法律起草と改正計画の変更

法律起草と改正計画を変更する必要がある場合には、法律草案を提案する権限を有する組織と個人からの提案に基づき、国会常務委員会が検討、合意する。

国会常務委員会は、法律起草と改正計画の変更について、国会の翌会期に本会議にて報告しなければならない。

第 26 条 法律起草と改正計画の履行

国会常務委員会は、すでに国会の承認を得た法律起草と改正の五ヵ年計画と年度ごと計画を、内閣とそれ以外の法律起草をする権限を有する組織と個人に通知する。

内閣は政府の関係の組織にその法律の起草と改正を委任する。司法省は、その起草と改正計画履行が規定の時期に間に合うよう、計画の履行の推進、追跡、審査を行なう。

第 2 章

法律の草案起草

第 27 条 法律の草案起草の責任を持つ組織

法律起草の責任をもつ組織とは、本法の 18 条の規定に従い法律の草案を提案する権限を有する組織のことである。政府の中の法律起草に責任を持つ組織とは、省、政府に属する組織であり、国家主席の法律起草の責任をもつ組織とは、国家主席府である。

第 28 条 法律起草の責任を持つ組織の権限と役割

法律起草の責任を持つ組織は、以下の権限と役割を有する。

1. 自身の責任の範囲において法律の起草と改正の計画を立案し、同時にその業務に必要な予算案を立案する。
2. 自分の組織に法制局（法律局）を設置する。
3. 法律の起草委員を任命する。
4. 法律起草委員に対し、政策的な指導を行なう。
5. 法律起草委員の提案による活動計画と予算計画を検討、承認する。
6. 法律起草委員の提案する草案の構成と内容について検討する。
7. 草案と同時に、相談したい論点（問題）を内閣に提出する、あるいは内閣からの意見を求める。
8. 政府の責任下にある草案の場合には、国会の本会議に草案を提案するために、草案の防御のための担当委員を任命するように首相に提案する。
9. 自分の責任の法律について、その履行状況を評価する。

第 29 条 法案の起草

法案起草の責任をもつ組織の法案起草は以下のように執行する。

1. 法案の起草についての政策を定める。
2. 草案起草の委員会を任命する。
3. 情報聴取と研究。
4. 草案の内容を執筆する。
5. 意見を聴取する。
6. 法案について提案書と影響評価書をつくる。

新しい法律の起草は、時には現在すでに発効している法律の同様の問題あるいは範囲において、一部の規定を変更したものもありうる。それは、法律の整合性を保証するため、あるいは執行の迅速さを保証するためである。

第 30 条 法律草案起草の政策規定

法律起草責任の組織は、法案起草委員会のために、法案の起草と改正についての政策を規定するのをはじめ、方向性、原則、政策、変更の範囲を定める。

第 31 条 法案起草委員会の任命

法案起草の責任を有する組織は、法案起草委員会を設置するが、副大臣または組織の副長を委員会の委員長とし、法制局の長と関係する業務の専門官を何人かを委員として、計画に定めた期限までに起草と改正が終了するようにする。もし起草する法律がいくつかの業務分野に関わるときには、それぞれの関係局の代表を委員に含める。

法律起草の責任組織の法制局（法律局）は、法案起草、改正、広報普及、自分の責任下の法律の履行評価のための参謀となる。

国会が責任の法律の場合には、国会の常務委員会が法案起草委員会を任命する。

第 32 条 法案起草委員会の権限と役割

法案起草委員会は以下の権限と役割を有する。

1. 起草委員会の活動の計画と予算案を作成し、法案起草責任組織に提案し、検討、合意する。
2. 情報の聴取、研究、法案の内容の政策とその他の問題点を取り纏める。
3. 法案の全体の構成と内容を執筆する。
4. （法案についての）相談の会議を開催したり、ウェブサイトや印刷物などに草案を掲載し、意見を聴取する。
5. 草案を関連の部局や場所に送付し、意見を求める。
6. 法案の内容に関係する知識や経験をもつ国内外の専門家の意見を求める。
7. 法案に対しての個人、法人と組織からの意見を取り纏め、検討する。
8. 法案についての提案書と影響評価書を作成する。
9. 定期的に法案の起草活動と進捗を法案起草責任の組織に報告する。
10. 任命内容に従って、その他の権限と役割を執行する。

第 33 条 法案の構成の規定

法案起草委員会は司法省と調整をして、法案の構成と内容の第一案についての意見を統一しておく。その後本法に定められた手順に従って法案の内容の執筆をおこなう。

一般的には、法律案は、編、章、条から構成される。

法案の編あるいは章は以下のような内容から成る。

1. これから制定する法律の目的、政策、原則一般規定をさだめた「一般規定」
2. その問題の保護、解決、推進のために、重要な問題となる法律の内容は必ず記載する。
3. 「最終規定」これは法律施行と発効の役割を持つ者を定め、同時にその法律によって廃止される規定や条文等を定める。

第 34 条 情報聴取と研究

法案起草委員会は以下に関連する情報を聴取、研究する。

1. 法案に関連する政策、すでにある法令
2. 法案に関連する法律とその他の法令の執行状況
3. 現在の経済社会の現実、法案の主なる内容に係る社会関係の状況
4. ラオスが加盟する国際条約と国際契約、外国の経験

第 35 条 法案の内容執筆

法案起草委員会は、司法省と意見統一したうえ、合意した構成にしたがって草案の執筆を行なう。内容の執筆については、明快、明瞭、簡潔、ぴったりと、確実な意味をもつ用語を使用し、分かりやすくそして、履行できるように執筆する。テクニカルあるいは専門的用語を使用する場合には、法案の中に用語の説明をすること。

第一次の草案執筆が終了した後、起草委員会は法案起草責任の組織に、検討と指示をうけるために提出する。

第 36 条 意見の聴取

法案起草責任組織の長の合意を受けた後、起草委員会は関係部局、地方行政組織、と関連組織に草案とともに詳細な質問を送付し、その組織の責任と関連する論点についての意見を聴取する。たとえば財務省、内務省とすると、（財務省は）経理や財務、（内務省には）組織に関わる事項を保障するためである。関連の組織は意見を必ず文書の形にして、草案を受取った日から数えて 15 日以内に起草委員会に送る。

それ以外にも、起草委員会は意見聴取のための会議を開催しなければならない。また、本法の 38 条、39 条の規定に従って、起草案の内容すべてと草案提案書、法令の影響評価書を政府あるいは自身の

ウェブサイトにも最低でも 60 日間掲載し、一般市民とすべての分野の人が草案の内容に対し意見を付けられるようにしなければならない。

草案の起草委員会は、それらの意見をまとめたうえで、草案の改訂を検討する。

第 37 条 法律起草委員会会議の議事録

法律起草委員会は、毎回の会議の重要な論点について、例えば政策、原則、用語、時間の規定やそれ以外野重要な問題についての研究と相談の議事を記録しておくことが必要である。

第 38 条 法案提案書

法案提案書とは、法律起草における研究の報告書のことであり、その内容は、以下のものから成る。

1. それまでの状況と解決しなければならない問題点
2. 法律起草と法律改正の、目的、理由、必要性。
3. 全体構成といくつかの重要な条文についての説明
4. 資源、メカニズム、執行する機関
5. 法律から期待される効果

法律の改正の場合には、上記に定めた内容のほかに、これまでの現行法の執行における評価についての内容をふくめなければならない。

第 39 条 法律起草の影響評価書

法律起草の影響評価書とは、法律の新規起草あるいは改正に伴って生じるであろう、法律面と財務面での影響についての研究報告書のことである。法律起草の影響評価の作成については、特定の規則のなかに定める。

第 40 条 司法省への草案の提出

草案についての意見聴取と改訂を終えたのち、法律起草の責任組織は、その草案を草案提案書、法律起草影響評価書と共に、国会の開催日から少なくとも 120 日前までに司法省に提出し、草案の整合性とテクニカルな点を司法省が審査する。

第 3 章

司法省による草案の整合性の審査

第 41 条 法律面の整合性の審査

法律起草の責任組織が審査のために提出した草案については、本法の 38 条 39 条に定めのとおり草案提案書と法律影響評価書が同時に提出されている場合に限り、司法省はそれを受理する。

草案の全体構成から、編、章、条の構成、また整合性の審査について、司法省は、草案を受理した日から数えて 15 日以内に、草案の研究と審査を全面的詳細におこなう。もし明確でない部分がまだあると見えるときには、司法省は、文書で意見をつけ、草案を担当の起草責任組織に送り返し、再度検討を行なわせる。責任組織は司法省からの意見をうけとってから 15 日以内に司法省に草案を送り返す。

法律面での整合性の審査においては、草案起草の追跡のために、国会の法務委員会と関連の委員会の代表の参加が必要である。

もし草案が、基本的な内容は十分であると見られるときには、司法省は起草委員会と関連の組織と協力の上、その草案を政府に提出する前に、見解の統一を図るために改訂、監修をおこなう。

第 42 条 政府への草案の提出

司法省による審査を通過したのち、司法省は草案と草案の準備状況にかかる報告書、まだ見解が統一されていない問題、指導を求めたい点、問題解決の選択肢と共に、草案提案書と法律草案の影響評価書を、国会の開催日から数えて少なくとも 90 日前までに政府（内閣）に提出する。

第 4 章

政府による草案の検討

第 43 条 内閣会議の前の準備

本法の 42 条に定められている書類と共に草案を受理した後、内閣府は政策、いまだ見解が統一されていない問題、指導を求められている点について検討し、内閣定例会議の議題にあげる。

上記にのべた問題について、必要がある場合には、内閣府は関連組織、シニア、専門家との相談の会議をひらくことがある。

内閣府は該当の草案と関連の書類を、内閣と関連の人々に、内閣定例会議の少なくとも 7 日前までに送る。

第 44 条 内閣定例会議での草案の検討

法律起草の責任組織の長が、内閣定例会議において内閣に検討を求めるための提案者となる。

内閣定例会議においては、未だ見解の統一していない問題、新しい政策と原則について深く検討する。

内閣定例会議での草案の検討には、国会の法務委員会、その他の委員会、関連するその他の組織等の参加もありうる。

内閣定例会議で、合意また草案の改訂の指示があった場合には、法律起草責任組織が中心となり、司法省と調整をしながら、緊急に改訂をおこない、その後国会への提出のために内閣に送付する。

第 45 条 草案の防御委員の任命

内閣総理大臣は、法律起草責任組織の提案にもとづき、国会への草案の提案と防御のための防御委員を任命する。

防御委員は以下から構成される。

1. 法律起草の責任組織の大臣あるいは副大臣、長官あるいは副長官が委員長になる。
2. 司法省副大臣が副委員長になる。
3. 内閣府副長官が委員となる。
4. 法律草案起草委員が事務局となる。

最高裁判所、最高検察庁、ラオス建国前線、その他の中央大衆組織の場合には、国会の常務委員会が草案の防御委員会を任命する。法律起草責任組織の長が委員長に、司法省副大臣が副委員長に、法令の草案に関連する組織の副長官が委員となる。

第 46 条 草案防御委員会の権限と役割

草案防御委員会は、以下のように権限と役割を有する。

1. 法令の草案に係る情報、政策、原則とその他の問題を準備する。
2. 国会で草案について簡潔に提案をする。
3. 国会において、草案の防御、説明、国会議員からの質問への返答をおこなう。
4. 国会における意見にしたがって、草案の改訂と監修をおこなう。

第 47 条 内閣から国会常務委員会への提案

内閣は、国会の開会日の少なくとも 60 日前までに法律の草案を国会常務委員会に提案する。

第 48 条 その以外の組織の国会常務委員会に対する草案起草と提案

最高裁判所、最高検察庁、ラオス建国前線、中央大衆組織の法律の草案起草と提案は、本法の第 III 編第 2 章に定めがあるように、内閣による起草と提案と同様におこなう。その後、司法省と調整のうえ、必要がある場合、例えば国家予算を使う場合、組織の拡大あるいは新設の場合、には内閣の意見をつけたうえで国会常務委員会に提出する。

国会の常務委員会自身による起草の場合には、本法の 29 条に定めに従って、執行する。ただし司法省による整合性の審査と政府による検討は省略される。

第 5 章

国会による草案の検討と採択

第 49 条 草案の審査の委任

国会常務委員会は、内閣からの法律の草案を受理したのち、国会の法務委員会とその他の関連委員会に草案の全面的審査を委任し、その後、国会常務委員会に検討のために報告させる。

第 50 条 審査内容

国会の法務委員会と関連の委員会の草案の審査は、以下の主な項目に従っておこなう。

1. 草案の必要性、目的、ねらい、適用範囲
2. 草案と、国家の政策方針との整合性
3. 憲法とその他の法律との整合性。またラオスが批准する国際条約と国際契約との整合性。
4. 法令の起草の手順の執行
5. 政府が提案した問題点、戦略的問題点、見解統一されていない問題点、新しい政策、原則。
6. その法律の実施可能性。

第 51 条 草案の審査

草案の審査は以下のように実施する：

1. 草案の種別に従って、一回あるいは複数回審査をおこなう。
2. 指導を求めるための国会常務委員会への草案の提出に際しては、最初の審査の結果報告書、未だ統一していない意見、それと関連の国会の委員会の意見がなければならない。
3. 国会での検討をしてもらうために、国会常務委員会からの合意許可をもらうために提案される草案には、関連の国会の委員会による全面的な審査の報告書がなければならない。

第 52 条 草案に関する公聴会の開催

国会の常務委員会は、合意の上で国会議員と選挙区ごとの国会議員役員を対象にした公聴会を開催し、会議の内容、範囲また時間を指定して草案に意見を求める。

国会本会議に検討のために草案を提案する前に、草案の改訂のために、自らの業務支援する機構を通して、国会常務委員会が公聴会を進行した国会議員と選挙区ごとの国会議員役員の意見を集約する。

第 53 条 国民との法律草案の協議

もしその法律草案が多くの分野の業務と関係する、あるいは国民の権利と利益に直接に関係すると思われるときには、国会常務委員会は、合意の上草案について国民と相談協議する。

本条第 1 項の定めに従って、国会常務委員会が草案の国民との相談について、内容、範囲、時間を定める。

国会本会議に検討のために草案を提出する前に、草案の改訂のために自らの支援機構を通じて、国会常務委員会が指揮し、国民からの意見をまとめる。

第 54 条 国会本会議での法律案の検討

国会は法律案を本会議において 1 回のみ検討する。ただし、国会本会議で承認されなかった法案の時、あるいは国会にまず意見を聴くために提案された法案の場合をのぞく。その場合には、法律の起草責任組織は、国会本会議の意見に従って改訂し、次回以降の国会に提案する。

第 55 条 本会議での法案の検討の手順

国会本会議での法案の検討は以下の手順でおこなう。

1. 法案の防御担当委員長が法令の起草と改正について提案する。
2. 国会議長が法案の研究と意見について指揮をとる。
3. 国会議員が意見をつけ、また質問をする。
4. 防御委員会は、説明し、疑念を解決し、国会議員の提起した質問について返答する。
5. 意見の統一が図られていない難しい問題点については、投票をする。
6. 国会議長は、まとめの意見を述べ、法律の防御担当委員会に国会の意見に従って改訂をアドバイスする。
7. 国会本会議は投票によって法律案を承認する。

第 56 条 法律案の承認

国会の本会議における法案の採択承認は、秘密投票あるいは公開投票によっておこなう。会議に参加している国会議員の多数の賛成を獲得した場合にその法律は承認されたとみなす。

第 6 章

国家主席による法律の公布

第 57 条 国家主席への法律の提案

国会常務委員会は、国会本会議の日から数えて 20 日間以内に国会の承認した法律を国家主席にたいし公布の検討のため提案する。

第 58 条 国家主席の検討

国家主席は、国会から法律を受取った日から数えて遅くとも 10 日以内に法律公布の国家主席令を發布することを検討する。その期間内に、国家主席は、国会常務委員会にたいし再検討を提案する権限

を有する。もし国会が、該当の法律を以前のまま合意、保証する場合には、国家主席は、国会常務委員会から保証書類を受取った日から数えて15日以内に公布しなければならない。

第IV編

法律より下位の法令の起草

第1章

国会と国会常務委員会の決議の起草

第59条 国会決議

国会決議とは、国会本会議において検討された、国会の権限と役割の範囲にある国家の経済社会開発、国家の予算案、法律の執行、それ以外に関係する、何か一つの問題についての合意である。

第60条 国会決議起草

国会決議は、国会官房と関連の委員会と調整の上、国会本会議の事務局が起草者となる。国会の決議草案については、本法の8条に定めにしたがい、ウェブサイト、印刷物、その他の方法で掲載する必要はない。

決議草案が完成したのち、事務局はそれを国会本会議に承認のために提案する。

国会決議は、国民議会法の定めに従って承認される。

第61条 国会常務委員会決議

国会の常務委員会決議とは、国会常務委員会会議の検討に付された、国会決議の執行、憲法、法律の執行についての追跡審査、憲法、法律の解釈、その他に関係する、国会常務委員会の権限と役割の範囲にある何かしらの問題についての合意である。

第62条 国会常務委員会決議の起草

国会常務委員会決議は、国会官房あるいは国会の関連する委員会が起草を担当する。国会常務委員会決議は、本法の第8条の定めにしたがってウェブサイト、印刷物、その他の方法で掲載する必要はない。

決議の草案が起草終了ののち、国会常務委員会に検討、承認のために提案する。

国会常務委員会決議は会議に参加した委員の数の半数以上の賛成が得られたときに有効となる。

第2章

国家主席令の制定

第63条 国家主席令

国家主席令（ラッタバンニャット）とは、法律より下位の法令であり、社会関係の変更や法律のある条文の変更について原則、規則、措置をさだめるもので、国会常務委員会の提案に従って、国家主席が発布する。

第64条 国家主席令の草案起草・提案する権限を有する組織

国家主席令の草案起草・提案する権限を有する組織は、本法の18条に定めのあるように、法律の草案起草と提案をする権限を有する組織と同じである。

第65条 国家主席令の草案起草

国家主席令の草案起草は、本法の第III編の定めのとおり、法律の草案起草と同じ手順でおこなう。ただし、第1章、第5章、第6章に定めている手順は除外する。国会常務委員会が研究、検討合意のうえ国家主席に提案する。

法律のある条文の改正あるいは変更のために発布された国家主席令については、国会常務委員会は、次の国会本会議に検討、承認のために提案しなければならない。

第3章

政府令の起草

第66条 政府令

政府令（ダムラット コーン ラタバーン）とは、内閣が以下の目的で発布する法令の一つである。

1. 国会決議の執行、国会常務委員会決議の執行、経済社会開発計画の執行、戦略計画の執行のため。
2. 未だ法律を作るだけの条件は持ち合わせないものの、国家と経済社会の保護における要求要望に応えるために、ある分野の社会関係の変更をするため。
3. 省庁ほか政府に属する組織の組織と活動をさだめるため。

それ以外に、法律のある条文の内容を拡大し、説明し、より理解しやすく、法律の執行を統一的にするために、あるいは法律が特定の規則をつくることを規定している場合に、内閣は法律執行令を發布する。

第 67 条 政府令の起草計画

内閣は、省庁、政府に属する組織からの提案に従い、あるいは内閣自身の案にしたがって、政府令の起草計画を定める。

省庁、政府に属する組織は、自分の組織の年間の政府令起草計画を作り、内閣府官房に毎年9月1日前までに提出する。

第 68 条 政府令の起草

政府令の起草にあたっては、本法に定めのあるように法律の草案起草と同様におこなう。

ただし本法の66条1項と3項に定めのある政府令については、政府令による影響評価書は必ずしも必要なく、また司法省への提案も必要ない。ただ一方66条3項に定めのある政府令については、内務省に意見を求めるために提案する。

第 4 章

政府決議の制定

第 69 条 政府決議

政府決議とは、政府の責任下にある、国家経済社会開発計画、国家予算計画、その他の、政府（内閣）定例会議において検討したなにかしかな問題についての合意のことをいう。

第 70 条 政府決議の起草の手順

内閣府は、以下の手順にしたがって政府決議の草案を起草する。

1. 国家経済社会開発計画、国家予算計画、法律、その他法令の執行状況について現状を研究し、情報を聴取する。
2. 関係する組織等と調整の上、意見を聴取し、草案を起草し、内閣定例会議に検討のために提案する。
3. 政府決議は、本法の8条に定めのあるように、ウェブサイト、印刷物あるいはその他の方法で掲載を行なう必要はない。

第 71 条 政府決議の検討

政府決議の草案の完成後、内閣府は内閣定例会議に検討承認のために提案する。
政府決議は、ラオス国政府法の定めにしたがって承認採択される。

第 5 章

命令、決定、通達の制定

第 72 条 命令

命令（カムサン）とは、自身の権限と役割の範囲内において、個人あるいは組織に、計画、法律、国家主席令、その以外の法令とそれ以外の問題等を履行させるために関係する国家の組織の長が発布する法令の一つである。

第 73 条 決定

決定（コートックロン）とは、自身の権限と役割の履行のため、あるいは上位組織の法令の拡大、履行のために、関係の国家組織の長が発布する法令の一つである。

第 74 条 通達

通達（カムネナム）とは、国家経済社会開発計画、国家予算計画、法律、その以外の法令、計画やその他の業務を履行させるために、国家組織の長が発布する法令の一つであり、通達のなかで、理解、方法、手順、乗物備品の使用、履行の時間の規定、調整、その他について指示をする。

第 75 条 首相の命令と決定の起草

内閣府は、関連の組織と調整して、首相命令を起草し、その後首相に検討のために提案する。
首相決定の起草については、内閣府は関連の組織と調整して、首相に検討のための提案をする前に、草案と共に首相決定の影響評価書を本法の第 8 条に定めるとおりウェブサイト、印刷物、あるいはその他の方法で掲載する。

第 76 条 省、政府機関の命令、決定、通達

省、政府機関の官房あるいは関連の局は、自分の機関の部課、あるいは法制局の参加を得て、関連の組織と調整の上、大臣あるいは政府機関の長の命令と決定を起草し、その後大臣、該当の組織の長に検討のために提案する。

一方、省、政府機関の通達の起草については、自分の機関の部課、あるいは法制局の参加を得て、大臣、政府機関の長に検討のために提案する前に、その草案を該当の通達の影響評価書と共に、本法の第8条に定めるとおりウェブサイト、印刷物、あるいはその他の方法で掲載する。

第77条 県知事、都知事、郡長、中心市長の命令、決定、通達の起草

地方自治体の事務局、部局が、関連の機関、その選挙区の国会議員役員と調整のうえ、県知事、都知事、郡長、中心市長の命令、通達を起草し、その後、県知事、都知事、郡長、中心市長に検討のため提出する前に、県、都の司法局、郡、中心市の司法事務所に審査と意見聴取のために提案する。

一方県知事、都知事の決定の起草については、関連の機関、該当の選挙区の国会議員役員と調整のうえ、県、都の司法局の審査を得て、その決定の草案を影響評価書と共に本法の第8条に定めるとおりウェブサイト、印刷物、あるいはその他の方法で掲載する。

郡長、中心市長の決定の起草については、関連の機関の調整と、郡、中心市の司法事務所の審査を経て、地方の印刷物に掲載する、または郡、中心市の役場、村役場、人の集まる場所に掲示し、市民が意見を提案できるようにする。

第6章

村規則の制定

第78条 村規則

村規則とは、自分の権限と役割の範囲において、政府の上位組織の法令等の履行のため、あるいは治安と平穏維持のために、村行政組織が発布する法令の一つである。

第79条 村規則の起草と承認

村行政組織が村規則の草案を起草し、村人と相談のために村会議に提案し、その後意見に従って改訂をする。

村人の意見に従い村規則の改訂をしたのち、村行政組織は、その草案を郡行政組織、中心市行政組織に提出し、郡、中心市の司法事務所の意見聴取後、検討承認される。

承認された村規則は、村人の理解と履行のために、村人に対し掲示また普及伝達されなければならない。

第V編

発効、普及印刷、解釈

第80条 法令の発効

公布された憲法、法律と国家主席令は、官報に掲載された日から数えて15日の後に発効する。

それ以外の法令は、官報に掲載された日から15日の後に発効する。ただし郡、村のレベルの法令はその限りでなく、地方の印刷物に掲載することができる、または一般市民が簡単にアクセスできる方法で掲示することができる。

公布された法令原本は、公布された日から数えて5日以内に関係の国家組織に送られなければならない。該当の組織は、その法令を、法令を受取った日から数えて10日以内に官報に掲載しなければならない。ただし必要があるか緊急の法令の場合は、公布の日すぐに発効するが、その後官報に掲載をしなければならない。

この法律の以前に発効した法令については、その法令の起草責任組織は、自分の責任下にあるその法令を、2013年1月1日から数えて2年間以内に関連の国家組織に送り、官報に掲載しなければならない。もしその期間内に官報に掲載されない法令は以降効力がないとみなす。

第81条 法令の遡及施行

法令は、場合により遡及して、あるいは遡及せずに施行する。

法令は、関連の法令の中で定めた場合にのみ遡及して施行する。

法令は以下の場合には遡及施行できない：

1. 新しい法令に定められた法律上の責任が、それまでの既存の法令には定められていなかった場合。
2. 法律上の責任において、すでに施行している法令の責任の段階よりも、より高い責任の段階を定めた場合。

刑法をのぞき、法律の不遡及の原則の例外を認めるには、合理的な理由があり、必要な目的を達成するためで、そして関係者のための適切に公正な利益がある場合に限られる。

法律が遡及施行したことにより、国家が他人の資産を受取ることになった場合には、国家は規則に従い、補償しなければならない。

第82条 官報と責任組織

官報⁴とは、政府の公式な書類であり、公布された法令を掲載し、一般市民に知らせ、また履行させるためのものである。

官報は、電子的な媒体あるいは紙の印刷物として作成されることができる。この官報の責任をもつ国家組織は、公布された法令を官報に掲載する役割をもつ。

第83条 法令の印刷と普及

⁴ 法制法の施行にあわせて、司法省がWEBと司法省の新聞紙上で開始した Official Gazette. www.laoofficialgazette.gov.la

法令を起草した組織は、公布され施行された法令の複写を印刷し、各分野、中央、県、都の組織に送付し、それぞれの組織は、組織内部で複写し、中央から地方まで送付しなければならない。

地方行政組織が制定した法令については、自分の組織の上部組織に報告のために送付し、その後複写を該当の地方内の各組織に送付する。

法令を制定した組織、中央組織、地方組織は、その法令の研究、広報、普及を様々な形式、方法で行なう役割を有する。同時に少数民族の言語でも広報、普及をおこない、その法令の履行に良い成果をもたらすようにする。

第 84 条 法律の解釈

もし法律のなにかの規定あるいは条文記載が明確でない、あるいは矛盾する場合には、その規定あるいは条文記載の解釈を国会常務委員会に提案し、その解釈をおこなう。

国会常務委員会は、該当の法律の規定あるいは条文の解釈について決議を発行する。

法律以外の法令については、該当の法令を制定した組織が、説明文書を発行する。

第 VI 編

法令制定の正当性の追跡審査

第 85 条 追跡審査の目的

法令制定の追跡審査の目的とは、公布され、施行された法令が、憲法、法律とその他の法令に整合し、法令制度の中で関連しあうように保証するためである。

第 86 条 追跡審査する組織

追跡審査をする組織は、法令を制定した組織の上部組織であり、上部組織は自分の権限と責任の範囲において、下部組織の法令の制定を追跡審査する権限を有する。すでに公布され施行された法令が、憲法、法律、あるいはその他の法令と矛盾があると見られるときには、上部組織は、その法令の全部あるいは一部を一時中止あるいは廃止をする権限を有する。

第 87 条 国会の追跡審査

国会は、国家組織のすべてのレベルの法令の制定について追跡審査する組織である。

国会本会議は、国会常務委員会、国家主席、政府、首相、最高人民裁判所長官、最高人民検察庁長官、ラオス建国前線と中央大衆組織の制定した法令で、憲法、法律に矛盾がある法令の全部あるいは一部を、上記の組織と個人からの提案に基づき、廃止する権限を有する。

国会常務委員会は、政府、最高人民裁判所長官、最高人民検察庁長官、ラオス建国前線と中央大衆組織の制定した法令で、憲法、法律と矛盾がある法令の全部あるいは一部の執行を一時中止命令する権限を有し、その後国会本会議にその法令の廃止を提案できる。ただし人民裁判所と人民検察庁の事件訴訟にかかる法令を除く。

もし地方行政組織の法令が、憲法あるいは法律と矛盾する場合には、内閣に対し、その法令の施行の一時中止命令を提案する。

第 88 条 法令の履行の追跡審査

法令を制定した責任組織は、自分の責任下にある法令の履行の追跡審査をする役割を有する。もし、条文の一部が他の法令と矛盾する、経済社会の状況と整合しない、あるいはラオスが批准した国際条約あるいは国際契約と矛盾すると見られる場合には、その組織が解決のための検討をする、あるいは上部組織にその条文の改訂、中止あるいは廃止を検討提案する。

第 89 条 法令の中止あるいは廃止の提案

個人、法人あるいは組織が、すでに施行された法令の条文の一部が他の法令、あるいはラオスが批准した国際条約あるいは国際契約と矛盾すると見られるとき、司法省あるいは本法の 86 条、87 条に定められている追跡審査する組織に検討を提案する。

第 90 条 法令の履行の評価

法令を制定した責任組織は、これまでの期間の当該の法令の履行状況を評価し、不整合、隙間がある、影響がある、履行できない等の問題について解決を図る。

第 VII 編

最終規定

第 91 条 履行

国会、政府、国家主席府、最高人民裁判所、最高人民検察庁、ラオス建国前線、中央大衆組織と地方行政組織は、本法律を厳密に履行する役割を有する。

第 92 条 発効

本法は、ラオス人民民主共和国国家主席が本法の施行国家主席令を發布した日から 180 日の後に発効する。

本法に矛盾する規定、条文はすべて無効となる。

翻訳：川村仁／JICA 法律人材育成強化プロジェクト長期専門家

本翻訳はプロジェクトのための内部資料として試訳したものであり、内容についてその正確性や用語の定義について保証するものではありません。

～ 国際協力の現場から ～

統括国際協力専門官

藤 生 康 裕

～はじめに～

国際協力部に異動して早1年8か月、振り返ればあっという間に時が過ぎていった気がします。1年以上経った今でも、目まぐるしく過ぎていく毎日に流されないよう必死でしがみついている状況で、余裕を持って様々な問題に対処する理想的な姿とは全く程遠い現状です。

国際協力部専門官の挨拶では定番ですが、「このような部署があるとは知らなかった…」、「どんな仕事をしているところなの…」、内示を頂いた時、私もそのような感想を抱き、海外旅行こそ若干の経験はあるものの、車は日本車、映画は邦画、好む料理は日本食、という極めて国際的な感覚から縁遠い私、検察事務官として九州の検察の現場で二十数年間勤務してきただけの私に務まるのだろうかと不安を抱きながら過ごしてきた日々。それでも少しずつ、日本国内で接する支援対象国からの研修員の笑顔、海外出張先で見る関係機関職員やその国の人々の笑顔に接するたび、国際協力という仕事に携われることの素晴らしさ、感謝の気持ちが湧いてきて、「世界は一つ、人類は皆兄弟」という言葉が身に染みる今日この頃です。

そんな私が、これまでの国際協力部勤務の中でも大変印象に残っていて大好きなベトナム関係の体験記を少し。

～ベトナムの人々との出会い～

研修担当の統括専門官として国際協力部に着任して約3か月が経った平成26年6月下旬から7月上旬にかけて、私にとっても初めての招へいとなる日越司法制度共同研究が実施され、ベトナムから司法省職員ら8名が来日しました。それまでJICAプロジェクトによる本邦研修でミャンマーやカンボジアの研修員と接する機会はあったものの、法務省独自の支援による招へいであり、企画・準備の段階から、担当教官や専門官の入念な準備作業に触れ、私自身も特別な緊張感をもってベトナムからの研究員を迎えたのでした。

初対面は宿泊先のホテル。教官とともにホテルで出迎え、ほんの少しだけ覚えたベトナム語で「シンチャオ！」とごあいさつ。もちろん笑顔で応えてくれる。「ベトナム

ムの人は優しくていい人たちだ～」と大感激。しかし、その後の会話が続かない。つい教官の陰に隠れてしまい、恥ずかしながら貝になった私なのでした。

その日は早朝に来日したにもかかわらず、研究員の皆さんはとっても元気。早速、午後から大阪城へ観光に行き、夜はホテルの近くで懇親会。懇親会では、最初から日本酒の熱燗注文で大量に飲酒するは、店員さんと記念撮影するはで大はしゃぎ。そんな陽気で楽しい雰囲気の上、ほとんど会話の成り立たない私にも常に笑顔をくれる優しさに触れ、一気にベトナムの人たちの魅力にとりつかれたのでした。

共同研究は約1週間と短い期間でしたが、その後は毎日、顔を合わせて笑顔で挨拶の言葉を交わすことが楽しみになっていき、少しだけ国際協力部員として成長できたことを実感したのでした。

私にとって、とても印象に残る共同研究となりましたが、いい話ばかりではありません。

赤面する失敗談を一つだけ紹介します。それは、公益財団法人アジア刑政財団に主催していただき、ホテルグランヴィア大阪にて開催された懇談会後の出来事。私は担当専門官とともに懇談会終了後の対応のため会場の側で待機し、会場から出てきた研究員をお迎えしたのですが、すると何やら、研究員の方から、携帯電話を指しながら問いかけられたのでした。うまく聞き取れず、いつものごとく笑顔で「イエス、イエス！」と安易に応えていたのです。ところが、よくよく聞くと「通訳人と連絡をとりたいが、通訳人の連絡先を知っているか？」と問うていたことが判明し、そんな私のいい加減な態度を見た研究員らは呆れた顔で私を凝視したのは言うまでもありません。今でも思い出すと赤面してしまう行動ですが、恥をかくのも良い経験と自分に言い聞かせ、今では教訓としている私です。

～初めてのベトナム～

日越司法制度共同研究が終了して約4か月が経った平成26年11月、いよいよ私にも海外出張が巡ってきたのです。出張先はなんとベトナム。やっぱりベトナムと縁があるのだなあと勝手に実感。出張期間は2週間、用務は、JICAプロジェクトの次期案件詳細計画策定調査及び法務省が独自に支援しているベトナム刑法改正に関するワークショップ開催でした。

しかし、私の前に立ちはだかったのは、教官との公用での海外渡航という大きなプレッシャー。という大げさですが、これまで私的な海外旅行は多少経験があったものの、一人旅の経験はなく他人任せの旅ばかり。加えて公私において優柔不断で小心者の私が、教官と二人で初めて訪問する国へ出張。海外での用務に支障が出ないため

に何を準備し、何を持参しなければならないのか、そんなことを考えるだけで不安一杯の毎日でしたが、そんな私にうれしい朗報。教官の御配慮で、7月に実施した日越司法制度共同研究の研究者とベトナムで懇親会を開催していただけるとのこと。初めて訪問する国で知っている人たちに会えると考えただけで大きな勇気が湧いてきたものでした。

無事、関空から出発。久しぶりの長時間フライトでしたが、飛行機好きの私にとってはむしろ好都合。機内食を記念撮影するなどの田舎者振りも発揮し、いざベトナムへ。

遠い遠い異国の地と思っていたベトナム、飛行機の窓から見た風景、空港に降りたって見た風景は、趣こそ違えど、日本と同じ地球上にある国なのだと思いに感じ、妙な安心感を覚えました。しかし、車でハノイ市内のホテルへ移動する間にその安心感は一変。道路は整備されているものの、その道路を走る車とバイクは大量に行き交い、交通ルールがないのかと思うほどのものすごい入り乱れ具合。バイクに乗った2人乗りの若者の集団がウイリー（前輪を地面から浮かせた状態）で並走して視線をこちらに向けてアピールしてくるは、クラクションがひっきりなしに鳴り響くはで、平均年齢が30歳にも満たないという若い国ベトナムのパワーを実感させられました。

翌日からいよいよ本格的な用務開始。JICA 職員の皆様とともに、出張当時に実施されていた「法・司法制度改革支援プロジェクト（フェーズ2）」のカウンターパートである司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びベトナム弁護士連合会、そして次期プロジェクトで新たにカウンターパートとして加わる首相府やその他関係機関を訪問しての協議に同行させていただきました。各カウンターパートとの協議では、次期プロジェクトの方向性について話し合い、その方向性を踏まえて作成した書類（PDM や PO）案の了承を得て、最終的にはすべてのカウンターパートから合意の署名を取りつけることを目指しましたが、支援を受ける側の要望、支援する側の意向がすぐにはかみ合わず、何度も修正を加え、それをまた相手側に確認してもらう作業の繰り返し。短い出張期間で多くのカウンターパートを相手にこのような作業を繰り返し行い、最終的に署名を取りつけるところまでたどり着けるかどうかというギリギリの折衝をしている大変な国際協力の現場を垣間見ることができ、私自身にとっても大変勉強になる毎日でした。

そんな緊張感あふれる日々の中でも、昼食、夕食は現地プロジェクト事務所の長期専門家の皆様の御配慮により、ベトナム料理などを堪能することができ、また、教官の御配慮により、日越司法制度共同研究の研究者と再会し、懐かしい一時を過ごすことができた上、週末には世界遺産のハロン湾まで足を伸ばす機会を得るなど、これま

での自分の価値観が変わったと言っても過言ではないほど、多くのことを学び、多くのことを感じる事ができたベトナムでした。

～終わりに～

冒頭でも触れましたが、国際協力部に異動となって1年8か月が経過しました。その間様々な経験を経て、私自身の価値観も少しずつ変化しているのを実感しています。また、上記体験記で触れたベトナム新規プロジェクトが本年4月に無事に始まり、同年10月には、ベトナム出張をともにした教官が同プロジェクトの長期専門家としてベトナムに赴任するなど、周りの環境も大きく変化しております。未だ、目まぐるしく過ぎていく日々の流れに身を任せる毎日ですが、これまでの経験をしっかりといかし、また、新しい経験を積極的に受け入れる気持ちを常に持ち、国際協力という素晴らしい仕事に携われることに感謝しながら、これまで以上にお役に立てるよう精進して参りたいと思っております。



E~MAIL

各国プロジェクトオフィスから To : icdmoj@moj.go.jp
From : Asia

現在(7月)ミャンマーは雨季ですが、地域によって雨の量はまちまちです。私たちが住んでいるネピドーは内陸にあるせいか、雨季であっても終日雨が降ることはありません。降っても1, 2時間くらいで雨は止むことが普通です(ただし、スコールですので豪雨ですが)。海岸に近いヤンゴンだと一日中雨が降り続くことも珍しくないようなので、雨季に限ってはネピドーの方が住みやすいかもしれません。今月初旬は、本邦研修に同行して帰国していましたが、梅雨の真っ最中で滞在中ほとんど雨でした。ただ、雨の方が日中気温が上がらなかったのでかえって過ごしやすかったような気がします。

とはいえ、毎日雨だと気が滅入るので、ミャンマーでいえば12月くらい(日本の5月くらい)の爽やかな天気が恋しいこの頃です。

今週から中間レビューが始まりました。調査団の方々をお待ちしております。

ちょうど食べごろのマンゴーも待っていますので楽しみにしてください(あまり知られていないですがミャンマーのマンゴーも高品質です!)

(ミャンマー長期派遣専門家 小松 健太)



カンボジアではプチュンバンが始まりました。

プチュンバンとは日本のお盆のことで、バンと盆はもともとサンスクリット語の同じ言葉に由来しています。

プチュンバンは、カンボジア人にとって2番目に重要な行事で(1番重要なのは4月のクメール正月)、プノンペンの住民の多くは故郷に里帰ります。

プチュンバン自体は9月27日から10月13日まで半月の間続き、最終の3日間は祝日になります。

カンボジアの人は、その間にお寺に行ってお供物を捧げ、お坊さんに祈禱をしてもらいます。

また、ご先祖の供養のため、もち米で作った小さな団子を投げます。

司法省でも、公式行事として司法大臣をはじめ幹部職員がそろってお寺にお参りするようです。

地方の農村部ではお寺の境内でパーティが開かれて、みんなで歌ったり踊ったりするようですが、クメール正月のような乱痴気騒ぎにはならず、もう少ししつとりとやるようです。

(カンボジア長期派遣専門家 辻 保彦)

幼稚園児の娘が8月からインターナショナルスクールの幼稚園部に通うようになりました。この娘の幼稚園までの送り届けることを始めてしばらくして、かなりの割合の子供が毎日父親に送り迎えをもらっていることに気がきました。しかも送り迎えをする父親たちは、おおむね短パン・Tシャツなど非常にリラックスした姿で送り迎えをしています。中には、子供を送り届けた後、そのまま校内のカフェのような場所で時間を過ごし、父親仲間や送り迎えの奥様方と密な情報交換をしたり、新規参入の親御さんにアドバイスしたりしているようなのです。また、いわゆるPTA役員を務めて学校のイベント等を運営する方などもいらっしゃるようです。「これは、単なる夫の子育て協力ではないな」と思い、妻に聞いてみると、奥様が国際機関などで働いていたり、民間企業の幹部をされていたりして、ご主人が主夫業を担当されている方も結構いらっしゃるとのこと。確かに、偶にその奥様を見かけると、ビシッとした格好で子供を送り届け、キビキビと職場へと出かけて行かれます。女性が自らの専門をいかして働き、男性がそれをフォローするスタイルが、ごく自然に行われているのを目の当たりにして、「思っていたよりも女性進出が進んでいるなあ」と感じた次第です。

(ラオス長期派遣専門家 須田 大)



先日、ハイフォン市ドーソン区で行われた闘牛祭りを見学する機会がありました。

この祭りは国の無形文化遺産にも認定されており、現在の形式になったのは1990年以降とのことですが、本来は海神へ捧げる神聖な儀式として1000年以上の歴史を有する由緒正しいものとのこと。

数日間にわたって予選が行われ、祭り本番である決勝戦当日は、予選を勝ち抜いた計16頭の水牛がトーナメント方式で激突していくのですが、巨大な水牛たちが闘牛場の左右から全力で走り寄り、角と角を激しくぶつけ合う試合の様は遠目で見ていると迫力満点で、思わず腰を浮かせて覗き込んでしまうほどでした。

もっとも、水牛たちが闘志満々だったのは緒戦のころだけであり、試合が進むにつれて、疲労が溜まってきたのか、来るべき運命を察して悲観したのか(参加した水牛は、勝者も敗者も皆縁起物として食べられてしまうのです。)、お見合いをしながらのんびりと草を食んだり、一度も角を合せないままさっさと逃走したりと、ベトナムらしさ? が漂う試合展開になっていったのは、さもありなんといったところでしょうか。

ちなみに、ドーソン区という小さなコミュニティのローカル祭りであるにも関わらず、全国的に有名になったせいか、水牛の出自は全国に散らばっており、中には「最強」の称号を求めてフランスからやってきた水牛もいるとのこと。

こんなところにもグローバル化の波が押し寄せているようです。

(ベトナム長期派遣専門家 松本 剛)

－ 編 集 後 記 －

私は、この4月から国際協力専門官として勤務し、足早に8か月が過ぎました。今年には暖冬と言われていますが、12月に入り寒い日が続いています。私の家族は常に誰かが風邪を引いているという体たらくですが、誌友の皆様におかれましては、体調を崩されませんよう、どうぞ御自愛下さい。

さて、本号の「巻頭言」は、阪井国際協力部長の「国際協力部について思うこと」です。

これまで法整備支援に関わった方々の功績を確認するとともに、今後、我々国際協力部職員が仕事をしていく上で考慮しなければならないことが示されています。

私も日常業務において型にはまることなく、工夫できることはないか常に考えながら仕事に取り組んでいかななくてはならないと感じました。

「寄稿」では、福山市立大学の桑原先生から寄稿「イスラームと立憲主義をめぐる問題の諸相」と題して執筆いただきました。

我々が日頃触れることの少ないイスラーム法について、その概要及びイスラームと立憲主義をめぐる論点を分かりやすく説明していただいています。本寄稿は次号以降にも引き続いて掲載されますが、国家と宗教の分離度合に関する論点など、非常に興味深い内容となっており、次回を心待ちにしています。

続いて「国際研修」では、堤教官による「ラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）法曹養成本邦研修」、内山教官による「第7回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修」、渡部教官による「第16回日韓パートナーシップ共同研究」を掲載しました。

「国際研究」では、渡部教官から「東ティモール共同法制研究」、堤教官から「ラオス司法大臣等招へい」の2本を紹介しています。

「活動報告」では、平成25年7月から平成27年7月まで、法律人材育成強化プロジェクトの長期派遣専門家としてラオスに派遣されていた中村元専門家（現横浜地方検察庁検事）から「ラオス法律人材育成の課題と展望」と題して帰国の報告をいただいております。現地における立法の現状等、貴重な経験を御紹介いただいておりますので、是非読んでいただきたいと思っております。

また、藤生統括専門官による「国際協力の現場から」では、国際協力部の業務における御自身のリアルな体験と国際協力に対する思いが綴られています。国際協力という仕事に携われることの素晴らしさと書かれていますが、この思いには私も非常に共感し、やりがいのある仕事であると再確認できました。

最後になりましたが、お忙しい中御寄稿くださいました皆様に厚く御礼申し上げます。関係者各位におかれましては、今後とも法整備支援活動に更なる御協力を賜りますようお願い申し上げます。

主任国際協力専門官 下岡 純一